

# 森町地域防災計画

(地震対策編)



# 目次

## 第1編 総論

第1章 計画の主旨	1
11-1 計画の目的	1
11-2 計画の性格	1
11-3 計画の構成	1
第2章 予想される災害	2
12-1 第4次地震被害想定	2
12-2 駿河トラフ・南海トラフ沿いで発生するレベル1の地震・津波（東海地震、東海・東南海地震、東海・東南海・南海地震）の被害想定の結果	3
12-3 駿河トラフ・南海トラフ沿いで発生するレベル2の地震・津波（南海トラフ巨大地震）の被害想定の結果	6
第3章 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱	12
13-1 森町	12
13-2 県	12
13-3 静岡県警察	13
13-4 防災関係機関等	13

## 第2編 平常時対策

第1章 防災思想の普及	18
21-1 森町	19
21-2 防災関係機関	21
第2章 自主防災活動	21
22-1 町民の果たすべき役割	21
22-2 地域における自主防災組織の果たすべき役割	22
22-3 事業所等の果たすべき役割	23
22-4 町の指導及び助成	24
22-5 自主防災組織と消防団との連携	25
第3章 地震防災訓練の実施	25
23-1 森町	25
23-2 防災関係機関	26
第4章 地震災害予防対策の推進	27
24-1 緊急消防援助隊の受入体制	27
24-2 消防用施設の整備	28
24-3 火災の予防対策	28
24-4 建築物等の耐震対策	29
24-5 被災建築物等に対する安全対策	30
24-6 地盤災害の予防対策	30

24-7	落下倒壊危険物対	31
24-8	危険予想地域における災害予防	31
24-9	被災者の救出活動対策	32
24-10	災害時要援護者の支援	32
24-11	生活の確保	33
24-12	がれき・残骸物の処理体制の整備	35
24-13	緊急輸送活動の確保	35
24-14	公共土木施設等の復旧用資材の備蓄	35
24-15	情報システムの整備	35
24-16	緊急輸送用車両等の整備	35
24-17	文化財に対する防災対策	36

### 第3編 地震防災施設緊急整備計画

第1章	地震防災施設整備方針	36
31-1	防災業務施設の整備	36
31-2	地域の防災構造化	36
31-3	緊急輸送路の整備	37
31-4	防災上重要な建物の整備	37
31-5	災害防止事業	37
31-6	災害応急対策用施設等の整備	38
第2章	地震対策緊急整備事業計画	38
32-1	防災業務施設の整備	38
32-2	避難地・避難路の整備	39
32-3	緊急輸送路の整備	39
32-4	防災上重要な建物の整備	40
32-5	災害の防止事業	41
第3章	地震防災緊急事業五箇年計画	41
33-1	防災業務施設の整備	41

### 第4編 地震防災応急対策(発災前の対象を含む)

第1章	防災関係機関等の活動	42
41-1	森町	42
41-2	静岡県警察	45
41-3	防災関係機関	45
41-4	自衛隊	48
第2章	情報活動	49
42-1	森町	49
42-2	防災関係機関	50
第3章	広報活動	50
43-1	森町	50

43-2	防災関係機関	50
43-3	地域住民等が地震防災活動上必要な情報を入手する方法	51
第4章	自主防災活動	51
第5章	緊急輸送活動	53
45-1	森町	53
第6章	自衛隊の支援	53
第7章	避難活動	54
47-1	避難対策	54
47-2	避難地の設置及び避難生活	56
第8章	社会秩序を維持する活動	57
48-1	予想される混乱	57
48-2	実施事項	57
第9章	交通の確保活動	58
49-1	陸上交通の確保対策	58
第10章	地域への救援活動	60
410-1	食料及び日用品の確保	60
410-2	飲料水の確保	61
410-3	医療救護・防疫・保健衛生活動及び廃棄物処理	61
410-4	応急復旧資材の確保	62
第11章	町有防災施設設備の防災措置	62
第12章	防災関係機関の講ずる生活及び安全確保等の措置	63
第13章	地震防災応急計画を作成すべき施設・事業所の対策	67
第14章	町が管理又は運営する施設等の地震防災応急対策	73
第15章	南海トラフ地震臨時情報発表時の町の防災対応について	74

## 第5編 災害応急対策

第1章	防災関係機関の活動	75
51-1	森町	75
51-2	静岡県警察	76
51-3	防災関係機関	76
第2章	情報活動	79
52-1	基本方針	80
52-2	情報の内容等	80
52-3	情報の収集	80
52-4	情報の伝達手段	81
52-5	報告及び要請事項の処理	81
第3章	広報活動	82
53-1	森町	82
53-2	防災関係機関	82
53-3	住民等が災害応急対策上必要な情報を入手する方法	82

第4章 緊急輸送活動	83
54-1 森町	83
54-2 防災関係機関の緊急輸送	85
第5章 広域応援要請	85
55-1 行政機関及び民間団体の応援活動	85
55-2 自衛隊の支援	86
第6章 災害の拡大防止活動	86
56-1 消防活動	87
56-2 水防活動	88
56-3 人命の救出活動	89
56-4 学校における災害応急対策	89
56-5 被災建築物等に対する安全対策	90
56-6 災害危険区域の指定	90
第7章 避難活動	90
57-1 避難対策	91
57-2 避難所の設置及び避難生活	93
第8章 社会秩序を維持する活動	94
58-1 町	95
第9章 交通の確保対策	95
59-1 陸上交通の確保	95
第10章 地域への救援活動	98
510-1 食料及び生活必需品の緊急物資の確保	98
510-2 給水活動	99
510-3 燃料の確保	99
510-4 医療救護活動	99
510-5 し尿処理	101
510-6 廃棄物（生活系）処理	101
510-7 がれき・残骸物処理	101
510-8 防疫活動	102
510-9 遺体の捜索及び措置	102
510-10 応急住宅の確保	104
510-11 ボランティア活動への支援	105
第11章 学校における災害応急対策及び応急教育	106
511-1 基本方針	106
511-2 計画の作成	106
第12章 被災者生活再建等への支援	107
512-1 基本方針	107
512-2 実施事項	107
第13章 町有施設及び設備等の対策	108
513-1 防災行政無線	109

513-2	公共施設等	109
513-3	コンピュータ	110
第14章	防災関係機関の講ずる災害応急対策	110
514-1	上水道	110
514-2	下水道	110
514-3	電力	110
514-4	ガス	111
514-5	通信	111
514-6	放送	111
514-7	市中金融機関	111
514-8	鉄道	112
514-9	道路	112
第15章	地震防災応急計画を作成すべき施設、事業所の災害応急対策	112

## 第6編 復旧・復興対策

第1章	防災関係機関の活動	113
61-1	町	113
61-2	静岡県警察	114
61-3	防災関係機関等	114
第2章	激甚災害の指定	117
62-1	基本方針	118
62-2	町の実施事項	118
第3章	震災復興計画の策定	118
63-1	町	118
第4章	復興財源の確保	118
64-1	予算の編成	118
64-2	復興財源の確保	119
第5章	震災復興基金の設立	119
65-1	震災復興基金の設立	119
第6章	復旧事業の推進	119
66-1	復興計画の策定	119
66-2	基盤施設の復旧	120
第7章	町の復興	120
67-1	町復興計画の策定	120
67-2	都市の復興	120
67-3	農山村の復興	121
第8章	被災者の生活再建支援	121
68-1	恒久住宅対策	121
68-2	災害弔慰金等の支給	122
68-3	被災者の生活再建支援	122

68-4	雇用対策	123
68-5	要配慮者の支援	123
68-6	生活再建支援策等の広報・啓発活動	123
68-7	相談窓口等の設置	124
第9章	地域経済復興支援	124
69-1	産業復興計画の策定	124
69-2	中小企業を対象とした支援	124
69-3	農林業を対象とした支援	124
69-4	地域全体に影響を及ぼす支援	125



## 第1編 総論

この計画の目的、性格、構成を明らかにし、町、防災関係機関、事業所及び町民等がそれぞれ果たすべき役割を示す。また、この計画の基礎となる第4次地震被害想定の概要を示す。

### 第1章 計画の主旨

この計画は、「災害対策基本法（昭和36年法律第223号）」第42条の規定に基づき作成する「森町地域防災計画」の「地震対策編」として定めるものであり、「大規模地震対策特別措置法（昭和53年法律第73号）」第6条の規定に基づく「地震防災強化計画」及び「東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成14年法律第92号）」第5条の規定に基づく「南海トラフ地震防災対策推進計画」を含むものである。

#### 11-1 計画の目的

わが国の太平洋側は、海底を震源域とする大地震が周期的に発生しているが、遠州灘東部から駿河湾奥にかけては、1854年の安政東海地震以降すでに150年以上このような地震がなく、地殻の歪みが蓄積している。このため静岡県は近い将来大地震が発生する可能性が大きいといわれている。

もし、東海地震が発生すればその規模はマグニチュード8クラスの巨大地震であり、森町内も震度6～7の激しい地震動に見舞われるものと想定される。

この地震による被害は未曾有の規模になるものと想定されるため、この広域かつ激甚な地震災害から国民の生命、身体及び財産を保護するため「大規模地震対策特別措置法」が昭和53年6月15日に制定された。

この法により、静岡県下の市町村は大規模な地震が発生するおそれ大きく、著しい地震災害が生ずるおそれがあるため、地震防災に関する対策を強化する必要がある地域（地震防災対策強化地域）として昭和54年8月7日指定され、地震が予知された場合の対策が義務づけられている。

この計画は、平常時に実施する地震防災対策（以下「平常時対策」という。）、地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項（以下「地震防災施設緊急整備計画」という。）、東海地震注意情報（以下「注意情報」という。）が発表された場合に実施する地震防災応急対策、警戒宣言が発せられた場合に実施する地震防災応急対策及び災害時に実施する災害応急対策について定め、これらの対策を推進することにより、町民の生命、身体及び財産を地震による災害から保護することを目的とする。

#### 11-2 計画の性格

- 1 この計画は、森町の地域に係る地震対策について定めるものである。
- 2 この計画は、町、防災関係機関、事業所及び町民等が、地震対策に取り組むための基本方針となるものである。
- 3 この計画のうち、第3編は、「地震防災対策強化地域における地震緊急整備事業に係わる国の財政上の特別措置に関する法律（昭和55年法律第63号）」、「地震防災対策特別措置法（平成7年法律第111号）」に基づく地震対策事業及びその他の地震対策事業について定めるものである。
- 4 この計画は、「静岡県地震対策推進条例」に規定している対策について、特に緊急に実施するものである。
- 5 この計画は、状況の変化に対応できるよう、必要に応じ見直しを行うものである。

#### 11-3 計画の構成

この計画は計画編と資料編から構成する。

計画編の構成は次の6編による。

- 1 第1編 総論

この計画の目的、性格、構成、第4次地震被害想定など計画の基本となる事項を示す。

## 2 第2編 平常時対策

平常時の教育、広報、訓練及び災害予防の対策を示す。

## 3 第3編 地震防災施設緊急整備計画

整備すべき防災事業の種類、目的、内容等を示す。

## 4 第4編 地震防災応急対策

注意情報が発表され、又は警戒宣言が発せられてから東海地震が発生するまで又は発生するおそれなくなるまでの間に行うべき対策を示す。

## 5 第5編 災害応急対策

地震災害が発生した場合の対策を示す。

## 6 第6編 復旧・復興対策

災害応急対策に一定の目途が立った後の復旧・復興対策を示す。

## 第2章 予想される災害

静岡県は有史以来たびたび地震、津波による災害に見舞われている。駿河湾から遠州灘にかけての海域には海洋プレートの境界を成す駿河トラフや南海トラフが存在し、巨大地震を繰り返し発生させてきた。陸域には糸魚川－静岡構造線や中央構造線などの大きな地質構造線が存在し、また、富士川河口断層帯、伊豆半島に分布する断層など多くの活断層が存在し、内陸直下の被害地震を発生させてきた。

特に近年では1930年北伊豆地震、1935年静岡地震、1944年東南海地震、1974年伊豆半島沖地震、1978年伊豆大島近海地震、2009年駿河湾を震源とする地震、また1978年頃より始まった伊豆半島東方沖の一連の群発地震活動による地震災害が発生している。

現在、本町に著しい被害を発生させるおそれがある地震としては、その発生の切迫性が指摘されている駿河湾及び駿河トラフ付近におけるプレート境界を震源域とする東海地震（マグニチュード<sup>1</sup> 8クラス）がある。このほか、駿河トラフ・南海トラフ沿いで発生する地震として、東南海地震や南海地震（それぞれマグニチュード8クラス）があり、また、これらの地震が連動して、あるいは時間差を持って発生する可能性も考えられる。一方、相模トラフ・相模湾側では、大正型関東地震（マグニチュード7.9程度）や神奈川県西部を震源域とするマグニチュード7クラスの地震がある。

また、東日本大震災の教訓として「想定外は許さない」という観点から、発生する頻度は極めて小さいが、発生すれば甚大な被害をもたらす、あらゆる可能性を考慮した最大クラスの地震・津波として、南海トラフ巨大地震（マグニチュード9クラス）や元禄型関東地震（マグニチュード8.1程度）などの巨大地震についても発生することを想定する必要がある。

この他山梨県東部や伊豆半島、静岡県中部などを震源とする地震活動にも注意を払っておく必要がある。

### 12-1 第4次地震被害想定

地震によって、町内の各地でどのような現象が発生し、どの程度の被害を受けるかを定量的に試算した結果を示し、的確かつ効果的な防災対策の樹立に資するものである。

試算については、県において、その発生の切迫性が指摘され、かつ最大級の災害が想定される地震として、中央防災会議「東北地方太平洋沖地震を教訓とした地震・津波対策に関する専門調査会報告」などを踏まえ、駿河トラフ・南海トラフ沿いと相模トラフ沿いで発生するレベル1・2の地震・津波を対象とした。なお、試算に用いた断層モデルは、現時点での科学的知見に基づき検討されたものであり、今後の科学的知見の蓄積を踏まえて検証され、場合によっては修正される可能性があることに留意するものとする。

区分	レベル1の地震・津波	レベル2の地震・津波
駿河トラフ・南海トラフ沿いで発生する地震・津波	東海地震 東海・東南海地震 東海・東南海・南海地震 宝永型地震 安政東海型地震 5地震総合モデル	南海トラフ巨大地震 (内閣府(2012))
相模トラフ沿いで発生する地震・津波	大正型関東地震	元禄型関東地震(※) 相模トラフ沿いの最大クラスの地震 (内閣府(2013))

※ 相模トラフ沿いでは約200～400年間隔で海溝型(プレート境界型)の地震が発生しており、このうち元禄16年(1703年)元禄関東地震は大正12年(1923年)大正関東地震に比べ広い震源域を持つ既往最大の地震とされている。

注) 内閣府(2012): 南海トラフ巨大地震による津波高・浸水域等(第二次報告)及び被害想定(第一次報告)について(以下同じ)

内閣府(2013): 首都直下のM7クラスの地震及び相模トラフ沿いのM8クラスの地震等の震源断層モデルと震度分布・津波高等に関する報告書

なお、この試算値は、今後、適切かつ効果的な地震対策の推進、さらに町民の防災への自助・共助の努力を積み重ねることによって、大幅に減少させることができると考える。

想定条件

区分	レベル1の地震	レベル2の地震
断層モデル	南海トラフ巨大地震(内閣府(2012)) ・基本ケース	南海トラフ巨大地震(内閣府(2012)) ・基本ケース ・陸側ケース ・東側ケース
自然条件	①冬・深夜	②夏・昼 ③冬・夕

想定結果

「東海地震、東海・東南海地震、東海・東南海・南海地震(レベル1)」及び「南海トラフ巨大地震(レベル2)基本ケース・陸側ケース・東側ケース」のそれぞれのケースの想定結果を記載する。

## 12-2 駿河トラフ・南海トラフ沿いで発生するレベル1の地震・津波(東海地震、東海・東南海地震、東海・東南海・南海地震等)の被害想定の結果

### 1 概説

この試算は、駿河トラフから南海トラフの領域を震源域に、東海地震、東海・東南海地震、東海・東南海・南海地震等が発生した場合を想定して行ったものである。

試算にあたっては、地質、地盤等の基本データを利用し、過去の地震被害例を参考に数値計算を行い、地震動・液状化等の各種危険度の想定をしている。

なお、強震断層モデルは、レベル1の地震とレベル2の地震との間で地震動の強さに本質的な差がないとの前提の下、暫定的にレベル2の地震と同じもの(内閣府(2012)の基本ケース)を使用している。津波断層モデルは、中央防災会議(2003)の東海・東南海・南海地震のモデルを使用している。

注) 中央防災会議(2003)：「東南海、南海地震等に関する専門調査会」(第16回)報告書

これらの結果を基に、地震動・液状化、人工造成地、山・がけ崩れ及び延焼火災に起因する建物被害とともに、ブロック塀・石塀及び屋外落下物等の物的被害や人的被害の試算をしている。

また、地震予知がなく発生した場合と警戒宣言が発せられた後地震が発生した場合について、それぞれ試算をしている。

## 2 建築物等被害に係る想定結果

(単位：棟)

項目	被害区分	予知なし			予知あり
		冬・深夜	夏・昼	冬・夕	
地震動	全壊	約1,800			約1,800
	半壊	約2,100			約2,200
液状化	全壊	約10			約10
	半壊	約30			約30
人工造成地	全壊	約50			約50
	半壊	約100			約100
津波	全壊	0			0
	半壊	0			0
山・がけ崩れ	全壊	約50			約50
	半壊	約100			約100
火災	焼失	約200	約400		約60
建物棟数		10,918			
建物被害総数	全壊及び焼失	約2,000	約2,100	約2,300	約2,000
	半壊	約2,400	約2,400	約2,400	約2,500
建物被害率	全壊及び焼失	約18.3%	約19.2%	約21.1%	約18.3%
	半壊	約22.0%	約22.0%	約22.0%	約22.9%

ブロック塀等転倒数	約60件
屋外落下物が発生する建物数	約400棟

「－」：被害わずか

注) ・端数処理のため合計値が各数値の和に一致しない場合がある。

- ・全壊：災害の被害認定統一基準による自治体判定基準に基づく全壊
- ・半壊：災害の被害認定統一基準による自治体判定基準に基づく半壊

### 3 人的被害に係る想定結果

(単位：人)

項目	被害区分	予知なし			予知あり			
		冬・深夜	夏・昼	冬・夕	冬・深夜	夏・昼	冬・夕	
建物倒壊 (うち屋内収容物移動・転倒、屋内落下物)	死者数	約40 —	約20 —	約30 —	約10 —	— —	約10 —	
	重傷者	約200 (約10)	約900 (約10)	約300 (約10)	約50 —	約300 —	約80 —	
	軽傷者	約600 (約50)	約1100 (約40)	約600 (約40)	約200 (約10)	約300 (約10)	約200 (約10)	
津波	早期避難率高+ 呼びかけ	死者数	0	0	0	0	0	
		重傷者	0	0	0	0	0	
		軽傷者	0	0	0	0	0	
	早期避難率低	死者数	0	0	0	0	0	
		重傷者	0	0	0	0	0	
		軽傷者	0	0	0	0	0	
山・がけ崩れ	死者数	—	—	—	—	—	—	
	重傷者	—	—	—	—	—	—	
	軽傷者	—	—	—	—	—	—	
火災	死者数	—	—	—	—	—	—	
	重傷者	—	—	—	—	—	—	
	軽傷者	—	約10	約10	—	—	—	
ブロック塀の転倒、 屋外落下物	死者数	—	—	—	—	—	—	
	重傷者	—	—	—	—	—	—	
	軽傷者	—	—	—	—	—	—	
死傷者 数 合 計	早期避難率高+ 呼びかけ	死者数	約40	約20	約40	約10	約10	約10
		重傷者	約200	約900	約300	約50	約300	約80
		軽傷者	約600	約1,200	約600	約200	約300	約200
	早期避難率低	死者数	約40	約20	約40	(不明)	(不明)	(不明)
		重傷者	約200	約900	約300	(不明)	(不明)	約80
		軽傷者	約600	約1,200	約600	(不明)	(不明)	約200
自力脱出困難者数・ 要救助者数	地震動	約100	約100	約100	約40	約30	約30	
	津波	—	—	—	—	—	—	

「—」：被害わずか

注) ・端数処理のため合計値が各数値の和に一致しない場合がある。

- ・倒壊：建物が構造的に倒壊・崩壊した状態を指し、岡田・高井(1999)による建物破壊パターンチャートのD5以上相当。全壊に含まれる。
- ・重傷者：1ヶ月以上の治療を要する負傷者
- ・軽傷者：1ヶ月未満の治療を要する負傷者

※夏・昼発災(予知なし)の場合、海水浴客の津波による死者数の増分は、約2,200人(早期避難率高+呼びかけ)～約9,200人(早期避難率低)

※予知あり時における発災時の津波からの避難行動は、早期避難率低と同じとした。

### 12-3 駿河トラフ・南海トラフ沿いで発生するレベル2の地震・津波（南海トラフ巨大地震）の被害想定の結果

#### 1 概説

この試算は、東側を駿河湾における南海トラフのトラフ軸（富士川河口断層帯を含む）とし、南西側（日向灘側）を九州・パラオ海嶺の北側でフィリピン海プレートが厚くなる領域までを震源域に、マグニチュード9程度の地震が発生した場合を想定して行ったものである。

試算に当たっては、地質や地盤、海岸現況等の基本データを利用し、中央防災会議（2011）等を参考に数値計算を行い、地震動・液状化等の各種危険度の想定をしている。

注）中央防災会議（2011）：「東北地方太平洋沖地震を教訓とした地震・津波対策に関する専門調査会報告」

これらの結果を基に、地震動・液状化、人工造成地、津波、山・がけ崩れ及び延焼火災に起因する建物被害とともに、ブロック塀・石塀及び屋外落下物等の物的被害や人的被害の試算をしている。

また、地震予知がなく地震が発生した場合と警戒宣言が発せられた後地震が発生した場合について、それぞれ試算をしている。

#### 2 建物等被害に係る想定結果

【地震動：基本ケース、津波：ケース①】

（単位：棟）

項目	被害区分	予知なし			予知あり
		冬・深夜	夏・昼	冬・夕	
地震動	全壊	約1,800			約1,800
	半壊	約2,100			約2,200
液状化	全壊	約10			約10
	半壊	約30			約30
人工造成地	全壊	約50			約50
	半壊	約100			約100
津波	全壊	0			0
	半壊	0			0
山・がけ崩れ	全壊	約50			約50
	半壊	約100			約100
火災	焼失	約200	約200	約400	約60
建物棟数		10,918			
建物被害総数	全壊及び焼失	約2,000	約2,100	約2,300	約2,000
	半壊	約2,400	約2,400	約2,400	約2,500
建物被害率	全壊及び焼失	約18.3%	約19.2%	約21.1%	約18.3%
	半壊	約22.0%	約22.0%	約22.0%	約22.9%

ブロック塀等転倒数	約60件
屋外落下物が発生する建物数	約400棟

「-」：被害わずか

注）・端数処理のため合計値が各数値の和に一致しない場合がある。

- ・全壊：災害の被害認定統一基準による自治体判定基準に基づく全壊
- ・半壊：災害の被害認定統一基準による自治体判定基準に基づく半壊

【地震動：陸側ケース、津波：ケース①】

(単位：棟)

項目	被害区分	予知なし			予知あり
		冬・深夜	夏・昼	冬・夕	
地震動	全壊	約3,400			約3,400
	半壊	約1,900		約1,800	約1,900
液状化	全壊	約10			約10
	半壊	約20			約20
人工造成地	全壊	約100			約100
	半壊	約400			約400
津波	全壊	0			0
	半壊	0			0
山・がけ崩れ	全壊	約60			約60
	半壊	約100			約100
火災	焼失	約200	約300	約500	約90
建物棟数		10,918			
建物被害総数	全壊及び 焼失	約3,900	約3,900	約4,100	約3,700
	半壊	約2,500	約2,500	約2,400	約2,500
建物被害率	全壊及び 焼失	約35.7%	約35.7%	約37.6%	約33.9%
	半壊	約22.9%	約22.9%	約22.0%	約22.9%

ブロック塀等転倒数	約90件
屋外落下物が発生する建物数	約11,000棟

「-」：被害わずか

注) ・端数処理のため合計値が各数値の和に一致しない場合がある。

- ・全壊：災害の被害認定統一基準による自治体判定基準に基づく全壊
- ・半壊：災害の被害認定統一基準による自治体判定基準に基づく半壊

【地震動：東側ケース、津波：ケース①】

(単位：棟)

項目	被害区分	予知なし			予知あり
		冬・深夜	夏・昼	冬・夕	
地震動	全壊	約3,100			約3,100
	半壊	約2,000		約1,900	約2,000
液状化	全壊	約10			約10
	半壊	約20			約20
人工造成地	全壊	約100			約100
	半壊	約400			約400
津波	全壊	0			0
	半壊	0			0
山・がけ崩れ	全壊	約60			約60
	半壊	約100			約100
火災	焼失	約200	約300	約500	約100
建物棟数		10,918			
建物被害総数	全壊及び 焼失	約3,500	約3,600	約3,800	約3,400
	半壊	約2,500	約2,500	約2,400	約2,500
建物被害率	全壊及び 焼失	約32.1%	約33.0%	約34.8%	約31.1%
	半壊	約22.9%	約22.9%	約22.0%	約22.9%

ブロック塀等転倒数	約80件
屋外落下物が発生する建物数	約900棟

「－」：被害わずか

注) ・端数処理のため合計値が各数値の和に一致しない場合がある。

- ・全壊：災害の被害認定統一基準による自治体判定基準に基づく全壊
- ・半壊：災害の被害認定統一基準による自治体判定基準に基づく半壊



3 人的被害に係る想定結果

【地震動：基本ケース、津波：ケース①】

(単位：人)

項目	被害区分	予知なし			予知あり			
		冬・深夜	夏・昼	冬・夕	冬・深夜	夏・昼	冬・夕	
建物倒壊	死者数	約40 —	約20 —	約30 —	約10 —	— —	約10 —	
(うち屋内収容物移動・転倒、屋内落下物)	重傷者数	約200 (約10)	約900 (約10)	約300 (約10)	約50 —	約300 —	約80 —	
	軽傷者数	約600 (約50)	約1,100 (約40)	約600 (約40)	約200 (約10)	約300 (約10)	約200 (約10)	
津波	早期避難率高+ 呼びかけ	死者数	0	0	0	0	0	
		重傷者	0	0	0	0	0	
		軽傷者	0	0	0	0	0	
	早期避難率低	死者数	0	0	0	0	0	
		重傷者	0	0	0	0	0	
		軽傷者	0	0	0	0	0	
山・がけ崩れ	死者数	—	—	—	—	—	—	
	重傷者	—	—	—	—	—	—	
	軽傷者	—	—	—	—	—	—	
火災	死者数	—	—	—	—	—	—	
	重傷者	—	—	—	—	—	—	
	軽傷者	—	約10	約10	—	—	—	
ブロック塀の転倒、 屋外落下物	死者数	—	—	—	—	—	—	
	重傷者	—	—	—	—	—	—	
	軽傷者	—	—	—	—	—	—	
死傷者 数 合 計	早期避難率高+ 呼びかけ	死者数	約40	約20	約40	約10	約10	約10
		重傷者	約200	約900	約300	約50	約300	約80
		軽傷者	約600	約1,200	約600	約200	約300	約200
	早期避難率低	死者数	約40	約20	約40	(不明)	(不明)	(不明)
		重傷者	約200	約900	約300	(不明)	(不明)	約100
		軽傷者	約600	約1,200	約600	(不明)	(不明)	約200
自力脱出困難者数・ 要救助者数	地震動	約100	約100	約100	約40	約30	約30	
	津波	—	—	—	—	—	—	

「—」：被害わずか

注) ・端数処理のため合計値が各数値の和に一致しない場合がある。

- ・倒壊：建物が構造的に倒壊・崩壊した状態を指し、岡田・高井(1999)による建物破壊パターンチャートのD5以上相当。全壊に含まれる。
- ・重傷者：1ヶ月以上の治療を要する負傷者
- ・軽傷者：1ヶ月未満の治療を要する負傷者

※夏・昼発災(予知なし)の場合、海水浴客の津波による死者数の増分は、約13,000人(早期避難率高+呼びかけ)～約29,000人(早期避難率低)

※予知あり時における発災時の津波からの避難行動は、早期避難率低と同じとした。

【地震動：陸側ケース、津波：ケース①】

(単位：人)

項目	被害区分	予知なし			予知あり			
		冬・深夜	夏・昼	冬・夕	冬・深夜	夏・昼	冬・夕	
建物倒壊 (うち屋内収容物移動・転倒、屋内落下物)	死者数	約100 (約10)	約50 (約10)	約80 (約10)	約30 —	約10 —	約20 —	
	重傷者	約400 (約30)	約1,500 (約20)	約500 (約20)	約100 (約10)	約400 (約10)	約100 —	
	軽傷者	約700 (約100)	約1,700 (約90)	約700 (約90)	約200 (約20)	約500 (約20)	約200 (約20)	
津波	早期避難率高+ 呼びかけ	死者数	0	0	0	0	0	
		重傷者	0	0	0	0	0	
		軽傷者	0	0	0	0	0	
	早期避難率低	死者数	0	0	0	0	0	
		重傷者	0	0	0	0	0	
		軽傷者	0	0	0	0	0	
山・がけ崩れ	死者数	約10	—	—	—	—	—	
	重傷者	—	—	—	—	—	—	
	軽傷者	—	—	—	—	—	—	
火災	死者数	約10	約10	約20	—	—	—	
	重傷者	—	—	約10	—	—	—	
	軽傷者	約10	約10	約20	—	—	—	
ブロック塀の転倒、 屋外落下物	死者数	—	—	—	—	—	—	
	重傷者	—	—	—	—	—	—	
	軽傷者	—	—	—	—	—	—	
死傷者 数 合 計	早期避難率高+ 呼びかけ	死者数	約100	約60	約100	約30	約10	約20
		重傷者	約400	約1,500	約500	約100	約400	約100
		軽傷者	約700	約1,700	約800	約200	約500	約200
	早期避難率低	死者数	約100	約60	約100	(不明)	(不明)	(不明)
		重傷者	約400	約1,500	約500	(不明)	(不明)	約100
		軽傷者	約700	約1,700	約800	(不明)	(不明)	約200
自力脱出困難者数・ 要救助者数	地震動	約400	約300	約300	約100	約90	約100	
	津波	—	—	—	—	—	—	

「—」：被害わずか

注) ・端数処理のため合計値が各数値の和に一致しない場合がある。

- ・倒壊：建物が構造的に倒壊・崩壊した状態を指し、岡田・高井(1999)による建物破壊パターンチャートのD5以上相当。全壊に含まれる。
- ・重傷者：1ヶ月以上の治療を要する負傷者
- ・軽傷者：1ヶ月未満の治療を要する負傷者

※夏・昼発災(予知なし)の場合、海水浴客の津波による死者数の増分は、約13,000人(早期避難率高+呼びかけ)～約29,000人(早期避難率低)

※予知あり時における発災時の津波からの避難行動は、早期避難率低と同じとした。

【地震動：東側ケース、津波：ケース①】

(単位：人)

項目	被害区分	予知なし			予知あり			
		冬・深夜	夏・昼	冬・夕	冬・深夜	夏・昼	冬・夕	
建物倒壊 (うち屋内収容物移動・転倒、屋内落下物)	死者数	約100 (約10)	約50 (約10)	約90 (約10)	約30 —	約10 —	約20 —	
	重傷者数	約300 (約20)	約1,600 (約20)	約500 (約20)	約90 (約10)	約400 —	約100 —	
	軽傷者数	約700 (約90)	約1,700 (約70)	約700 (約70)	約200 (約20)	約500 (約20)	約200 (約20)	
津波	早期避難率高+ 呼びかけ	死者数	0	0	0	0	0	
		重傷者	0	0	0	0	0	
		軽傷者	0	0	0	0	0	
	早期避難率低	死者数	0	0	0	0	0	
		重傷者	0	0	0	0	0	
		軽傷者	0	0	0	0	0	
山・がけ崩れ	死者数	約10	—	—	—	—	—	
	重傷者	—	—	—	—	—	—	
	軽傷者	—	—	—	—	—	—	
火災	死者数	約10	約10	約20	—	—	—	
	重傷者	—	—	約10	—	—	—	
	軽傷者	約10	約10	約20	—	—	—	
ブロック塀の転倒、 屋外落下物	死者数	—	—	—	—	—	—	
	重傷者	—	—	—	—	—	—	
	軽傷者	—	—	約10	—	—	—	
死傷者 数 合 計	早期避難率高+ 呼びかけ	死者数	約100	約60	約100	約40	約20	約30
		重傷者	約300	約1,600	約500	約90	約400	約100
		軽傷者	約700	約1,700	約700	約200	約500	約200
	早期避難率低	死者数	約100	約60	約100	(不明)	(不明)	(不明)
		重傷者	約300	約1,600	約500	(不明)	(不明)	約100
		軽傷者	約700	約1,700	約700	(不明)	(不明)	約200
自力脱出困難者数・ 要救助者数	地震動	約400	約300	約400	約100	約90	約100	
	津波	—	—	—	—	—	—	

「—」：被害わずか

注) ・端数処理のため合計値が各数値の和に一致しない場合がある。

- ・倒壊：建物が構造的に倒壊・崩壊した状態を指し、岡田・高井(1999)による建物破壊パターンチャートのD5以上相当。全壊に含まれる。
- ・重傷者：1ヶ月以上の治療を要する負傷者
- ・軽傷者：1ヶ月未満の治療を要する負傷者

※夏・昼発災(予知なし)の場合、海水浴客の津波による死者数の増分は、約13,000人(早期避難率高+呼びかけ)～約30,000人(早期避難率低)

※予知あり時における発災時の津波からの避難行動は、早期避難率低と同じとした。

### 第3章 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱

#### 計画作成の主旨

森町及び防災関係機関等が東海地震等の防災対策として実施する事務又は業務の大綱を示すものである。

#### 計画の内容

森町、県及び森町の地域を管轄する指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び防災応急計画又は南海トラフ地震防災対策推進計画（以下「対策計画」という。）を作成すべき者は、それぞれ東海地震等の防災対策を行うものとし、それぞれが実施すべき事務又は業務の大綱は次のとおりである。

#### 13-1 森町

- (1) 地震対策計画の作成
- (2) 地震防災に関する組織の整備
- (3) 自主防災組織の育成指導その他住民の地震対策の促進
- (4) 防災思想の普及
- (5) 防災訓練の実施
- (6) 地震防災のための施設等の緊急整備
- (7) 地震防災応急計画及び対策計画の作成指導及び届出の受理
- (8) 東海地震に関連する情報（「東海地震予知情報」、「東海地震注意情報」及び「東海地震観測情報」）、警戒宣言、その他地震に関する情報の収集、伝達及び広報
- (9) 緊急地震速報の意義と受信時にとるべき対応行動の広報・啓発
- (10) 避難の勧告又は指示に関する事項
- (11) 消防、水防、その他の応急措置
- (12) 応急の救護を要すると認められる者の救護、その他保護に関する事項
- (13) 注意情報発表時、警戒宣言発令時及び災害時における町有施設及び設備の整備又は点検
- (14) 緊急輸送の確保
- (15) 食料、医薬品その他の物資の確保、清掃、防疫その他保健衛生活動の準備等災害応急対策の準備及び実施
- (16) その他地震災害の発生の防止又は拡大防止のための措置

#### 13-2 県

- (1) 地震対策計画の作成
- (2) 地震防災に関する組織の整備
- (3) 自主防災組織の育成指導その他住民の地震対策の促進
- (4) 防災思想の普及
- (5) 防災訓練の実施
- (6) 地震防災のための施設等の緊急整備
- (7) 震度観測網及び震度情報ネットワーク等の維持・整備
- (8) 地震防災応急計画及び対策計画の作成指導及び届出の受理
- (9) 東海地震に関連する情報（「東海地震予知情報」、「東海地震注意情報」及び「東海地震観測情報」（臨時））、警戒宣言、地震情報、大津波警報、津波警報、津波注意報、その他地震・津波に関する情報の収集、伝達及び広報
- (10) 緊急地震速報の意義と受信時にとるべき対応行動の広報・啓発
- (11) 避難の勧告又は指示に関する事項

- (12) 水防その他の応急措置
- (13) 応急の救護を要すると認められる者の救護、その他保護に関する事項
- (14) 注意情報発表時、警戒宣言発令時及び災害時における町有施設及び設備の整備又は点検
- (15) 犯罪の予防、交通の規制その他社会秩序の維持
- (16) 緊急輸送の確保
- (17) 食料、医薬品その他の物資の確保、清掃、防疫その他保健衛生活動の準備等災害応急対策の準備及び実施
- (18) 森町、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関の地震防災応急対策及び災害応急対策の連絡調整
- (19) その他地震災害の発生の防止又は拡大防止のための措置

### 13-3 静岡県警察（袋井警察署・森分庁舎、町内各警察官駐在所）

- (1) 地震予知情報等の受理及び伝達
- (2) 地震予知情報等の広報
- (3) 危険区域への立入規制及び警備
- (4) 犯罪の予防、交通の規制その他社会秩序の維持
- (5) 避難状況等に関する情報の収集

### 13-4 防災関係機関等

#### 1 指定地方行政機関

##### (1) 総務省東海総合通信局

- ア 災害時に備えての電気通信施設（有線電気通信施設及び無線通信施設）の整備のための調整及び電波の監理
- イ 災害時における電気通信及び放送の確保のための応急対策及び非常の場合の無線通信の監理
- ウ 災害地域における電気通信施設、放送設備等の被害状況調査
- エ 通信インフラに支障が発生した被災地の地方公共団体への衛星携帯電話等の災害対策用移動通信機器及び災害対策用移動電源車の貸与
- オ 非常通信訓練の計画及びその実施についての指導に関すること
- カ 非常通信協議会の運営に関すること

##### (2) 財務省東海財務局（静岡財務事務所）

- ア 災害時における財政金融の適切な措置並びに関係機関との連絡調整
- イ 災害時の応急措置のための国有財産の無償提供に関すること

##### (3) 厚生労働省静岡労働局（磐田労働基準監督署）

- ア 事業場に対する地震防災対策の周知指導
- イ 事業場被災状況の把握

##### (4) 農林水産省関東農政局静岡県拠点

食料需給に関する情報収集及び災害時における関係機関、団体の被災状況の把握

##### (5) 国土交通省中部地方整備局（浜松河川国道事務所）

管轄する河川、道路、港湾についての計画、工事及び管理を行うほか、次の事項を行うよう努める。

##### ア 災害予防

- (ア) 所管施設の耐震性の確保
- (イ) 応急復旧用資機材の備蓄の推進及び防災拠点施設等の充実

- (ウ) 機動力を生かした実践的な方法による防災訓練の実施
- (エ) 公共施設等の被災状況調査を行う防災エキスパート制度の運用

イ 初動対応

地方整備局災害対策本部等からの指示により、情報連絡員（リエゾン）及び緊急災害対策派遣隊（T E C - F O R C E）等を派遣し、被災地方公共団体等が行う、被災状況の迅速な把握、被害の発生及び拡大の防止、被災地の早期復旧その他災害応急対策に対する支援を行うとともに、緊急車両の通行を確保するため、関係機関と調整を図りつつ、道路啓開を実施する。

ウ 応急・復旧

- (ア) 防災関係機関との連携による応急対策の実施
- (イ) 路上障害物の除去等による緊急輸送路の確保
- (ウ) 所管施設の緊急点検の実施
- (エ) 海上の流出油災害に対する防除等の措置
- (オ) 県からの要請に基づく災害対策用建設機械等の貸付

エ 警戒宣言発令時

- (ア) 警戒宣言、東海地震予知情報等の迅速な伝達
- (イ) 地震災害警戒体制の整備
- (ウ) 人員・資機材等の配備・手配
- (エ) 緊急輸送路確保のための交通規制に対する協力
- (オ) 道路利用者に対する情報の提供
- (カ) 航路啓開に関する計画に基づく、津波流出物の除去等による海上緊急輸送路の確保

(6) 国土地理院中部地方測量部

- ア 災害応急対策の際、災害に関する情報の収集及び伝達における地理空間情報の活用を図る。
- イ 災害予防、災害応急対策及び災害復旧・復興の際、国土地理院が提供及び公開する防災関連情報の利活用を図る。
- ウ 災害予防、災害応急対策及び災害復旧・復興の際、地理情報システムの活用を図る。
- エ 災害復旧・復興にあたっては、位置に関わる情報の基盤を形成するため、必要に応じて復旧測量等を実施する。

(7) 気象庁東京管区气象台（静岡地方气象台）

- ア 県知事に対して速やかに東海地震に関連する情報及び津波予警報の通報を行うこと。
- イ 気象庁が発表する地震動警報（緊急地震速報）の利用の心得などの周知・広報、大津波警報、津波警報及び津波注意報の通知、津波情報、地震情報（東海地震に関連する情報を含む。）等の発表又は通報並びに解説
- ウ 地震予知のための観測施設の整備並びに観測機器の保守
- エ 地震予知及び地震、津波に関する啓発活動並びに防災訓練に対する協力
- オ 異常現象に関する情報が町長から通報された場合、速やかに気象庁に報告し適切な措置を講ずること

(8) 環境省 関東地方環境事務所

- ア 有害物質等の発生等による汚染状況の情報収集及び提供
- イ 廃棄物処理施設等の被害状況、がれき等の廃棄物の発生量の情報収集
- ウ 行政機関等との連絡調整、被災状況・動物救護活動の状況等に関する情報収集、提供等

エ 放射性物質による汚染状況の情報収集及び提供並びに汚染等の除去への支援

(9) 防衛省 南関東防衛局

- ア 所管財産使用に関する連絡調整
- イ 災害時における防衛省本省及び自衛隊等との連絡調整
- ウ 在日米軍が災害対策措置を行う場合の連絡調整支援

2 指定公共機関

(1) 日本郵便株式会社東海支社（森町郵便局・町内各郵便局）

- ア 郵便事業の運営に関すること
- イ 災害の発生時又はそのおそれがある場合においては、可能な限り窓口業務を確保すること
- ウ 施設等の被災防止に関すること
- エ 利用者の避難誘導に関すること

(2) 東海旅客鉄道株式会社、日本貨物鉄道株式会社

- ア 警戒宣言、地震予知情報、地震情報等の伝達
- イ 列車の運転規制措置
- ウ 旅客の避難、救護
- エ 地震予知情報、列車の運行状況、旅客の避難実施状況等の広報
- オ 地震発生後に備えた資機材、人員等の配備手配
- カ 施設等の整備

(3) 西日本電信電話株式会社（掛川支店）、株式会社N T T ドコモ東海支社

- ア 警戒宣言発令時及び災害時における重要通信の確保
- イ 警戒宣言発令時及び災害時における通信疎通状況等の広報
- ウ 復旧用資機材等の確保及び広域応援計画に基づく手配

(4) 日本赤十字社静岡県支部

- ア 医療、助産及び遺体措置に関すること
- イ 血液製剤の確保及び供給のための措置
- ウ 被災者に対する救援物資の配布
- エ 義援金の募集
- オ 災害救助の協力奉仕者の連絡調整

(5) 日本放送協会（静岡放送局浜松支局）

- ア 地震災害に関する解説、キャンペーン番組等の積極的な編成による視聴者の地震防災に関する認識の向上
- イ 臨時ニュースの編成メディアを有効に活用し、地震予知情報、地震情報及びその他の地震に関する情報の正確迅速な提供に努めること
- ウ 地方公共団体等の要請に基づき、予報、警報、警告等の放送を行うこと
- エ 放送施設、設備の災害予防のため、防災施設、設備の整備をすすめること

(6) 中日本高速道路株式会社（東京支社）

- ア 交通対策に関すること
- イ 地震防災応急対策及び災害応急対策に関すること

(7) 日本通運株式会社（浜松支店）、福山通運株式会社、佐川急便株式会社、ヤマト運輸株式会社、西濃運輸株式会社

防災関係機関の要請に基づく緊急輸送車両の確保

- (8) 中部電力株式会社（掛川営業所、掛川電力所）
    - ア 警戒宣言発令時及び災害時における電力の緊急融通等による電力供給の確保
    - イ 復旧用資材等の整備
    - ウ 電力施設の災害予防措置及び広報の実施
  - (9) KDDI株式会社（ネットワーク浜松支店）、ソフトバンク株式会社
    - ア 地震予知情報の伝達
    - イ 重要な通信を確保するために必要な措置の実施
  - (10) 一般社団法人日本建設業連合会中部支部  
公共土木施設の被害調査及び復旧に関する協力
  - (11) 株式会社イトーヨーカ堂、イオン株式会社、ユニー株式会社、株式会社セブン イレブン・ジャパン、株式会社ローソン、株式会社ファミリーマート、株式会社セブン&アイ・ホールディングス
    - ア 町からの要請による災害救助の実施に必要な物資の調達等の実施
    - イ 被災地の復旧・復興を支援するため事業活動を早期に再開する
- 3 指定地方公共機関
- (1) 一般社団法人静岡県医師会、一般社団法人静岡県歯科医師会、公益社団法人静岡県看護協会、公益社団法人静岡県病院協会、公益社団法人静岡県薬剤師会
    - ア 検案（公益社団法人静岡県看護協会、公益社団法人静岡県薬剤師会及び公益社団法人静岡県病院協会を除く。）
    - イ 医療救護施設等における医療救護活動の実施
    - ウ 災害時の口腔ケアの実施（一般社団法人静岡県歯科医師会）
  - (2) 一般社団法人静岡県LPガス協会（西部支部袋井地区）
    - ア 需要家に対するLPガスによる災害の予防広報
    - イ 協会加入事業所による施設設備の耐震化等の予防対策の実施
    - ウ 警戒宣言発令時及び災害時における防災広報並びに協会加入事業所の施設の点検等災害防止措置の実施
    - エ 燃料の確保に関する協力
    - オ 協会加入事業所の被害状況調査及び応急復旧
  - (3) 一般社団法人静岡県バス協会（しずてつジャストライン株式会社、秋葉バスサービス）、商業組合県タクシー協会（森町タクシー）
    - ア 警戒宣言、地震予知情報等の伝達
    - イ 車両の運転規制措置
    - ウ 車両の運行状況、乗客の避難状況等の広報
  - (4) 天竜浜名湖鉄道株式会社
    - ア 警戒宣言、地震予知情報等の伝達
    - イ 列車の運転規制措置
    - ウ 列車の運行状況、乗客の避難状況等の広報
  - (5) 静岡放送株式会社、株式会社テレビ静岡、株式会社静岡朝日テレビ、株式会社静岡第一テレビ、静岡エフエム放送株式会社
    - ア 地震防災に関するキャンペーン番組、地震防災メモのスポット、定時ニュース番組等による防災知



## 識の普及

- イ 警戒宣言発令時及び災害時において特別番組を編成し、地震予知情報、地震情報その他地震に関する情報、国、県、市町村、防災関係機関等の防災活動状況を放送すること
  - ウ 放送施設、機器類等の整備の事前点検と災害予防のための設備の整備
  - (6) 一般社団法人静岡県トラック協会（中遠分室）
    - 防災関係機関の要請に基づく、協会加盟事業所からの緊急輸送車両等の確保
  - (7) 一般社団法人静岡県警備業協会
    - 災害時の道路交差点での交通整理支援
  - (8) 土地改良区（太田川上流部土地改良区・一宮土地改良区）
    - ア 災害予防
      - 所管施設の耐震性の確保
    - イ 警戒宣言発令時
      - 関係機関等に対する用水状況の情報提供
    - ウ 応急・復旧
      - (ア) 関係機関との連携による応急対策の実施
      - (イ) 所管施設の緊急点検
      - (ウ) 農業用水及び非常用水の確保
  - (9) 公益社団法人静岡県栄養士会
    - ア 要配慮者等への食料品の供給に関する協力
    - イ 避難所における健康相談に関する協力
  - (10) 一般社団法人静岡県建設業協会（袋井建設業協会）、森町建設事業協同組合
    - 公共土木施設の被害調査及び復旧に関する協力
- ## 4 自衛隊
- (1) 陸上自衛隊東部方面隊ほか
    - ア 災害時における人命又は財産保護のための救援活動
    - イ 災害時における応急復旧活動
  - (2) 海上自衛隊横須賀地方隊ほか
    - ア 災害時における人命保護のための救助
    - イ 災害時における応急復旧活動
  - (3) 航空自衛隊第一航空団（浜松基地）ほか
    - ア 災害時における人命保護のための救援活動
    - イ 災害時における応急復旧活動
- ## 5 地震防災応急計画の作成義務者
- (1) 地震防災訓練
  - (2) 従業員及び施設利用者等に対する避難方法等の周知
  - (3) 従業員等に対する防災教育及び広報
  - (4) 災害応急対策に必要な資機材等の確保措置
  - (5) 防災組織の整備
  - (6) 地震予知情報等の収集及び伝達
  - (7) 警戒宣言発令時における従業員及び施設利用者等の避難誘導

- (8) 警戒宣言発令時における火気の規制、施設整備等の点検、仕掛工事の中止等安全措置
- (9) 地震発生時における従業員及び施設利用者等の避難誘導
- 6 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者
  - 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者は、平素から災害予防体制の整備を図り、災害時には応急措置を実施するとともに、町の行う防災活動に協力するものとする。
  - (1) 森町消防(水防)団
    - ア 災害予防、警戒及び災害応急活動
    - イ 災害時における住民の避難誘導及び救助救出活動
    - ウ 予警報の伝達
    - エ その他災害現場の応急作業
  - (2) 磐周医師会(森町医会)・磐周歯科医師会(森町歯科医師会)
    - ア 医療救護施設等における医療救護活動の実施
  - (3) 森町商工会
    - ア 町が行う商工業関係の被害調査についての協力
    - イ 災害時における物価安定についての協力
    - ウ 救済用物資、復旧資材等の確保についての協力
  - (4) 遠州中央農業協同組合(森支店及び町内各支店)
    - ア 農産物の被害調査についての協力
    - イ 災害時における農産物の確保
    - ウ 農産物等の災害応急対策についての指導
  - (5) 森町森林組合
    - ア 防災に必要な物資、資機材の備蓄、整備及び点検、人員の確保
    - イ 防災関係機関施設の新設、改良及び復旧
  - (6) 町内建設業関係団体
    - ア 災害時における応急復旧対策についての協力
  - (7) 自主防災組織
    - ア 町の実施する被害調査、応急対策についての協力
    - イ 住民に対する情報の連絡、収受
    - ウ 避難誘導、避難場所の運営に関する協力
    - エ り災者に対する応急救護、炊き出し、救助物資等の配分に関する協力
  - (8) 防災上重要な施設の管理者
    - ア 所管に係る施設についての防火管理
    - イ 防災に関する保安措置、応急措置の実施
    - ウ 当該施設に係る災害復旧

## 第2編 平常時対策

地震発生時、注意情報発表時及び警戒宣言発令時に、的確な防災対策が講じられるようにするため、平常時に行う防災思想の普及、防災訓練、自主防災活動等について定める。

## 第1章 防災思想の普及

### 計画作成の主旨

地震による被害を最小限にとどめるため、町職員をはじめ、町民及び各組織等を対象に地震に関する知識と防災対応を啓発指導する。

### 計画の内容

#### 21-1 森町

町長は、災害応急対策及び地震防災応急対策の円滑な実施を確保するため、町職員に対する教育を行う。また、町は、町民自らが生命、身体、財産を守り、あわせて地域の地震災害を予防し、あるいは軽減することに資するため、町民に対し必要な教育及び広報を行う。この場合、地域の特性等による地震対策災害の態様等を十分に考慮して実情にあったものとする。

##### 1 町職員に対する教育

町職員として、行政を進める中で、積極的に地震防災対策を推進し、同時に地域における防災活動を率先して実施するため、必要な知識や心構えなど、次の事項について研修会等を通じて教育を行う。

- (1) 地震に関する基礎知識
- (2) 東海地震等の発生に関する知識
- (3) 東海地震等の危険度の試算の内容
- (4) 「静岡県地震対策推進条例」に規定する対策
- (5) 「森町地域防災計画地震対策編」の内容と町が実施している地震対策
- (6) 地震が発生した場合及び予知された場合に、具体的にとるべき行動に関する知識
- (7) 職員等が果たすべき役割（職員の動員体制と任務分担）
- (8) 東海地震に関連する情報及び警戒宣言の意義と、これらに基づきとられる措置
- (9) 緊急地震速報の意義と受信時にとるべき措置
- (10) 家庭の地震対策と自主防災組織の育成強化対策
- (11) 地震対策の課題とその他必要な事項

上記のうち、(6)及び(7)については、年度当初に各所属において、所属職員に対して十分に周知するものとする。また、各所属は、所管事項に関する地震防災対策について、それぞれが定めるところにより所属職員に対する教育を行うものとする。なお、各所属の地震防災計画については、防災課と協議のうえ、必要に応じ見直しを実施し、その都度所属職員に対して周知徹底を図るものとする。

また、上記のほか、森町教育委員会は「静岡県防災教育基本方針（県教育委員会編）」及び「学校の地震防災対策マニュアル（県教育委員会編）」によって、それぞれ職員に対して教育を行うものとする。

##### 2 生徒等に対する教育

町は、公立の学校及び幼稚園（「学校等」という。）及び私立の保育園に対し、幼児児童生徒（以下「生徒等」という。）に対する地震防災教育の指針を示し、その実施を指導する。

###### (1) 生徒等に対する指導

自らの安全を確保するための判断力や行動力の育成、生命の尊重や地域の安全のために貢献する心の育成、防災に関する知識・理解を深める学習等の指導を、各教科、道徳、特別活動、総合的な学習の時間等、教育活動の全体を通して実践する。

ア 災害発生時の実践的な防災対応能力を身に付けられるよう、学校の防災訓練の充実を図る。

イ 社会に奉仕する精神を培うとともに、防災ボランティアとして活動するための知識や技術を習得するため、学校教育だけでなく地域社会の各種の取組を活用して、ボランティア活動への参加を促進す

る。

(2) 中学生、高校生を中心に応急看護の実践的技能の習得の徹底を図る。

### 3 町民に対する防災思想の普及

町は、地震発生時、東海地震注意情報発表時及び警戒宣言発令時に町民が的確な判断に基づき行動できるよう、地震についての正しい知識、防災対応等について啓発する。この際、高齢者、障がいのある人、外国人、乳幼児、妊産婦等要配慮者に十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努めるものとする。

特に、11月を「地震防災強化月間」と定め、突然地震が発生した場合の対応及び家庭内対策を中心に啓発活動を重点的に実施する。

なお、この場合、自主防災組織及び専門的知識を持つ静岡県防災士等の積極的な活用を図る。また、県及び町は、地域コミュニティにおける多様な主体の関わりの中で防災に関する教育の普及促進を図るものとする。

#### (1) 一般的な啓発

##### ア 啓発内容

- (ア) 東海地震等の基礎的な知識
- (イ) 東海地震等の危険度の試算の内容
- (ウ) 「静岡県地震対策推進条例」に規定する対策
- (エ) 突然地震が発生した場合の行動指針等の応急対策
- (オ) 東海地震に関連する情報及び警戒宣言の意義とこれらの情報発表時の行動指針等の基礎的知識
- (カ) 緊急地震速報の意義と受信時にとるべき措置
- (キ) 地域及び事業所等における自主防災活動及びそれらの連携の重要性
- (ク) 防災関係機関等が講ずる災害応急対策及び地震防災応急対策
- (ケ) 山・がけ崩れ危険予想地域等に関する知識
- (コ) 避難地、避難路、その他避難対策に関する知識
- (サ) 住宅の耐震診断及び耐震改修、ブロック塀の倒壊防止、家具の固定、ガラスの飛散防止、火災予防、非常持出品の準備等の平常時の準備
- (シ) 消火、救出・救助、応急手当等に関する知識
- (ス) 避難生活に関する知識
- (セ) 要配慮者への配慮
- (ソ) 安否情報の確認のためのシステム

##### イ 手段、方法

「広報もりまち」、ホームページ、パンフレット、リーフレット、ポスター、映画フィルム及びビデオテープ等の媒体や、専門的知識を有する人材を活用し、地域の実情に合わせたより具体的な手法により普及を図る。特に突然発生した地震に対する住民の行動指針について周知徹底を図る。

#### (2) 社会教育を通じての啓発

町教育委員会は、PTA、女性団体、青少年団体等を対象とした各種研修会、集会等を通じて地震防災に関する知識の普及、啓発を図り、町民がそれぞれの立場から社会の一員としての自覚をもち、地域の地震防災に寄与する意識を高める。

また、文化財を地震災害から守り、後世に継承するため、文化財愛護団体等の諸活動を通じて防災指導、文化財に対する防災知識の普及を図る。

#### ア 啓発内容

町民に対する一般的な啓発に準ずる。その他、各団体の性格等を考慮し、それぞれに合致したものとする。

#### イ 手段、方法

各種学級・講座、集会、大会、学習会、研修会等において実施する。

#### (3) 各種団体を通じての啓発

町は、各種団体に対し、研修会、講演会、資料の提供、DVD・BD等の貸出しを通じて、地震防災思想の普及に努める。これによって、それぞれの団体の構成員である民間事業所等の組織内部における防災知識の普及を促進させるものとする。

#### (4) 防災上重要な施設管理者に対する教育

町は、危険物を取り扱う施設や不特定多数の者が出入りする施設の管理者等に対し、地震防災応急計画及び対策計画の作成・提出の指導を通じ、注意情報発表時、警戒宣言発令時、緊急地震速報を受信した時及び地震発生時における施設管理者のとるべき措置についての知識の普及に努める。

#### (5) 相談窓口等

町はそれぞれの部署において、所管する事項について、町民の地震対策の相談に積極的に応ずるものとする。なお、総括的な事項及び建築に関する事項の相談窓口は次のとおりである。

ア 総括的な事項・・・・・・・・・・防災課、袋井消防森分署

イ 建築等に関する事項・・・・・・・・定住推進課

#### 4 ボランティア団体等の組織化の推進及び啓発

町は、地域のボランティア団体等の組織化を推進し、その連絡会等を通じて地震防災に関する知識の普及、啓発に努め、災害対策活動の推進を図る。

### 21-2 防災関係機関

西日本電信電話株式会社、中日本高速道路株式会社、中部電力株式会社、バス会社、ガス会社等の防災関係機関はそれぞれ所掌する事務又は業務に関する地震防災応急対策、災害応急対策、利用者等の実施すべき事項等について広報を行う。

## 第2章 自主防災活動

### 計画作成の主旨

地震の災害から町民の生命、身体及び財産を保護するためには、町、県をはじめ防災関係機関が総力をあげて対策を講ずることが必要である。しかし、同時に住民一人一人が地震についての十分な防災意識をもち、訓練を積み重ねることにより防災対策を体で覚え、これを家庭、地域、職域等で実践しなければならない。さらに、こうした防災対策は、地域住民が相互に協力し、消防団をはじめ、各種団体と有機的連携を保ち、自発的に防災組織をつくることによって効果的なものになる。

また、男女双方の視点に配慮した防災を進めるため、自主防災活動における女性の参画を拡大し、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制を確立する必要がある。このため、町及び県は、的確な自主防災活動ができるようその基準等を示すものである。

### 計画の内容

#### 22-1 町民の果たすべき役割

地震の防災に関し、町民が果たすべき役割は極めて大きい。町民は、自分達の安全は、自らの手で守る意欲をもち、平常時から地震発生後にいたるまでの次の事項を想定し、可能な防災対策を着実に実施する必要

がある。

#### 1 平常時から実施する事項

- (1) 地震防災に関する知識の吸収
- (2) 地域の危険度の理解
- (3) 家庭における防災の話し合い
- (4) 警戒宣言発令時及び災害時の避難地、避難路、避難方法、家族との連絡方法及び最寄りの医療救護施設の確認
- (5) 石油ストーブ、ガス器具等について対震自動消火等火災予防措置の実施
- (6) 家屋の補強等
- (7) 家具その他落下、倒壊危険物の対策
- (8) 飲料水、食料、携帯トイレ、日用品、医薬品等生活必需品の備蓄（食料・飲料水については最低7日分）
- (9) 緊急地震速報を受信したときの適切な対応行動

#### 2 注意情報発表時に実施が必要となる事項

- (1) 正確な情報の把握
- (2) 適切な避難（注意情報発表時に避難の実施を必要とする要配慮者に限る。）

#### 3 警戒宣言発令時に実施が必要となる事項

平常時の準備を生かし、自主防災活動を中心として概ね次の事項が実施できるようにする。

- (1) 正確な情報の把握
- (2) 火災予防措置
- (3) 非常持出品の準備
- (4) 適切な避難及び避難生活
- (5) 自動車の運転の自粛

#### 4 地震災害発生後に実施が必要となる事項

- (1) 出火防止及び初期消火
- (2) 地域における相互扶助による被災者の救出活動
- (3) 負傷者の応急手当及び軽傷者の救護
- (4) 自力による生活手段の確保

### 22-2 地域における自主防災組織の果たすべき役割

地域における防災対策は、自主防災組織により共同して実施することが効果的である。自主防災組織は、町や県と協力し、地域の防災は自らの手で担う意欲をもって次の活動をするものとする。

#### 1 平常時の活動

##### (1) 防災知識の学習

正しい防災知識を一人一人が持つよう映画会、講演会、研究会、訓練その他あらゆる機会を活用し、啓発を行う。主な啓発事項は、東海地震等の知識、地震予知情報・警戒宣言・地震情報の性格や内容、平常時における防災対策、警戒宣言時の対応、災害時の心得、自主防災組織が活動すべき内容、自主防災組織の構成員の役割等である。

##### (2) 「防災委員」の自主防災組織内での活動

防災委員は、住民の防災対策の啓発活動を行うほか、自主防災組織内においても役員として、又は組織の長の相談役、補佐役として(3)以下の諸活動の企画、実施に参画するものとする。

(3) 「自主防災地図」の作成

自主防災組織は、地域に内在する危険や、災害時に必要となる施設等を表わす地図を作成して掲示し、あるいは各戸に配布することよりの確な防災計画書の作成を容易にするとともに、一人ひとりの防災対応行動の的確化を図る。

(4) 「自主防災組織の防災計画書」の作成

地域を守るために必要な対策及び自主防災組織構成員ごとの役割をあらかじめ防災計画書などに定めておく。

(5) 「自主防災組織の台帳」の作成

自主防災組織が的確な防災活動を行うのに必要な自主防災組織の人員構成、活動状況、資機材等設備の現況及び警戒宣言時の避難行動を明らかにしておくため、自主防災組織ごとに次に掲げる台帳を作成しておく。なお、避難行動要支援者台帳（要配慮者に関する台帳）の整備にあたっては、民生委員・児童委員や身体障がい者相談員、福祉関係団体等との連携に努める。

ア 世帯台帳（基礎となる個票）

イ 避難行動要支援者台帳（要配慮者に関する台帳）

ウ 人材台帳

エ 自主防災組織台帳

(6) 「防災点検の日」の設置

家庭と地域の対策を結びつける効果的な防災活動を行い、また、防災活動用の資機材の整備及び点検を定期的に行うため「防災点検の日」を設ける。

(7) 避難所の運営体制の整備

警戒宣言発令時の避難対象地区住民等の避難生活及び発災時の被災住民等の避難所生活が円滑に行われるように、「避難生活の手引き」、「避難所運営マニュアル」、「避難生活計画書」等を参考に、避難所ごとに町及び避難所の施設管理者と協力して運営体制を整備する。

(8) 防災訓練の実施

総合防災訓練、地域防災訓練その他の訓練において、次に掲げる警戒宣言発令時及び災害発生時の対応に関する事項を主な内容とする防災訓練を実施する。この場合、他の地域の自主防災組織、事業所の防災組織、町等と有機的な連携をとるものとする。また、要配慮者に配慮した訓練の実施に努めるものとする。

ア 情報の収集及び伝達の訓練

イ 出火防止及び初期消火の訓練

ウ 避難訓練

エ 救出及び救護の訓練

オ 炊き出し訓練

(9) 地域内の他組織との連携

地域内事業所の防災訓練や地域におけるコミュニティ組織、民生委員・児童委員や身体障がい者相談員、福祉関係団体等と連携を密にし、総合的な自主防災活動の推進に努めるものとする。

## 22-3 事業所等の果たすべき役割

### 1 事業所等の自主的な防災活動

事業所及び施設を管理し、又は運営する者（以下「事業所等」という。）は、従業員、利用者等の安全を守るとともに、地域に災害を拡大することのないよう的確な防災活動を行うとともに、被災住民の救出

など地域の一員としての防災活動に参加するよう努めるものとする。このため事業所等は、自主的な防災組織をつくり、関係地域の自主防災組織と連携をとり、事業所および関係地域の安全の確保に積極的に努めるものとする。また、災害時の事業所の果たすべき役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を十分認識し、各事業所において災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）を策定するよう努めるものとする。

事業所等における自主的な防災活動は、概ね次のものについて、それぞれの実情に応じて行う。

- (1) 防災訓練
  - (2) 従業員等の防災教育
  - (3) 情報の収集、伝達体制の確立
  - (4) 火災その他災害予防対策
  - (5) 避難対策の確立
  - (6) 救出及び応急救護等
  - (7) 飲料水、食料、生活必需品等、災害時及び警戒宣言時に必要な物資の確保
  - (8) 施設及び設備の耐震性の確保
  - (9) 予想被害からの復旧計画策定
  - (10) 各計画の点検・見直し
- 2 事業所の防災力向上の促進

県及び町は、事業所を地域コミュニティの一員としてとらえ、地域の防災訓練等への積極的参加の呼びかけ、防災に関するアドバイスを行うものとする。

#### 22-4 町の指導及び助成

##### 1 自主防災組織づくりの推進

町は、西部支援局と連携して、その地域に合った自主防災組織づくりを推進する。

##### 2 自主防災に関する意識の高揚

町は、自主防災に関する認識を深め、自主防災組織を充実するために、定期的に資料の提供、研修会の開催等を行う。その際、女性の参画の促進に努めるものとする。

研修名	実施機関	対象者	目的
自主防災組織リーダー研修	町	町内会の推薦による自主防災防組織の中心的リーダー	防災上の知識・技能の向上を図ることにより単位自主防災組織の活性化に資するとともに、自主防災活動の情報交換を行い、広域的な視野を持つ地域リーダーとしての活動者を育成する。
地域防災指導員研修	県・町	各地区から推薦された指導者	防災上の知識・技能を修得し、自主防災組織及び地域住民への防災意識・対策について啓発・強化に資する。

##### 3 組織活動の促進

町は、消防森分署及び消防団等と有機的な連携を図りながら適切な指導を行い、自主防災組織が行う訓練その他の活動の充実を図る。

##### 4 自主防災組織への助成



町は、自主防災組織の活動に必要な防災用資機材及び倉庫の整備等を促進する。

## 22-5 自主防災組織と消防団との連携

消防団は地域住民により構成される消防機関であり、自主防災組織の訓練に消防団が参加し、資機材の取扱いの指導を行ったり、消防団OBが自主防災組織の役員に就任するなど、組織同士の連携や人的な交流等を積極的に図ることとする。

## 第3章 地震防災訓練の実施

### 計画作成の主旨

東海地震に関連する情報の発表時、警戒宣言発令時及び地震災害発生時に的確な防災対策を実施するための訓練について定める。町民は、自主防災組織及び事業所等の防災組織の構成員として、町や県の実施する訓練に積極的に参加し、的確な防災対応を体得するものとする。また、突発的に大規模な災害が広域的に発生した際の適切な行動対応に重点を置いて行う。

なお、高齢者、障がいのある人、外国人、乳幼児、妊産婦等要配慮者に十分配慮した訓練を実施し、要配慮者の支援体制の整備に努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努めるものとする。

### 計画の内容

#### 23-1 森町

##### 1 防災訓練の内容

町は、総合防災訓練及び地域防災訓練を実施する。そのほか、国、県、他の市町村及び防災関係機関と共同して、又は単独で各種の防災訓練を実施する。

訓練に当たっては、東海地震に関連する情報が発表され、警戒宣言が発令される場合及び突然地震が発生する場合、それぞれ各種の時間帯を想定して実施し、訓練のシナリオに緊急地震速報を取り入れる等逐次訓練内容の高度化を図り、初動体制及び情報収集・伝達体制の強化等により実効性の上がる訓練を行い、防災対応への習熟度を高めるものとする。また、要配慮者に対する避難誘導、救出・救助、自主防災組織と事業所との連携による防災活動など、地域の特性に配慮して実施するものとする。

##### (1) 総合防災訓練

- ア 職員の動員
- イ 東海地震に関連する情報、警戒宣言、地震情報その他防災上必要な情報の収集及び伝達
- ウ 注意情報発表時、警戒宣言発令時及び災害発生時の広報
- エ 「南海トラフ地震における静岡県広域受援計画」による受援活動
- オ 警戒宣言発令時及び災害発生時の避難誘導、避難の勧告・指示及び警戒区域の設定
- カ 緊急地震速報を受けたときの適切な対応行動
- キ 食料、飲料水、医療その他の救援活動
- ク 消防、水防活動
- ケ 救出・救助
- コ 避難生活
- サ 道路啓開
- シ 応急復旧

##### (2) 地域防災訓練

- ア 12月第1日曜日を「地域防災の日」と定め、自主防災組織を中心とした地域の実情にあった防災訓

練を実施する。

イ この訓練は、突然発生地震を想定するものとし、町が作成した訓練内容に関する指針を参考に、要配慮者等に配慮した訓練を実施する。

(3) 個別防災訓練

総合防災訓練及び地域防災訓練とは別に個別防災訓練を行う。その主な事項は次のとおりとする。

ア 情報の収集、伝達訓練

東海地震に関する情報の発表時及び警戒宣言発令時には、特に情報の正確かつ迅速な収集及び伝達が防災対策の基本となることに鑑み、防災関係機関、自主防災組織等と協力して実施する。

イ 防災業務の訓練

各課等はそれぞれ所掌する防災業務について、単独又は関係機関と共同して各種の防災訓練を実施する。

(4) 県、防災関係機関の防災訓練に対する協力等

ア 町は、県及び防災関係機関に対し、町が実施する訓練に参加するよう要請する。

イ 町は、県又は防災関係機関が実施する訓練に可能な限り参加、協力する。

(5) 防災訓練の実施回数

総合防災訓練 年1回以上

地域防災訓練 年1回以上

個別防災訓練 年1回以上

(6) 防災訓練の広報

訓練に町民等の積極的参加を求めるとともに、訓練に伴う混乱を防止するため必要な広報を行う。

## 23-2 防災関係機関

防災関係機関は、それぞれ定めた地震防災強化計画又は地震防災応急計画並びに南海トラフ地震防災対策推進計画又は対策計画に基づいて訓練を行う。

その主要な機関及び重点事項は次のとおりである。

(1) 天竜浜名湖鉄道株式会社

ア 警戒宣言及び地震予知情報の伝達

イ 列車の運転規制方及び運転再開方

ウ 旅客の避難誘導

(2) 西日本電信電話株式会社（浜松支店）、株式会社N T T ドコモ東海支社

ア 警戒宣言及び地震予知情報等の伝達

イ 警戒宣言発令を想定した通信ふくそう対策等の地震防災応急対策

ウ 地震発生を想定した通信設備の緊急復旧等の地震災害応急対策

(3) 日本赤十字社静岡県支部

ア 医療救護実施のための救護資機材の点検確認、救護班の編成及び訓練等の実施

イ 血液製剤の確保及び供給

ウ 赤十字奉仕団、自主防災組織などに対する救急法の講習等の指導

(4) 日本放送協会（静岡放送局浜松支局）

ア 組織動員

イ 情報連絡

ウ 放送送出

- エ 視聴者対応等
- (5) 中日本高速道路株式会社（東京支社）
  - ア 警戒宣言等の伝達
  - イ 地震発生に備えた資機材、人員等の配備手配
  - ウ 交通対策
  - エ 緊急点検
- (6) 中部電力株式会社（掛川営業所、掛川電力所）
  - ア 情報連絡、災害復旧資機材の整備点検及び復旧
  - イ 地震防災応急対策
  - ウ 災害復旧
- (7) しずてつジャストライン株式会社、秋葉バスサービス株式会社
  - ア 乗客の避難
  - イ 情報伝達
- (8) 静岡放送株式会社、株式会社テレビ静岡、株式会社静岡朝日テレビ、株式会社静岡第一テレビ、静岡エフエム放送株式会社
  - ア 組織動員
  - イ 情報連絡
  - ウ 視聴者対応等
- (9) 地震防災応急計画及び対策計画の作成義務者
  - ア 情報の収集及び伝達
  - イ 避難誘導
  - ウ 火災予防措置及び施設、設備等の点検
  - エ その他施設、事業の特性に応じた事項

## 第4章 地震災害予防対策の推進

### 計画作成の主旨

地震災害対策の検討に当たり、科学的知見を踏まえ、あらゆる可能性を考慮し最大クラスの地震を想定し、その想定結果に基づき対策を推進するものとする。なお、地震による火災や建築物等の倒壊等による災害の発生を予防し又は軽減するための対策、被災者を救出するための対策、被災後の生活を確保するための措置等平常時における予防対策を定める。

また、町は県第4次地震被害想定において推計された被害をできる限り軽減するための新たな行動目標として策定した「森町地震対策アクションプログラム2013（平成25年度）」により、ハード・ソフトの両面からできる限り組み合わせで対策を充実・強化する。

また、その際、町民の参画を進め、国県と連携し効率的、効果的な地震対策をすすめる。業務継続計画の策定などにより、業務継続性を図るものとする。また、実効性のある業務継続体制を確保するため、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化に応じた体制の見直し、計画の改訂などを行う。災害時に、地域において災害対策の拠点となる施設の整備に努めるものとする。

### 計画の内容

#### 24-1 緊急消防援助隊の受援体制

県及び町は、消防組織の確立及び消防施設の強化拡充並びに消防相互応援体制の充実を図るとともに、実践

的な訓練等を通じて、緊急消防援助隊の受援体制の整備に努めるものとする。

## 24-2 消防用施設の整備

県及び町は、所掌する業務に応じ、災害時に地域における消防活動の拠点となる以下の施設の整備に努めるものとする。

- (1) 消防団による避難誘導のための拠点施設
- (2) 緊急消防援助隊による救助活動のための拠点施設
- (3) 消防本部又は消防署若しくはその出張所の庁舎のうち耐震改修が必要であるもの又は津波対策の観点から移転が必要であるもの
- (4) 消防の用に供する自家発電設備又は自家給油設備
- (5) 地震災害時における救助活動等に係る機能強化を図るための消防用車両、航空機又は資機材
- (6) 消防救急デジタル無線又は高機能指令センター
- (7) その他、地震災害等に対応するために特に必要と認められる消防用施設

## 24-3 火災の予防対策

町は、危険物関係施設、工場、事業所等の管理者及び町民に理解と協力を求め、地震による火災を未然に防止するため、町（消防分署）、防災関係機関、事業所及び町民が一体となって火災予防の徹底を図るものとする。

### 1 町（消防分署）

町（消防分署）は、危険物関係施設、工場、事業所等の管理者及び町民に理解と協力を求め、地震による火災を未然に防止するために次の指導を進める。

- (1) 危険物施設、少量危険物取扱所  
別に作成した「危険物製造所等の地震対策指針」等に基づき、必要な安全対策を関係事業所に周知し、その実施を促進する。
- (2) 高圧ガス（LPガスを含む。）施設  
高圧ガス貯槽に設けられている緊急遮断弁に感震装置を付設するよう指導するとともに、施設の耐震診断と補強の指針を作成し、安全対策を促進する。  
特に、可燃性ガス、毒性ガスのボンベについては、転倒防止措置の実施を徹底する。
- (3) LPガス消費設備  
LPガスボンベについては、鎖等により転倒防止措置を徹底するとともに、ガス放出防止器等の取付を促進する。
- (4) 研究室、実験室等薬品類を保有する施設  
次のような自然発火が生じないよう予防措置を講ずることを指導する。
  - ア 可燃物と酸化剤の接触による発火
  - イ 黄りん、金属ナトリウム等の保護液の流出による発火
  - ウ 金属粉、カーバイトその他浸水による発火
- (5) 不特定多数の者が出入りする施設  
スーパーマーケット、宿泊施設、ホール等の不特定多数の者が出入りする施設における出火防止対策について特に指導を強化する。
- (6) 病院等、要配慮者を収容する施設  
病院等、要配慮者を収容する施設における出火防止対策については、講習会及び立入検査により指導する。

- (7) 石油ストーブ  
対震自動遮断装置付き石油ストーブの使用の徹底を図る。
- (8) 家庭用小型燃料タンク  
燃料タンクは、転倒防止措置を施すよう指導する。
- (9) その他の出火危険物  
アルコール類、ベンジン、塗料用溶剤等の貯蔵、保管について安全な措置を講ずるよう指導するものとする。

#### 24-4 建築物等の耐震対策

建築物等の耐震性を評価する方法及び耐震性が不十分と評価された建築物についての補強工法、これから建築する建築物の耐震設計法、並びに家具の耐震対策等を示し、これらを町民はじめ関係行政機関、並びに建築士会等建築関係団体に対し啓発指導し、併せて住宅の建て替え及び補強等のための融資制度を確立し、建築物等の耐震性を向上する計画を定める。

- 1 建築主等は、次の事項を実施し、耐震性の向上を推進する。
  - (1) 軟弱地盤対策及び瓦等の落下物対策を講ずる。
  - (2) 所有する建築物等の維持管理に努め、必要に応じて耐震診断及び耐震改修を実施する。
- 2 町は次の事項を実施し、耐震性の向上を図る。
  - (1) 町民向けの「建築相談窓口」を設置し、耐震診断や耐震補強に対する必要性を啓発する。
  - (2) 自主防災組織活動等と連携して耐震補強等の説明会等を実施する。
  - (3) 建築主及び建築設計者等への啓発
    - ア 新築建築物  
「静岡県建築基準条例」、「静岡県建築構造設計指針」及び「建築設備耐震設計・施工指針」等による設計及び工事監理等の徹底
    - イ 既存建築物  
「木造住宅の耐震精密診断と補強方法」、「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準、改修設計指針」及び「耐震改修促進法のための既存鉄骨造建築物の耐震診断及び耐震改修指針」等による耐震診断並びに耐震補強
    - ウ 建築設備  
「建築設備・昇降機耐震診断基準及び改修指針」等による既存の電気設備、空調設備、給排水設備等の耐震診断及び耐震補強
  - (4) 耐震診断及び耐震補強に対する補助制度の促進  
プロジェクト「TOUKA I-0」総合支援事業により、昭和56年5月以前に建築した木造住宅、店舗・事務所ビル等の建築物及びブロック塀等の耐震化を図る。
- 3 公共建築物の耐震化  
町は、所有する公共建築物について、耐震診断及び耐震補強の実施結果に基づいて耐震性能を把握するとともに、その公表に努める。  
また、防災拠点となる公共施設等の耐震化について、数値目標を設定するなど、計画的かつ効果的な実施に努めるものとする。
- 4 コンピュータの安全対策  
町は、自ら保有するコンピュータ・システムについて、「行政情報システムの安全対策に関するガイドライン」などの各種安全対策基準に基づき、引き続き所要の対策を推進するとともに、コンピュータを扱

う企業に対し、安全対策の実施について啓発を行う。

#### 5 家具等の転倒防止

町は、タンス、食器棚、ピアノ、テレビ、冷蔵庫等の転倒による事故の防止のため、家具等の転倒防止について、町民に対する啓発指導に努める。また、事業所などのスチール製の書棚、ロッカー等についても安全対策の実施を指導する。

#### 6 ブロック塀等の倒壊防止

(1) 町有施設においては、原則として新たにブロック塀を使用しない。ただし、やむを得ず使用する場合は安全に配慮した設計とする。

(2) 町有施設の既存のブロック塀等については、安全性を点検し、必要に応じて改善を行う。

(3) 町は民間のブロック塀等のうち、避難所等に至る一般通行の用に供される道路沿いにある危険なブロック塀等について、所有者による撤去・改善等に対して支援等を行い、安全確保に向けた取組を進める。

#### 7 ガラスの飛散防止

町は、県の定める「ガラス類等安全対策指針」に基づき、多数の人が通行する市街地の道路等に面する建物のガラス、家庭内のガラス戸棚等の安全対策の実施を指導する。

#### 8 供給ライフラインの耐震化

ライフライン事業者及び施設管理者は、ライフライン関連施設の耐震性の確保を図るとともに、系統多重化、非常用電源の確保、拠点の分散等による代替性の確保を進めるものとする。災害救護病院等の人命に関わる重要施設への供給ラインの重点的な耐震化を促進する。ライフライン収容施設としての共同溝・電線共同溝の整備等を図るものとする。

### 24-5 被災建築物等に対する安全対策

1 町及び県は、「静岡県地震対策推進条例」に基づき、応急危険度判定を円滑に実施するための体制を整備するとともに、住民に対する啓発を行う。

2 町長又は知事は、地震により著しい危険が生ずるおそれのある区域を、必要に応じて、建築基準法第39条に基づき災害危険区域に指定する。

[指定の目的] 災害から住民の生命を守るために、危険の著しい区域を指定して、住居の用に供する建築物の建築の禁止、その他建築物の建築に関する制限を定める。

[指定の方法] 条例により区域を指定し、周知する。

### 24-6 地盤災害の予防対策

町は、地盤や地形の特性から生ずる災害の発生を事前に防止するため、住民に対して災害の防止について啓発及び指導を行い、必要な対策を講ずる。

#### 1 山・がけ崩れ防止対策の推進

山・がけ崩れのおそれのある箇所について、地域住民への土砂災害ハザードマップの配布やインターネットによる土砂災害警戒区域等の公表等により、当該地域の危険性を広報する。

#### 2 軟弱地盤対策の推進

軟弱地盤が広く分布する地域においては、地震により大きな被害を受けやすいこと等を周知させるとともに、「木造住宅の簡易な軟弱地盤対策」等により必要な対策を講ずるよう指導する。

#### 3 液状化対策の推進

埋立地や旧河道など浅部の地盤データ収集とデータベース化の充実を図る。地盤の液状化が予想される地域においては、地震により大きな被害を受けやすいこと等を周知させるとともに、液状化に関する知識の普及に努める。

#### 4 大規模盛土造成地対策の推進

地震時において、滑動崩落の恐れがある大規模盛土造成地については、必要に応じ造成宅地防災区域を指定し、大きな被害を受けやすいこと等を周知させるとともに、宅地災害防止のための知識の普及に努める。

#### 24-7 落下倒壊危険物対策

地震の発生により道路上及び道路周辺の構築物等が落下、倒壊することによる被害の予防、特に避難路、緊急輸送路を確保するため、道路管理者、公安委員会、電力会社及び日本電信電話株式会社は、次によりそれぞれ道路周辺等の構築物等の点検、補修、補強を行い又は要請するものとする。また、県、町は次に掲げる以外の施設の設置者、所有者に対し、同様の措置等を実施するよう指導する。

物 件 名	対策実施者	措 置 等
横断歩道橋	道路管理者	耐震診断等を行い、落橋防止を図り、道路の安全確保に努める。
道路標識、 交通信号機等	管理者	施設の点検を行い、速やかに改善し、危険の防止を図る。
枯死した 街路樹等		樹木除去等適切な管理措置を講ずるよう努める。
電柱・街路灯		設置状態の点検を行い、倒壊等の防止を図る。
アーケード、バス停 上屋等	設置者 管理者	新設については、安全性を厳密に審査する。既存のものは、各施設管理者による点検、補強等を進める。 設置者又は管理者は、これらの対策・措置に努める。
看板、広告物		許可及び許可の更新に際し、安全管理の実施を許可条件とする。許可の更新時期に至っていないものについては、関係者の協力を求め、安全性の向上を図る。 設置者又は管理者は、許可条件を遵守するとともに、安全性の向上に努める。
ブロック塀	所有者	既存のブロック塀の危険度を点検し、危険なものについては、改良等をする。新設するものについては、安全なブロック塀を設置する。
天井	所有者 管理者	脱落防止等の落下物対策を図る。
ガラス窓等	所有者	破損、落下により通行人に危害を及ぼさないよう補強する。
自動販売機	管理者	転倒により道路の通行及び安全上支障のないよう措置する
樹木、煙突	所有者	倒壊等の恐れのあるもの、不要なものは除去に努める。

#### 24-8 危険予想地域における災害の予防

##### 1 避難計画の策定

町は、次の事項及び県が作成する「大規模地震対策『避難計画策定指針』」に留意して、避難計画の策定に努めるものとする。

##### (1) 要避難地区の指定

町長は、県第4次地震被害想定の結果等から判断して、町地震防災強化計画において明らかにした、山・がけ崩れ及び延焼火災の発生の危険が予想され、避難対策を推進する必要がある地域を要避難地区として指定する。

## (2) 避難対象地区の指定

町長は、警戒宣言発令時に避難の勧告・指示の対象とする地域として、要避難地区のうち延焼火災の発生危険が予想される地域を除く、山・がけ崩れの発生危険が予想される地域を避難対象地区として指定する。

## (3) 避難地・避難路の指定

町長は、要避難地区の状況に応じ、町民の避難のための避難地、避難路等の指定を行う。

ア 避難対象地区の町民の避難のため、避難地を指定する。

イ 延焼火災発生時における避難のため、避難地、幹線避難路を指定する。また、必要に応じ一次避難地を指定する。

## (4) 避難所の指定

町長は、要避難地区の状況に応じ、災害によって居住場所を確保できなくなった者の一時的な生活支援のため、避難所を指定する。(4-4-11-1)

## 2 平常時に実施する災害予防措置

(1) 町長は、要避難地区の住民に対し、危害の様相、情報伝達手段、情報伝達内容、避難地、避難路、避難施設等避難に関する留意すべき事項を周知するとともに、高齢者、障がいのある人等の要配慮者等を適切に避難誘導するため、地域住民、自主防災組織等の協力を得ながら、平常時よりこれらの者に係る避難誘導體制の整備に努めるものとする。

(2) 山・がけ崩れ危険予想地区については次の予防措置を講ずる。

ア 県及び町は、協力して過去の山・がけ崩れ災害事例及び現況調査等を参考に、山・がけ崩れ危険予想地域図を作成し、住民に適切な方法で広報するとともに、危険箇所について巡回監視に努める。

イ 町長は、地域の実情に即した方法により、当該地区の住民に対しその危険性の周知に努める。

ウ 町は、警戒宣言が発せられた場合には、町民が町からの指示を受けるまでもなく、直ちに危険箇所から離れ、避難地へ避難する等地域の実情に応じた住民のとりべき行動について周知徹底に努める。

エ 町長は、当該地域において立ってられないほどの強い地震が起こった場合には、即刻危険箇所から離れ、避難施設や避難地（耐震性を有する屋内施設を含む）へ避難する等地域の実情に応じた住民のとりべき行動について周知徹底に努める。

## 24-9 被災者の救出活動対策

建物の倒壊による被災者等に対する救出活動が迅速的確に行えるよう、平常時から次の措置を行う。

### 1 町が実施すべき事項

- (1) 自主防災組織、事業所等及び住民に対する地域における相互扶助による救出活動についての意識啓発
- (2) 自主防災組織の救出活動用資機材の配備の推進
- (3) 救出技術の教育、救出活動の指導
- (4) 大規模・特殊災害に対応するため、高度な技術・資機材を有する救助隊の整備を推進する。

### 2 自主防災組織、事業所等が実施すべき事項

- (1) 救出技術、救出活動の習得
- (2) 救出活動用資機材の点検及び救出訓練の実施
- (3) 地域における自主防災組織と事業所等との連携体制の確立と連携訓練の実施

## 24-10 要配慮者の支援

高齢者、障がいのある人、乳幼児、妊産婦、傷病者及び外国人等の要配慮者に対し、その障がいの内容、程度、能力等に応じ、迅速で的確な支援を実施するための体制を整備することとし、その内容は、一般対策編第



2章第18節「要配慮者支援計画」に準ずる。

## 24-11 生活の確保

警戒宣言発令期間が長期化した場合及び地震災害が発生した場合の生活を確保するため、平常時から次の措置を行う。

### 1 食料及び生活必需品の確保

#### (1) 町が実施すべき事項

- ア 非常持出しができない被災住民や旅行者等に対する食料の最低限の備蓄
- イ 町内における緊急物資流通在庫調査の実施
- ウ 流通在庫方式による確保が困難な物資の一部備蓄
- エ 町内における緊急物資調達及び配分計画の策定
- オ 緊急物資の集積場所の選定及び運営管理等の検討
- カ 住民が実施する緊急物資確保対策の指導
- キ 給食計画の策定

#### (2) 町民及び自主防災組織が実施すべき事項

- ア 7日間程度の最低生活を確保できる緊急物資の備蓄
- イ 避難が必要な場合に備え、最低限必要な食料、飲料水、日用品等の非常持出品の準備
- ウ 自主防災組織等を通じての助け合い運動の推進
- エ 緊急物資の共同備蓄の推進

### 2 飲料水の確保

#### (1) 町が実施すべき事項

- ア 復旧資材の備蓄を行う。
- イ 他の地方公共団体からの応援給水を含む応急給水計画を作成する。
- ウ 給水タンク、トラック、ろ水機等応急給水資機材を整備するとともに貯水槽を設置する。
- エ 工事業者等との協力体制を確立する。

#### (2) 町民及び自主防災組織が実施すべき事項

- ア 家庭における貯水
  - (ア) 貯水すべき水量は、1人1日3リットルを基準とし、世帯人数の7日分を目標とする。
  - (イ) 貯水する水は、水道水等衛生的な水を用いる。
  - (ウ) 貯水に用いる容器は、衛生的で、安全性が高く、地震動により水もれ、破損しないものとする。
- イ 自主防災組織を中心とする飲料水の確保
  - (ア) 応急給水を円滑に実施するために、給水班の編成を準備しておく。
  - (イ) 災害発生時に利用予定の井戸、泉、河川、貯水槽の水は水質検査を実施し、町の指導のもとに利用方法をあらかじめ検討しておく。
  - (ウ) ろ水器、ポンプ、水槽、ポリタンク、次亜塩素酸ナトリウム、燃料等応急給水に必要なとされる資機材等を整備する。

### 3 燃料の確保

#### (1) 県

緊急的な燃料供給を円滑に実施するため、石油連盟と締結した「災害時の重要施設に係る情報共有に関する覚書」に基づき、重要施設(災害拠点病院、警察、消防署等、社会的に重要性が高い公共施設のうち、県が別途指定したもの)の燃料供給に必要な情報の共有を図るものとする。

## (2) 重要施設の管理者等

重要施設の管理者その他の災害応急対策に係る機関は、保有する施設・設備について、自家発電設備、燃料貯蔵設備等の整備を図り、十分な期間の発電が可能となるような燃料の備蓄等を行うよう努めるものとする。

なお、燃料の調達に当たっては、災害時だけでなく平時においても燃料供給が安定的に行われる環境を維持していくことの重要性に鑑み、災害時の燃料供給協定を締結している石油組合等の受注機会の増大に努めると共に、燃料供給業者との協力体制を確立する。

## 4 医療救護

### (1) 町が実施すべき事項

ア 直接地域住民の生命、健康を守るため、町医療救護計画を策定し、大規模災害時に地域住民の協力の下、医療救護活動を実施する。

イ 大規模災害時に医療救護活動が実施可能な救護病院を指定し、その機能が十分発揮できるよう、施設、設備、運営体制を整備する。

ウ 医療救護用の資機材の備蓄及び調達の計画を作成する。

エ 救護班(DMAT (災害派遣医療チーム)、DPAT (災害派遣精神医療チーム)等医療チーム)の要請、重症患者の広域医療搬送等の対応策を作成する。

オ 家庭看護の普及を図る。

### (2) 自主防災組織が中心となって実施すべき事項

ア 応急救護活動を行う救出救護班を編成する。

イ 医療関係団体等の協力により、応急手当等看護に関する講習会を開催する。

### (3) 町民が実施すべき事項

ア 軽度の傷病については、自分で手当てを行える程度の医薬品を準備する。

イ 医療救護を受けるまでの応急手当等の技術を習得する。

ウ 献血予約登録に協力する。

## 5 防疫及び保健衛生活動

### (1) 町が実施すべき事項

ア し尿処理及び防疫実施計画を作成する。

イ 仮設便所の資機材を準備する。

ウ 防疫用薬剤の調達計画を作成する。

エ 住民が行う防疫の指導をする。

オ 避難所等における健康支援活動に係る体制整備を図る。

## 6 清掃活動

### (1) 町が実施すべき事項

ア 被害想定に基づき、災害廃棄物処理計画を定める。

イ 住民及び自主防災組織に対し廃棄物の応急処理方法、廃棄物を処理する上での役割分担を明示し協力を求める。

## 7 避難所の設備及び資機材の配備又は準備

町は、避難所に必要な次の設備及び資機材をあらかじめ配備し、又は必要なとき直ちに配備できるよう準備しておくものとする。

なお、高齢者、障がいのある人、乳幼児、妊産婦等の要配慮者にも配慮した配備又は準備に努めるもの

とする。

- (1) 通信機材
- (2) 放送設備
- (3) 照明設備（非常用発電機を含む。）
- (4) 炊き出しに必要な機材及び燃料
- (5) 給水用機材
- (6) 救護所及び医療資機材
- (7) 物資の集積所
- (8) 仮設の小屋又はテント
- (9) 仮設トイレ、ポータブルトイレ、携帯トイレ
- (10) 防疫用資機材
- (11) 清掃用資機材
- (12) 工具類

#### 8 救援・救護のための標示

- (1) 町は、地震発生後のヘリコプター等による空からの救援・救護活動を迅速かつ的確に行うため、小学校等の公共建物の屋上に番号を標示する。（資料3-3-6）
- (2) 町は、孤立するおそれがある地域について無線設備等の整備を実施・促進する。

#### 9 応急仮設住宅

- (1) 県及び町は、災害に対する安全性に配慮しつつ、応急仮設住宅の用地に関し、建設可能な用地を把握するなど、あらかじめ供給体制を整備しておくものとする。
- (2) 県及び町は、災害時における被災者用の住居として利用可能な公営住宅や民間賃貸住宅の把握に努め、災害時に迅速にあっせんできるよう、あらかじめ体制を整備するものとする。

### 24-12 がれき・残骸物の処理体制の整備

- (1) 災害廃棄物処理計画を定める。
- (2) 災害時に発生するがれき・残骸物の処理体制の整備及び仮集積所の確保に努める。

### 24-13 緊急輸送活動体制の整備

道路管理者は、発災後の道路の障害物の除去、応急復旧等に必要な人員、資機材等の確保について建設業者等との協定の締結に努めるものとする。

障害物除去、応急復旧等を迅速に行うため、あらかじめ応急復旧計画を立案するものとする。

災害時に緊急輸送ルートや避難路の通行を確保するため、安全性・信頼性の高い道路整備の他、障害となる可能性がある沿道建築物等の耐震化を促進する。

### 24-14 公共土木施設等の復旧用資材の備蓄

県及び町は、それぞれの所管する施設、設備の被害状況の把握及び応急復旧を行うために、あらかじめ体制・資機材を整備に努める。特に、人命に関わる重要施設に対しては、早期に復旧できるよう体制を強化するものとする。

### 24-15 情報システムの整備

災害時において情報を迅速かつ的確に把握し、的確な防災対策を実施できるよう情報システムの高度化及び多重化を図る。また、関係機関の利用の促進が円滑に実施されるよう情報のデータベース化、オンライン化、ネットワーク化について、その推進に努めるものとする。

### 24-16 緊急輸送用車両等の整備

災害時において緊急輸送及び情報収集を迅速に行うため、車両の整備を図る。

#### 24-17 文化財に対する防災対策

文化財である建築物、文化財が収蔵されている建築物及び彫像、石碑その他これらに類する文化的な物件（以下「文化財等」という。）の所有者等は、その耐震性の向上並びに地震による人的被害を防止するための安全性の確保に努めるために必要な対策を講ずるものとする。

- (1) 文化財等の耐震措置の実施
- (2) 安全な公開方法、避難方法の設定
- (3) 注意情報発表時、警戒宣言発令時及び地震発生時における連絡体制の事前整備
- (4) 地震発生後の文化財等の被害状況調査及び関係機関への通報体制の整備
- (5) 文化財等の救出、復旧のための総合支援体制の整備
- (6) 地震発生後の火災発生防止のための防災設備整備

### 第3編 地震防災施設緊急整備計画

「地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律（昭和55年法律第63号）」に基づく地震対策緊急整備事業、「地震防災対策特別措置法（平成7年法律第111号）」に基づく地震防災緊急事業及びその他の地震対策事業により、地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備の方針を示す。

#### 第1章 地震防災施設整備方針

東海地震等による災害から町域並びに町民の生命、身体及び財産を保護するため、次の事項を目的に、地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備を行い、地震に強いまちづくりを進める。

- (1) 多数の人的被害が発生するおそれがある地域における被害要因を予め除去又は軽減すること。
- (2) 地震発生後の被災地域住民等の生活を確保すること。
- (3) 地震発生後の混乱を緩和し、救護活動を中心とする災害応急対策を確保すること。

各施設等の整備にあたっての基本的な考え方は次のとおりであるが、各施設等の整備について相互の整合性を図り総合的に推進するものとする。

##### 31-1 防災業務施設の整備

###### 1 消防用施設の整備及び消火用水対策

地震の発生時に予想される火災から人命、財産を守るため、消防ポンプ自動車、防火水槽、耐震性貯水槽、可搬式小型動力ポンプ等の消防用施設の整備を図る。

また、河川、農業用排水施設等の流水を消火活動に活用するなど多角的な水源の確保に必要な施設の整備を図る。

###### 2 通信施設及び情報処理体制の整備

地震発生時及び警戒宣言発令時に予想される電話のふくそう、途絶に対応する情報体制の整備を図る。

このため、災害情報等を迅速かつ的確に把握し、防災対策を円滑に実施するために必要な無線通信施設等を整備するとともに、地域衛星通信ネットワークと町防災行政無線を接続すること等により、災害情報等を瞬時に伝達するシステムを構築するよう努める。また、情報を集約、分析するための情報システムの高度化を図る。さらに、住民等の混乱を防止し、生活を支援するための情報提供システムの整備を図る。

##### 31-2 地域の防災構造化

#### 1 避難地の整備

避難困難地区の解消、避難者の受入能力の増強等避難の阻害要因を解消するとともに、避難人口の規模に応じた避難地の整備を図る。

#### 2 避難路の整備

主要避難路等町長の指定する避難路について、所要避難時間の短縮、避難有効幅員の拡大、避難路の安全性の向上等避難の円滑化を図る。

#### 3 消防活動用道路の整備

人口密集地等で人家が連続し、それに比して道路が十分整備されていないため、十分な消防活動を行うことができないおそれがある区域においては、道路の拡幅、直線化等により消防活動の円滑化を図る。

#### 4 老朽住宅密集市街地地震防災対策

建物の倒壊や延焼火災の危険性が高い老朽住宅密集市街地の解消のため、市街地の面的整備、建築物の耐震・不燃化等により地震に強い都市構造の形成を図る。

### 31-3 緊急輸送路の整備

#### 1 道路の整備

緊急輸送ルートの確保を早期に図るため、安全性、信頼性の高い道路網の整備を図るものとする。地震の発生時に予想される陸路の寸断に備え、緊急輸送活動のためのルートの多重化や代替性及びヘリポートを考慮し、相互に連絡する町道を選定し、道路を整備し、人員、物資の輸送に支障がないように整備する。

#### 2 ヘリポートの整備

緊急輸送、救援活動等において空路を有効に利用するためにヘリポート及びその付帯設備の整備を図る。

### 31-4 防災上重要な建物の整備

#### 1 医療救護施設の整備

在院患者の安全と医療救護機能を維持するために必要な病院施設の耐震化の促進を図る。

#### 2 社会福祉施設の整備

社会福祉施設の入所者等を地震災害から守るため施設の耐震化を図る。

#### 3 学校等施設の整備

児童、生徒の生命の安全を確保するとともに、円滑な避難等の災害応急対策を実施するため、学校等の施設の耐震化を図る。

#### 4 不特定多数が利用する公的建物の整備

教養文化施設、集会施設、スポーツレクリエーション施設等不特定多数の者が利用する公共施設の耐震化を図る。

#### 5 庁舎、消防施設等の整備

庁舎、消防施設、緊急物資集積場所に指定されている施設等災害対策の拠点となる施設の耐震化を図る。

#### 6 地域防災拠点施設

地域の防災活動を円滑に実施するため、また平常時には防災に関する広報、訓練を実施するための拠点となる施設の整備を図る。

地震災害時に災害応急対策及び応急復旧工事の拠点として、自動車駐車場、広場等オープンスペースの整備を図る。

### 31-5 災害防止事業

#### 1 山崩れ、地すべり等の防止

地震による災害の発生を防止するため、地すべり危険箇所、急傾斜地崩壊危険箇所、土石流危険渓流及

び保安林又は保安施設地区について、防災施設の整備を図る。また、ため池等の破壊及び貯水の溢水による被害を防止するために、耐震補強を行う。

### 31-6 災害応急対策用施設等の整備

#### 1 飲料水・電源等を確保するための施設又は設備の整備

飲料水を確保するため、配水池等上水道施設の耐震化並びに緊急連絡管、緊急遮断弁及び非常用電源の整備を図るとともに、応急対策、避難対策などの拠点施設等に飲料水・電源等を確保するための施設・設備、トイレ施設の整備を図る。

#### 2 防災倉庫及び防災資機材等の整備

災害時における防災活動を円滑に実施するため、防災倉庫を整備するとともに、防災資機材及び非常用食料等の整備を図る。

#### 3 応急救護設備等の整備

負傷者の応急救護等の救護機能を確保・強化するため、救護設備その他の応急的な措置に必要な設備又は資機材の整備を図る。

#### 4 緊急輸送用車両等の整備

緊急輸送及び情報収集を迅速に行うため、車両の整備を図る。

## 第2章 地震対策緊急整備事業計画

東海地震による災害から町土並びに町民の生命、身体及び財産を保護するため、地震防災上緊急に整備すべき施設等について「地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」に基づく地震対策緊急整備事業を実施する。事業の実施期間は昭和55年度をから令和元年度までの40年間である。

### 32-1 防災業務施設の整備

#### 1 消防用施設の整備

##### (1) 事業の目的

地震発生時に予想される火災から、人命、財産を守るため、消防ポンプ自動車、小型動力ポンプ付積載車、防火水槽、耐震性貯水槽、可搬式小型動力ポンプ等の消防用施設の整備を図るものとする。

##### (2) 事業の総括表

事業名	事業概要	数量
消防用施設	消防ポンプ自動車	8
	小型動力ポンプ付積載車	8
	耐震性貯水槽 (40m <sup>3</sup> )	40
	コミュニティ消防センター	12

#### 2 通信施設の整備及び情報伝達施設の整備

##### (1) 事業の目的

警戒宣言発令時及び地震発生時には、電話のふくそう又は途絶が予想される。このため、防災関係機関及び消防機関（消防団含む。）等との情報収集及び伝達を円滑にするため必要な無線通信施設を整備する。

##### (2) 事業の総括表

事業名	事業概要	数量
防災行政無線	基地局	2局

(移動系)	統制台 統制リモコン (各課) 移動局	2台 10台 136局
防災行政無線 (固定系)	親局 遠隔制御装置 子局 戸別受信機	1局 2局 19局 6,170台
防災情報通信設備 整備事業	全国瞬時警報システム (Jアラート) 設備整備 平成22年度	1台
消防救急デジタル 無線共同整備事業	中東遠地域5消防本部共同による消防 救急デジタル無線整備 平成26年度～27年度	42台

※ 通信施設の現況は、資料 (2-2-3) のとおりである。

## 32-2 避難地・避難路の整備

### 1 避難地の整備

#### (1) 事業の目的

避難地について、避難困難地区の解消、受入能力の増強等避難危険の解消を図る。

#### (2) 整備の基準

地域の状況及び避難人口等を考慮し、避難できる敷地（グラウンド等）を所有している公共施設等の中から避難所と兼用できる施設を主要避難地として配置するとともに、避難地としての施設整備の促進を図る。

### 2 避難路の整備

#### (1) 事業の目的

幹線避難路を整備することにより、避難所要時間の短縮、避難有効幅員の拡大、避難路の安全性の向上等、避難の円滑化を図る。

#### (2) 整備の基準

地震災害のおそれが高く、人口の集中した地区の主要な避難路となる幹線道路については、住民の安全な避難を確保するため、特に必要と認められる道路について、拡幅改良を行うとともに老朽橋の架け替えを行う。

### 3 避難地、避難路及び緊急輸送路の安全確保対策

(1) ブロック塀等撤去事業補助金及びブロック塀等緊急改善事業等の補助金制度の活用を町民に啓発する。

(2) 自動販売機の転倒防止及び落下対象物の安全性の確保について、関係機関の協力を得て啓発を行う。

### 4 消防活動用道路の整備及び老朽住宅密集市街地地震防災対策

地震発生時において、建築物の倒壊や延焼火災の危険性が高い老朽住宅密集市街地の解消のため、市街地の面的な整備、建築物の耐震・不燃化等により地震に強い都市構造の形成を図るとともに、道路の拡幅、直線化等により消防活動の円滑化を図る。

併せて、老朽住宅密集市街地の解消のため、基盤施設の整備、安全な建築物の誘導等を図る。

## 32-3 緊急輸送路の整備

### 1 道路の整備

(1) 事業の目的

緊急輸送路のうち、町管理道路について、地震等の災害により大きな被害が予想され、緊急に対策を必要とする箇所を改良、災害防除を行うとともに、人員・物資の輸送に支障のないようにする。

(2) 整備の基準

大規模地震により大きな被害が予想される町管理の道路及び橋梁の整備を行う。

2 ヘリポートの整備

臨時ヘリポート開設予定施設について、緊急輸送及び救援活動等において支障がないよう周辺地域における進入路の整備を図るとともに、開設に必要な付帯設備の整備を推進する。

### 32-4 防災上重要な建物の整備

1 学校施設の整備

(1) 事業の目的

児童、生徒の生命の安全確保を図るとともに災害応急対策の円滑化を図る。

(2) 整備計画

公立幼・小・中学校の施設のうち、耐震診断の結果不適合とされた施設については、計画的に整備し災害応急施設として活用できるよう改築、補強を行う。

2 医療救護施設の整備

在院患者の安全と医療救護機能を維持するために必要な病院施設の耐震化を図るとともに、病院のライフライン対策を講じ患者の生命の安全を図る。

3 社会福祉施設の整備

自力避難が困難な社会福祉施設の入所者等を地震災害から守るため、特別養護老人ホーム、知的障がい者更生施設、母子生活支援施設、保育所及び認定こども園の耐震化を図る。

4 社会教育施設の整備

文化会館、体育館等不特定多数が利用する公共の社会教育施設の耐震化を図る。

5 町庁舎等の整備

町庁舎等の防災上重要拠点となる施設は、耐震診断に基づく補強、ロッカー等の転倒防止対策、ガラス飛散防止対策等の安全対策を講じ、それぞれの機能の確保を図る。

6 飲料水等を確保するための施設又は設備の整備

地震災害時において地域住民等の安全を確保するため、飲料水等の生活用水の確保に必要な施設又は設備の整備を図る。

(1) 非常用給水施設の整備

発災後速やかに応急給水活動を実施するため、避難所等の防災拠点に非常用給水施設を整備する。なお、整備事業は、おおむね次のとおりである。

ア ろ水機の配備

イ 非常用飲料水タンクの配備

ウ 耐震性貯水槽の設置

(2) 水道施設の整備

水道施設の被害防止及び応急給水活動を円滑に行うため、水道施設の整備を図る。

応急給水計画等に基づき、水源の確保、配水池の大容量化及び緊急遮断弁の設置、非常用自家発電設備の設置、基幹施設の耐震化等の整備を図る。

7 防災倉庫及び防災資機材等の整備



防災活動を円滑に実施するため、防災活動拠点施設並びに自主防災組織に必要な防災倉庫及び防災資機材等の整備を促進するものとする。

- (1) 防災活動の拠点となる施設に、防災倉庫、防災資機材及び非常用食料等を整備する。なお、現況は、資料（4-4-13）のとおりである。
- (2) 自主防災組織へ可搬式ポンプ及びろ水機の配備を図る。
- (3) 自主防災組織が実施する防災倉庫及び防災資機材整備について助成を行う。
- (4) 災害発生時の地域の情報伝達手段の充実強化のため、携帯無線機の自主防災組織への配備を実施する。

#### 8 医療施設の整備

発災後における医療救護活動を円滑に実施するため、救護病院及び救護所等の診療機能の維持を計るため必要な医療資機材、備品の整備を図る。

#### 9 緊急輸送用車両等の整備

緊急輸送用及び情報収集を迅速に行うため、車載用無線装置の設置を含めた車両の整備を図る。

### 32-5 災害の防止事業

急傾斜地崩壊危険箇所及び土石流危険箇所のうち、避難路、緊急輸送路及び人家に大きな被害が予想され、防災上緊急度の高い地区については、危険区域の指定をすすめるとともに、防災施設の整備を図り、災害の発生を抑制し、被害の軽減を図る。

また、人家、道路等を下流域に持つ危険なため池については、貯水の放流、調整等の措置ができるように堤体の補強及び付帯構造物の新設、改修を計画的に行う。

なお、急傾斜地崩壊危険箇所、土石流危険箇所及びため池の現況は、資料（5-5-1・2・7）のとおりである。

## 第3章 地震防災緊急事業五箇年計画

東海地震から町民の生命、身体及び財産を守るため、地震防災対策特別措置法の規定に基づく、地震防災対策の実施に関する目標として「森町地震対策アクションプログラム2013(平成25年度)」を策定し、地震防災上緊急に整備すべき施設等についてこの目標に即した地震防災緊急事業五箇年計画を作成・実施する。平成8年度から平成12年度までの第1次五箇年計画、平成13年度から平成17年度までの第2次五箇年計画、平成18年度から平成22年度までの第3次五箇年計画、平成23年度から平成27年度までの第4次五箇年計画、平成28年度から平成32年度までの第5次五箇年計画を策定し、実施している。

### 33-1 防災業務施設の整備

#### 1 消防用施設の整備及び消火用水対策

##### (1) 事業の目的

地震の発生時に予想される火災から人命、財産を守るため、消防用施設及び消火用水の確保に必要な施設の整備を図る。

##### (2) 整備の水準

消防力の整備指針及び消防水利の基準に基づき消防ポンプ自動車、耐震性貯水槽等を整備する。

#### 2 通信施設及び情報伝達施設の整備

##### (1) 事業の目的

電話のふくそう、途絶えが予想される地震災害時において、被害状況を迅速、かつ的確に把握し、災害応急対策を円滑に実施するため、防災関係機関の情報収集及び伝達に必要な無線通信施設の整備を図る。

## (2) 整備の水準

地震災害時における町及び町内の防災関係機関、生活関連機関の情報連絡網を確保するため、地域防災無線を整備する。

## 第4編 地震防災応急対策（発災前の対策を含む）

東海地震注意情報の発表により政府が準備行動の開始を決定した時（以下「注意情報発表時」という。）から警戒宣言が発令されるまでの間又は注意情報が解除されるまでの間、並びに警戒宣言が発せられてから東海地震が発生するまでの間又は警戒解除宣言が出されるまでの間において、県、市町村、住民、自主防災組織、民間事業所、防災関係機関などが実施する応急対策について定める。

なお、東海地震注意情報は、観測された現象が東海地震の前兆現象である可能性が高まった場合に発表される情報であるが、大規模地震対策特別措置法に基づく警戒宣言の発令に直ちにつながるものではなく、また東海地震注意情報が解除されることも想定されていることから、この段階での応急対策は、必要な職員の参集等防災体制の確保、町民等への迅速・正確な情報伝達・広報の実施、社会的混乱防止のための措置、警戒宣言発令時の地震防災応急対策のうち、児童・生徒等の帰宅や要配慮者の避難などの時間を要する応急対策の準備行動などとしその実施に当たっては、県・町・防災関係機関は、できる限り住民等に日常の社会生活や経済活動が維持・継続できるよう、社会、経済的影響等について配慮するものとする。また、地震防災応急対策については、警戒宣言が発せられる時期や地震予知情報の内容に応じて対策の進め方が異なる場合があるので、これらの事情を考慮して対策を定める。

平成29年11月から気象庁が南海トラフ全域を対象として、異常な現象を観測した場合や地震発生の可能性が相対的に高まっていると評価した場合等に「南海トラフ地震に関連する情報」（静岡県地域防災計画 資料編Ⅱ5-2-3）を発表する暫定的な運用が開始されたことから、当該情報が発表されたときの町が実施する暫定的な防災対応については第15章に定める。

なお、国の南海トラフ地震防災対策推進基本計画において、地方公共団体が南海トラフ地震防災対策推進計画で明示するものとされた南海トラフ地震臨時情報発表時の防災対応について、町は県に準じて、国の南海トラフ地震防災対策推進基本計画の内容を踏まえて対応の概要を定めるものとし、町の対応の概要は第15章に定める。

町は、防災対応の概要を定めた後、引き続いて防災対応の詳細を検討し、地域防災計画またはその他の計画に位置付けるものとする。

## 第1章 防災関係機関等の活動

### 計画作成の主旨

東海地震注意情報発表時及び警戒宣言発令時の町及び防災関係機関の防災活動組織、要員の確保及び防災活動の概要について定める。

### 計画の内容

#### 41-1 森町

##### 【東海地震注意情報発表時】

##### 1 防災体制の確保

町は、東海地震注意情報が発表されたときは、必要な職員を参集して防災体制を確保し森町地域防災計

画において定める注意情報発表時の応急対策を的確に実施するとともに、必要に応じて森町地震災害警戒本部（以下「町警戒本部」という。）を迅速に設置できるよう準備する。

なお、東海地震に関連する調査情報（臨時）が発表されたときは、必要な職員を参集し、情報収集・伝達及び連絡体制を確保する。

## 2 応急対策の内容

町が東海地震注意情報発表時に実施する応急対策は、県が注意情報発表時に実施する応急対策を参考に地域の実情に応じて森町地域防災計画において定めるものとするが、その主な内容は次のとおりである。

- (1) 東海地震注意情報の住民等への伝達、地震防災上必要な情報の収集及び伝達並びに県や防災関係機関との情報の共有
- (2) 東海地震注意情報発表時の応急対策上必要な事項、公共交通機関の運行状況、交通情報、生活関連情報、冷静な行動等の広報
- (3) 東海地震応急対策活動要領に基づく応援部隊の活動拠点の開錠等開設の準備
- (4) 備蓄物資・資機材等の確認・点検、必要に応じて施設等の点検・安全措置の準備
- (5) 交通渋滞、帰宅困難者の発生等の社会的混乱の防止措置
- (6) 県及び防災関係機関が実施する応急対策の連絡調整
- (7) 物資等の調達協定締結者との連絡体制の確保、物資調達の準備要請
- (8) 消防職員の参集等防災体制の確保、消防団員の連絡体制の確保
- (9) 必要に応じて要配慮者等の避難のための避難地の開設
- (10) 必要に応じて町警戒本部の設置準備
- (11) 県への要請・報告等県との応急対策活動の連携
  - ア 必要に応じ、応急対策の円滑な実施のため県職員の派遣等必要な事項を要請する。
  - イ 必要に応じ、交通規制その他社会秩序の維持を県公安委員会に要請する。
  - ウ 住民等の避難の状況及び応急対策の実施状況を県へ報告する。
- (12) その他地震防災応急対策の円滑な実施のための準備

## 3 消防、水防機関の措置

- (1) 消防本部は、職員の参集、情報収集・伝達、消火・救助活動体制の準備、出火防止のための広報等
- (2) 消防団、水防団は、団員の連絡体制の整備
- (3) 必要に応じて住民等の避難誘導

### 【警戒宣言発令時】

#### 1 町警戒本部の設置

町長は、警戒宣言が発せられたときは、町警戒本部を設置する。

#### 2 所掌事務

森町地震災害警戒本部条例（昭和54年森町条例第25号）及び森町地震災害警戒本部運営要領の定めるところによるが、その概要は次のとおりである。（資料1-1-5）

##### (1) 組織

町警戒本部に本部長、副本部長、本部員及びその他本部職員を置く。

##### ア 本部長

(ア) 本部長は、町長があたる。

(イ) 本部長は、町警戒本部の事務を統括し、職員を指揮監督する。

##### イ 副本部長

(ア) 副本部長は、副町長、教育長があたる。

(イ) 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故あるときは、副町長、教育長の順序によりその職務を代理する。

ウ 本部室

本部室を袋井消防署森分署会議室に設置する。

エ 地区防災班

三倉・天方・森・一宮・園田・飯田地区に地区防災班員を派遣する。

(2) 所掌事務

町警戒本部は概ね次の事項を実施する。

ア 警戒宣言、地震予知情報の住民等への伝達並びに地震防災上必要な情報の収集及び伝達

イ 県への報告、要請等県との地震防災活動の連携

(ア) 静岡県地震災害警戒本部西部方面本部（以下この編において「西部方面本部」という。）に対し、地震防災応急対策の実施のため、職員の派遣等必要な事項を要請する。

(イ) 必要に応じ交通規制その他社会秩序の維持を県公安委員会に、また、地震防災応急対策を実施すべき者に対する指示等を県、県警察本部等に要請する。

(ウ) 住民等の避難の状況及び地震防災応急対策の実施状況を西部方面本部へ報告する。

ウ 避難の勧告、指示又は警戒区域の設定

エ 消防職員及び消防(水防)団員の配備等、災害が発生した場合の応急措置の準備

オ 消防、水防等の応急措置

カ 避難者等の救護

キ 緊急輸送の実施

ク 活動拠点の施設管理者に対する開錠等の依頼及び自衛隊の先遣部隊の受入

ケ 緊急消防援助隊の受入れ準備

コ 災害発生に備えた食料、医薬品、救助用資機材等の確保準備

サ 自主防災組織活動の指導、連携

シ その他地震防災上の措置

3 職員の動員（配備計画）

(1) 町警戒本部の設置の準備

町警戒本部の開設を円滑にするため、本部職員は、地震防災対策強化地域判定会（以下「判定会」という。）招集情報を知ったときは、情報受領体制により直ちに本部室に参集し、町警戒本部の設置及び応急対策の実施準備を行う。また、地区防災班員を命ぜられている職員は、あらかじめ定められた地区へ参集し、情報収集を行う。

(2) 本部長、副本部長、本部員は、判定会招集時等には、直ちに本部室において防災業務につく。

(3) 上記以外の職員は、動員の指示又は警戒宣言発令まで自宅又は職場待機するとともに、地震予知情報等の把握に努めるものとする。

(4) 勤務時間内に東海地震注意情報が発表された場合は、通常勤務に支障がないよう留意すること。

4 袋井消防本部、森分署及び森町消防(水防)団

消防本部、消防署及び消防(水防)団は、袋井市森町広域行政組合「大規模災害消防計画」により、特に次の事項を実施する。

(1) 袋井消防本部

袋井消防本部に地震災害警戒消防本部を設置し、町警戒本部及び防災関係機関と緊密な連携をとり、次の措置を講ずる。

ア 情報の収集と伝達

イ 消火活動、救助活動のための消防署及び消防(水防)団の出動体制の確立

ウ 地域住民への避難の勧告又は指示の伝達

エ 出火防止のための広報

(2) 袋井消防署森分署

ア 消火活動、救助活動の出動体制の確立

イ 消防資機材の点検整備

(3) 森町消防(水防)団

ア 情報の収集と伝達

イ 各分団における消火活動、水防活動、救助活動の出動体制の確立

ウ 火気使用の自粛を住民へ伝達するためのパトロールの実施

エ 水利の確認と確保(流水の堰止め等を含む。)

オ 住民の避難誘導

カ 水防資機材の点検、配備及び確保準備

キ 警戒区域からの避難確認のパトロール

ク 救助用資機材の確保準備

ケ その他状況に応じた消防、水防活動

#### 41-2 静岡県警察

1 静岡県警察(袋井警察署・森分庁舎、町内各警察官駐在所)

(1) 地震関連情報(交通情報)の収集・提供

(2) 民心安定等のための広報

(3) 避難勧告・指示の伝達、退去の確認及び避難地の安全確保・秩序維持等

(4) 社会秩序維持のための取り締まり等

(5) 交通路、避難路、緊急輸送路の確保

#### 41-3 防災関係機関

【東海地震注意情報発表時】

防災関係機関は、東海地震注意情報が発表されたときは、平常の業務を継続しつつ、各機関の防災業務計画等に定める東海地震注意情報発表時の応急対策及び警戒宣言発令時の地震防災応急対策を迅速・円滑に実施するために、必要に応じて職員の参集や連絡体制の確保を行う。防災関係機関は、東海地震注意情報発表時の応急対策として、概ね次の措置を講ずるものとし、その具体的内容については各々の防災業務計画等に定める。

1 東海地震注意情報その他防災上必要な情報の収集・伝達、県や市町村との情報の共有

2 利用者に対する東海地震注意情報の伝達及び応急対策上必要な事項等の広報

3 備蓄物資・資機材等の確認・点検、施設等の点検、必要に応じて安全措置の実施

4 利用者等の社会的混乱を防止する活動

5 県及び市町村が実施する応急対策の連絡調整

6 東海地震応急対策活動要領等に基づく広域的な応援の受入れ体制(準備)

7 その他地震防災応急対策の円滑な実施のための準備

## 【警戒宣言発令時】

防災関係機関は、地震防災応急対策として、概ね次の措置を講ずるものとする。

### 1 指定地方行政機関

#### (1) 総務省東海総合通信局

災害時に備えての電気通信施設（有線電気通信施設及び無線通信施設）の整備のための調整及び電波の監理

#### (2) 財務省東海財務局（静岡財務事務所）

金融業務の円滑な遂行の確保を図るための準備

#### (3) 農林水産省関東農政局静岡県拠点

ア 政府所有食料の倉庫別在庫数量の把握

イ 応急食糧の緊急引渡準備及び業者指導

ウ 災害対策用乾パンの調達準備

#### (4) 国土交通省中部地方整備局（浜松河川国道事務所）

ア 施設対策等

(ア) 河川管理施設等の対策等

(イ) 道路施設対策等

(ウ) 営繕施設対策等

(エ) 電気通信施設等対策等

イ 災害対策用建設機械等の出動及び管理

ウ 他機関との協力

エ 広報

#### (5) 国土地理院中部地方測量部

関係機関と更なる情報の共有を図り、密接な連携をとりながら、全力をあげて実態に即応した効果的な措置を図る。

#### (6) 気象庁東京管区气象台（静岡地方气象台）

ア 県知事に対する東海地震予知情報の通報

イ 東海地震予知情報の照会に対する応答と解説

ウ 異常現象に関する情報が町長から通報された場合、速やかに気象庁に報告し、適切な措置を講ずること

### 2 指定公共機関

#### (1) 日本郵便株式会社東海支社（森町郵便局・町内各郵便局）

ア 利用者に対する警戒宣言の伝達及び避難誘導

イ 郵便業務の取り扱い及び郵便局における窓口業務等の取り扱いを一時停止する旨の広報

ウ 郵便物、施設等の被災防止

#### (2) 西日本電信電話株式会社（浜松支店）、株式会社N T T ドコモ東海支社

ア 通信の異常ふくそうが起きないように広報の実施

イ 防災関係機関の非常、緊急通信の優先接続

ウ 地震発生後に備えた資機材、人員の確保及び配置

#### (3) 日本赤十字社静岡県支部

ア 医療救護班の派遣準備

- イ 血液製剤の確保及び供給の準備
- ウ 救援物資の配布準備
- エ 災害救助の協力奉仕者の連絡調整
- (4) 日本放送協会（静岡放送局浜松支局）
  - ア 地震に関する情報の迅速な伝達
  - イ 県及び防災関係機関の依頼によるテレビ、ラジオによる防災放送
- (5) 中日本高速道路株式会社（東京支社）
  - ア 警戒宣言等の伝達
  - イ 地震発生後に備えた資機材、人員等の配備手配
  - ウ 交通対策
  - エ 緊急点検
- (6) 日本通運株式会社（浜松支店）、福山通運株式会社、佐川急便株式会社、ヤマト運輸株式会社、西濃運輸株式会社
  - 防災関係機関の要請に基づく緊急輸送の確保
- (7) 中部電力株式会社（掛川営業所、掛川電力所）
  - ア 支店及び各事業場等に地震災害警戒本部（非常災害対策本部）の設置
  - イ 動員体制を確立するとともに、状況に応じ他支店並びに協力会社等に対し、動員準備を要請
  - ウ 地震防災応急措置の実施状況を支店で掌握し対策を促進すること
  - エ 電気による災害の予防広報の実施
  - オ 電力施設について、必要に応じ特別巡視、点検、応急安全措置等の実施
  - カ 工具、車両、発電機車、変圧器車並びに食料等を整備確認して緊急出動に備えるとともに、手持資機材の数量の確認及び緊急確保
- (8) KDD I 株式会社、ソフトバンク株式会社
  - ア 地震予知情報の伝達
  - イ 重要な通信を確保するために必要な措置の実施
- (9) 一般社団法人日本建設業連合会中部支部
  - 公共土木施設の被害調査及び復旧に関する協力
- 3 指定地方公共機関
  - (1) 一般社団法人静岡県医師会、一般社団法人静岡県歯科医師会、公益社団法人静岡県薬剤師会、公益社団法人静岡県看護協会、公益社団法人静岡県病院協会
    - ア 医療救護活動のための救護班（医師、薬剤師等）の派遣又は派遣準備
    - イ 救護班の派遣又は派遣準備
  - (2) 一般社団法人静岡県LPガス協会（西部支部袋井地区）
    - ア 需要家に対するLPガスによる災害予防広報
    - イ 協会加盟事業所による施設及び設備の点検等災害予防措置
  - (3) しずてつジャストライン株式会社、秋葉バスサービス株式会社
    - ア 地震予知情報、警戒宣言の伝達
    - イ 車両の運転規制
    - ウ 車両の運行状況、乗客の避難状況等の広報
  - (4) 天竜浜名湖鉄道株式会社

- ア 列車の運行状況、旅客の避難実施状況等の広報
  - イ 列車の運転規制
  - ウ 旅客の避難、救護
  - エ 発災後に備えた資機材、人員等の配備手配
- (5) 静岡放送株式会社、株式会社テレビ静岡、株式会社静岡朝日テレビ、株式会社静岡第一テレビ、静岡エフエム放送株式会社
- ア 報道特別番組の編成
  - イ 地震予知情報、国、県、町、防災関係機関等の地震防災応急対策実施状況の放送
  - ウ 知事の呼びかけ、県内各地の状況、防災措置の状況等の放送
- (6) 一般社団法人静岡県トラック協会(中遠分室)
- 防災関係機関の要請に基づく、協会加盟事業所からの緊急輸送車両の確保
- (7) 土地改良区（太田川上流部土地改良区・一宮土地改良区）
- ア 地震発生に備えた資機材、人員等の配置の手配
  - イ 緊急点検

#### 41-4 自衛隊

##### 【東海地震注意情報発表時等】

自衛隊は、東海地震注意情報が発表されたときは、次の措置を講ずるものとする。

- (1) 陸上自衛隊東部方面隊ほか
- ア 非常勤務態勢への移行
  - イ 指揮所の開設
  - ウ 各部隊の災害派遣準備
  - エ 部隊の展開開始
  - オ 情報組織の展開
  - カ 県庁等への連絡班の派遣
  - キ 通信組織の編成等
- (2) 航空自衛隊第一航空団（浜松基地）ほか
- ア 非常勤務態勢への移行
  - イ 指揮所の開設
  - ウ 情報組織の展開
  - エ 県庁等への連絡班の派遣
  - オ 偵察機の待機及び航空機の避難準備等

##### 【警戒宣言発令時】

自衛隊は、警戒宣言が発せられたときは、次の措置を講ずるものとする。

- (1) 陸上自衛隊東部方面隊ほか
- ア 県庁等への方面現地調整所の開設
  - イ 地震防災派遣及び発災後の災害派遣の準備
  - ウ 地震防災派遣命令による航空機を主体とする避難・交通状況の把握及び人員・物資の緊急輸送等の支援
- (2) 航空自衛隊第一航空団ほか
- ア 地震防災派遣及び災害派遣の準備命令に基づく航空機等の待機強化



- イ 地上部隊の災害派遣の準備
- ウ 浜松基地等の練習機の域外基地への避難
- エ 救難機の周辺基地への集中
- オ 地震防災派遣命令に基づく航空救難団及び偵察航空隊の一部をもってヘリコプターによる情報収集・伝達、人員・物資の緊急輸送、偵察機による上空撮影・解析

## 第2章 情報活動

### 計画作成の主旨

東海地震注意情報発表時及び警戒宣言発令時における情報の収集、伝達を迅速かつ的確に実施するため、町、県及び防災関係機関の連携の強化、情報の一元化を図ることを基本として、情報の収集及び伝達体制の整備を推進することを目的とする。

### 計画の内容

#### 42-1 森町

##### 1 東海地震注意情報、警戒宣言及び地震予知情報等の受理、伝達、周知

(1) 県から通知される東海地震注意情報、警戒宣言、地震予知情報等の受理については、勤務時間内においては防災課防災係、勤務時間外及び休日等においては、宿直者又は日直者が行う。

なお、町警戒本部設置後においては、町警戒本部において受理するものとする。

(2) 町警戒本部要員等に対する伝達は、勤務時間内においては庁内放送、電話等により行い、勤務時間外においては別に定める連絡系統図により必要な職員に伝達する。

(3) 警戒宣言が発せられたことを知ったときは、直ちに地震防災信号（サイレン）、同時通報用無線を用いて、地域住民等に伝達するものとする。

(4) 東海地震注意情報、東海地震予知情報等は、同時通報用無線、電話、広報車、自主防災組織等を通じての個別連絡により周知徹底を図るものとする。

##### 2 地震防災活動に関する情報の収集及び伝達

東海地震注意情報発表時の応急対策及び地震防災応急対策を迅速かつ円滑に実施するための措置として、あらかじめ収集及び伝達すべき情報について、その種類、優先順位、取扱い部局等を定めておくものとする。

また、消防団員、自主防災組織の構成員の中から地域における情報の収集責任者を定め、迅速、的確な情報の収集にあたるものとする。

情報の種類の主なものは、次のとおりである。

- (1) 避難の状況
- (2) 交通機関の運行及び道路交通の状況
- (3) 防災関係機関の東海地震注意情報発表時の応急対策及び地震防災応急対策の実施状況
- (4) ガス、上・下水道、電気等生活関連施設の運営状況
- (5) 情報の変容、流言等の状況
- (6) 住民生活、社会・経済活動等の状況
- (7) 避難の勧告、指示又は警戒区域の設定状況（地震防災応急対策実施時のみ）
- (8) 消防（水防）団員等の配備命令（地震防災応急対策実施時のみ）
- (9) 地域内事業所等に対する地震防災応急対策の実施の指示等（地震防災応急対策実施時のみ）

##### 3 県地震災害警戒本部（以下「県警戒本部」という。）に対する報告

東海地震注意情報発表時から注意情報が解除されるまで又は警戒宣言が発令されてから東海地震が発生するまで若しくは警戒宣言が解除されるまでの間において、県警戒本部への報告は、西部方面本部を通じて「情報広報実施要領」に定める項目について、速やかに行うものとする。

その主なものは、次のとおりである。

- (1) 避難の状況
- (2) 町において東海地震注意情報発表時に実施する応急対策及び地震防災応急対策の実施状況

#### 42-2 防災関係機関

##### 1 地震予知情報等の収集及び伝達

県から伝達される東海地震注意情報、東海地震予知情報の受理においては、自らの責任において収集、伝達するものとする。

##### 2 地震防災活動に関する情報の収集及び伝達

###### (1) 収集方法

各機関においては、東海地震注意情報発表時の応急対策及び地震防災応急対策の実施に必要な情報を自らの責任において収集するものとする。

###### (2) 県警戒本部への連絡

「情報広報実施要領」に定める項目について、速やかに県警戒本部に報告するものとする。

### 第3章 広報活動

#### 計画作成の主旨

東海地震注意情報発表時及び警戒宣言発令時において正しい情報を正確かつ迅速に提供し、民心の安定を図るとともに町民等が的確な防災対応ができるよう必要な広報について定める。

広報の際には、高齢者、障がいのある人、外国人等要配慮者に配慮するものとする。

#### 計画の内容

##### 43-1 森町

###### 1 広報事項

町は、東海地震注意情報発表時及び警戒宣言発令時において、正しい情報を迅速に提供し民心の安定を図るとともに、町民等が的確な応急対策ができるように必要な事項について広報する。広報すべき事項は県に準ずるものとし、特に重要な広報事項については、広報文案をあらかじめ作成しておくものとする。

###### 2 広報実施方法

- (1) 同時通報用無線、コミュニティFM、広報車等
- (2) 自主防災組織を通じた連絡
- (3) 県に対する広報の要請

##### 43-2 防災関係機関

###### 1 広報事項

防災関係機関は、東海地震注意情報発表時及び警戒宣言発令時において、正しい情報を迅速に提供し民心の安定を図るとともに住民等が的確な応急対策ができるように必要な事項について広報する。広報する事項は別に定める「情報広報実施要領」による。なお、その主なものは、次のとおりである。

- (1) 電気、ガス、上・下水道、電話、交通等生活関連施設の運営状況
- (2) 東海地震注意情報発表時に実施する応急対策及び地震防災応急対策の実施状況

###### 2 広報実施方法

広報は、各防災関係機関の責任において報道機関等の協力を得て行う。この場合、町と連携を密にするものとする。

### 43-3 地域住民等が地震防災活動上必要な情報を入手する方法

地域住民等に対しては、次の方法により、それぞれ情報が伝達されるので、各人がそれぞれ正確に情報を把握し、的確な防災活動を行うものとする。

- (1) ラジオ、テレビ  
東海地震注意情報、警戒宣言、東海地震予知情報、交通機関運行状況、地域の情報・指示・指導等
- (2) 同時通報用無線、コミュニティFM、広報車  
主として町内の情報、指示、指導等
- (3) 携帯電話、スマートフォン  
緊急地震速報、地域の情報・指示・指導等
- (4) 自主防災組織を通じた連絡  
主として町警戒本部からの指示、指導、救助措置等
- (5) サイレン、半鐘  
警戒宣言が発せられたことの伝達
- (6) インターネット  
地域の情報・指示・指導等
- (7) デジタルサイネージ  
地域の情報・指示・指導等

## 第4章 自主防災活動

### 計画作成の主旨

東海地震注意情報発表時から注意情報が解除されるまで又は警戒宣言が発令されるまでの間及び警戒宣言発令時から地震が発生するまで又は警戒解除宣言が出されるまでの間において、町が東海地震注意情報発表時の応急対策及び地震防災応急対策を迅速、的確に実施し、かつ、住民の生命と財産を住民自らの手で守るため、各単位自主防災組織が行う対策活動を定める。

### 計画の内容

#### 【東海地震注意情報発表時】

警戒宣言発令時の地震防災応急対策を迅速・的確に実施するため、必要に応じて次の準備的措置を実施する。

- 1 自主防災組織の役員等の所在確認等の連絡体制の確保
- 2 警戒宣言発令時の自主防災組織本部の設営のための資機材、備蓄食糧等の確認
- 3 災害発生時の医療救護体制を確保するため、救急の場合を除き、病院・診療所での外来診療の受診を控えるよう呼びかけ
- 4 住民等に東海地震注意情報の発表を周知するとともに、冷静な行動の呼びかけ
- 5 東海地震注意情報発表時に、山・がけ崩れの危険が予想される避難対象地区内の要配慮者が避難を開始する場合にあっては、警戒宣言発令時の地震防災応急対策における避難行動及び避難生活に準じて避難対策を実施する。なお、避難の実施にあたっては、町や避難地の施設管理者等と十分な連携を確保する。

#### 【警戒宣言発令時】

- 1 自主防災組織本部の設営

活動拠点として、自主防災組織の本部を設営する。

## 2 情報の収集・伝達

- (1) 警戒宣言及び地震予知情報等が、正確に全家庭に伝達されているか確認に努める。
- (2) 地震予知情報等をテレビ、ラジオで入手するように努める。
- (3) 応急対策の実施状況について、必要に応じ町警戒本部へ報告する。

## 3 初期消火の準備

可搬ポンプ等初期消火機材の点検と準備態勢をとる。

## 4 防災用資機材等の配備・活用

防災倉庫等に保管中の資機材を点検し、必要な場所に配備するとともに、担当要員を確認する。

## 5 家庭内対策の徹底

次の事項について、各家庭へ呼びかけ確認する。

### (1) 家具の転倒防止

家具類の固定状況を確認する。

### (2) 落下等の防止

タンス、食器戸棚、本棚等の上部の整理及び窓ガラスにガムテープを貼る等安全対策を施す。

### (3) 出火防止

火気危険物の除去、消火器の確認及び水の汲み置き等出火の防止対策を講ずるとともに、火はできる限り使わない。

### (4) 備蓄食料・飲料水の確認

備蓄食料及び飲料水を確認する。

### (5) 病院・診療所の外来診療

災害発生時の医療救護体制を確保するため、救急の場合を除き、病院、診療所での外来診療の受診を控える。

## 6 避難活動

### (1) 避難行動

ア 山・がけ崩れ等危険予想地域の住民等に対して町長等の避難勧告又は指示を伝達し、危険予想地域外のあらかじめ定められた避難地へ避難させる。避難状況を確認後町警戒本部へ報告する。

イ 自力避難の困難な避難行動要支援者については、必要な場合には、自主防災組織において避難地まで搬送する。

ウ 山間地で避難地までの距離が遠く、徒歩による避難が著しく困難な避難対象地区（警戒宣言が発せられた時に町長の避難の勧告・指示の対象となる地域）で、避難行動の実効性を確保するためにあらかじめ車両を活用することを町長が認めた地区においては、避難計画に基づき速やかに避難地まで避難する。

エ 避難対象地区外であっても、家屋の耐震強度が不十分な場合には、付近の安全な空地等への避難をすすめる。

### (2) 避難生活

ア 避難生活に必要なテント、ビニールシート等の準備をする。

イ 医療救護活動及び防疫、清掃等の保健活動に必要な資機材を準備する。

ウ 飲料水、食料等の生活必需品に不足が生じた場合は、町警戒本部と連絡を取り、その確保に努める。

## 7 社会秩序の維持

- (1) ラジオ、テレビ、同時通報用無線等による正確な情報の収集及び伝達に努め、流言ひ語発生を防止し、社会秩序を乱すことがないように努める。
- (2) 生活物資買い占め等の混乱が生じないように、住民に対して呼びかけをし、物資の公平で円滑な供給に協力する。

## 第5章 緊急輸送活動

### 計画作成の主旨

警戒宣言発令時の緊急輸送を円滑に行うため、必要な車両、人員、機材等の確保について定める。

また、地震発生後の緊急輸送を円滑に行うための準備について定める。なお、東海地震注意情報発表時には、警戒宣言発令時の緊急輸送を円滑に実施するために必要な輸送手段や人員・資機材の点検や確認、連絡体制の確保などの準備的措置を実施する。

### 計画の内容

#### 45-1 森町

##### 1 緊急輸送対象の基本方針

- (1) 町の地震防災応急対策を実施するために必要な緊急輸送は、町が行うことを原則とする。
- (2) 町は自衛隊の支援による緊急輸送が特に必要であるときは、県に対し必要な措置を要求するものとする。

##### (3) 緊急輸送の方針

ア 警戒宣言発令時の緊急輸送は、地震防災応急対策の実施に最低必要な人員、物資について行う。

イ 地震発生後の緊急輸送活動を円滑に行うための要員、車両、燃料の確保等について、輸送関係機関の協力を求め、輸送の準備を行う。

ウ 警戒宣言発令後相当期間が経過し、町内における食料その他の物資に不足が生じた場合には、必要に応じ、県警戒本部と協議し、緊急輸送を行う。

##### (4) 緊急輸送の対象となる人員、物資等

ア 防災活動要員の配備又は配備替え及び防災活動に要する最小限の資機材

イ 緊急の処置を要する患者

ウ その他

輸送の安全が確保される場合に限り、状況に応じて次の輸送を行う。

- (ア) 食料
- (イ) 日用品等
- (ウ) その他緊急に輸送を必要とするもの

##### 2 防災関係機関

地震防災応急対策を実施するため必要な緊急輸送は、防災関係機関がそれぞれ行うことを原則とする。

## 第6章 自衛隊の支援

### 計画作成の主旨

警戒宣言が発せられた場合、町長は、地震防災応急対策を迅速かつ的確に実施するため必要があると認めたときは、知事に対して自衛隊の派遣要請の要求をする。

### 計画の内容

#### 1 県に対する要請

町長は、知事に対し次の事項を示して自衛隊の派遣要請の要求を行う。

- (1) 派遣を希望する理由
- (2) 派遣を必要とする期間
- (3) 派遣を希望する区域及び活動内容
- (4) その他参考となるべき事項

なお、依頼する業務は次のとおりである。

- ア 航空偵察による避難、交通状況等の情報の提供
- イ 地震発生直前の航空写真の作成
- ウ 特定の救急患者の移送
- エ 防災要員等の輸送

## 2 自衛隊との連絡調整

- (1) 町は、各種情報を的確に把握するため、派遣された自衛隊と連絡し、情報の交換を行う。
- (2) 町は、自衛隊の地震防災派遣が実施される場合、支援活動の細部に関し、関係部隊と連絡調整するものとする。

## 3 地震防災派遣部隊の受入

- (1) 町は、自衛隊が派遣された場合の業務が円滑に行われるよう、必要な受入態勢をとる。
- (2) 町は、自衛隊が派遣された場合の業務が円滑に行われるよう、西部方面本部との連絡調整を行う。

## 第7章 避難活動

### 計画作成の主旨

町長その他避難の実施及び安全等の措置を講ずる者（以下「避難実施等措置者」という。）は、警戒宣言が発せられたときは、地域住民、施設の利用者等が迅速かつ安全に避難し、生命及び身体の安全が確保できるよう、避難の計画を定める。

なお、東海地震注意情報が発表されたときであっても、避難地までの距離が遠い等の理由により、警戒宣言発令後では迅速・円滑な避難が困難な地域にあっては、町や自主防災組織、避難地の施設管理者等と十分調整の上、避難行動要配慮者等（介助者も含む）の避難を実施することができるものとする。

この避難計画を定めるにあたっての基本とすべき事項を示す。

### 計画の内容

#### 47-1 避難対策

##### 1 避難対策の基本方針

- (1) 町が、町地域防災計画において明らかにした山・がけ崩れの発生の危険が予想されるため、警戒宣言時に避難の勧告・指示の対象となる地域（以下「避難対象地区」という。）の住民等は、警戒宣言が発せられた時は、速やかに危険予想地域以外のあらかじめ定めた避難地へ避難する。

また、東海地震注意情報が発表されたときは、避難対象地区のうち、避難地までの距離が遠い等の理由により警戒宣言発令後では迅速・円滑な避難が困難な地域にあって、かつ当該地区の住民等のうち避難行動要配慮者等（介護者等を含む）に限り、避難を実施することができるものとする。

なお、この場合、町はあらかじめ自主防災組織や避難地の施設管理者等と十分調整を図り、避難行動要配慮者の避難を実施する地域を地域防災計画に定めておくものとする。

- (2) 避難対象地区の住民等が避難地まで避難するための方法については、徒歩によるものとする。ただし、山間地で避難地までの距離が遠く、徒歩による避難が著しく困難な「避難対象地区」の住民等について

は、地域ごとの実情に応じて車両の活用の適否を検討するなど、避難行動の実効性を確保するよう努めるものとする。

- (3) 避難地では、自主防災組織の単位で行動するものとする。
- (4) 避難誘導や避難地での生活にあたっては、要配慮者等に配慮するものとする。
- (5) その他の地域の住民等は、居住する建物の耐震性・地盤等の状況に応じて、必要がある場合、自主防災組織が定める付近の安全な空地等へ避難する。

## 2 避難のための勧告及び指示

### (1) 勧告・指示の基準

町長は、警戒宣言が発令されたときは、原則として「避難の勧告」を行うものとし、急を要する時は、「避難の指示」を行うものとする。

### (2) 勧告・指示の伝達方法

町長は、警戒宣言発令後速やかに避難対象地区の住民等に対し、同時通報用無線、広報車等により避難の勧告・指示を行うものとする。また、警察官に対し、避難の勧告・指示の伝達について協力を要請するものとする。

なお、町は必要に応じ避難の勧告・指示に関する放送を県に依頼する。

### (3) 避難に関するの周知事項

町（消防機関及び水防団を含む。）及び警察署は、常日頃から避難対象地区住民に対し、避難に関する次の事項について周知を図るとともに、東海地震注意情報が発表された時は、東海地震注意情報が発表されたこと、あらかじめ指定された地域にあっては避難行動要配慮者等は避難を開始できること等、また、警戒宣言が発せられた時は、警戒宣言が出されたこと、避難すべき地区名、避難する時期等の伝達に努める。

ア 避難対象地区の地区名

イ 出火防止措置、消火器の点検、貯水、家具の転倒防止措置等の地震防災応急対策の実施

ウ 避難経路及び避難先

エ 避難する時期

オ 避難行動における注意事項（携帯品、服装等）

## 3 警戒区域の設定

### (1) 警戒区域設定対象地域

町は、警戒宣言が発令された場合に、避難対象地区のうち、大規模地震対策特別措置法第26条において準用する災害対策基本法第63条の規定に基づく警戒区域として設定すべき地域をあらかじめ選定し、2の(3)に準じて周知を図る。

### (2) 警戒区域設定に伴う規制の内容及び実施方法

町長は、警戒宣言が発せられた時は速やかに警戒区域の設定を行い、退去又は立入り禁止の措置をとる。町長は、警察官等の協力を得て、住民等の退去を確認するとともに、可能な限り、防犯・防火のためのパトロールを実施するように努める。

## 4 避難の方法

### (1) 地域住民の避難

町及び自主防災会があらかじめ協議して定めた避難地に避難するものとする。この場合も、安全な場所を集合場所としてここで人員等を確認し、まとまって避難地に移動する。

### (2) 病院、宿泊施設、観光施設等不特定かつ多数が出入りする施設等の避難

ア 施設等の管理者は、建物の耐震性等を考慮し、必要に応じてあらかじめ施設等の周辺の安全な場所を避難地と定め、その場所及び避難路等を施設利用者に事前に周知徹底を図るとともに、従事者に所要の訓練を実施するものとする。町が定めた避難地を避難先とする場合は、あらかじめ町長と協議する。

イ 避難の実施にあたっては管理者及び従業員が安全に避難誘導するものとし、また、管理者は可能な限り避難地での食料、飲料水、寝具の供給又は斡旋を行うものとする。

### (3) 保育園・幼稚園・学校の避難

ア 生徒等は、あらかじめ定めた方法により保護者へ引き渡す。

イ 引渡しができない生徒等については、校内等で適切な場所に避難するものとする。

## 5 避難計画の作成

避難実施等措置者は、あらかじめ町、自主防災組織、避難地の施設管理者等と十分に調整を図り、避難地、避難路、避難方法、避難誘導責任者及び避難開始時期等を内容とする避難計画を、別に定める指針により作成し、地域住民、施設の利用者等に周知徹底し、避難の円滑化を図るものとする。避難計画の策定に当たっては、要配慮者の避難誘導、避難地での生活等に配慮するものとする。

## 6 避難状況の報告

(1) 町は、自主防災組織及び避難地の施設管理者から直接に、又は当該町の区域にある袋井警察署を通じて次に掲げる避難状況の報告を求める。ただし、避難対象地区以外の地域にあっては、原則として、次のイに関する報告を求めないものとする。

ア 避難の経過に関する報告・・・危険な事態その他異常な事態が発生した場合は、直ちに行う。

(ア) 避難に伴い発生した危険な事態、その他異常な事態の状況（場所、人員を含む。）

(イ) 上記の事態に対し、応急的にとられた措置

(ウ) 市町村等に対する要請事項

イ 避難の完了に関する報告・・・避難完了後、速やかに行う

(ア) 避難地名

(イ) 避難者数

(ウ) 必要な救助・保護の内容

(エ) 市町村等に対する要請事項

(2) 町は、避難状況について県へ報告する。

## 47-2 避難地の設置及び避難生活

### 1 基本方針

町は、東海地震注意情報発表時及び警戒宣言発令時において、避難を必要とする者のために避難地を設置するとともに、避難地ごとにあらかじめ定めた運営体制等に沿って円滑な避難生活が行われるように、自主防災組織及び避難地の学校等施設の管理者の協力を得て必要最低限の避難生活を確保するために必要な措置を講ずる。

### 2 避難地の設置及び避難生活

#### (1) 避難生活者

避難地で避難生活をする者は、山・がけ崩れ危険予想地域に住む者、帰宅できない旅行者等で居住する場所を確保できない者とする。

#### (2) 設置場所

ア 山・がけ崩れの危険のない地域に設置する。



イ 原則として公園、学校グラウンド等の野外に設置する。ただし、要配慮者等の保護を行う上でやむを得ないと判断した場合には、耐震性があり、落下物対策等の措置を講じてある建物内にも設置することができる。

### (3) 設置期間

警戒宣言が発せられてから警戒宣言が解除されるまで又は地震が発生し避難所が設置されるまでの期間とする。

なお、避難地までの距離が遠い等の理由により警戒宣言発令後では迅速・円滑な避難が困難な地域にあつては、東海地震注意情報が発表されてから注意情報が解除されるまで、又は警戒宣言が発せられるまでの期間も、要配慮者の迅速・円滑な避難を実施するために避難地を設置することができる。

### (4) 避難地の運営

ア 町は、自主防災組織及び避難地の学校等施設の管理者の協力を得て避難地を運営する。

イ 避難地には避難地の運営等を行うために必要な町職員を配置する。また、避難地の安全の確保と秩序の維持のため、必要により警察官の配置を要請する。

ウ 避難地の運営に当たっては、男女双方の運営責任者の適任に努めるとともに、要配慮者、男女のニーズの違い等男女双方の視点、女性や子ども等の安全確保、プライバシーの確保等に配慮するものとする。

エ 自主防災組織は、避難地の運営に関して町に協力するとともに、役割分担を確立し、相互扶助の精神により自主的に秩序ある避難生活を送るよう努める。

## 第8章 社会秩序を維持する活動

### 計画作成の主旨

東海地震注意情報が発せられた場合や警戒宣言が発せられた場合、社会生活の秩序が破壊され、種々の混乱が生ずる可能性がある。これらの混乱を鎮め、民生の安定を図り、町民の的確な防災対策を促進する。

### 計画の内容

#### 48-1 予想される混乱

- (1) 東海地震注意情報、地震予知情報等に関する流言
- (2) 帰宅者による道路の混乱
- (3) 電話のふくそう
- (4) 避難による混乱
- (5) 自動車による道路交通の混乱
- (6) 買出し、旅行者等の混乱

#### 48-2 実施事項

##### 1 町の実施事項

- (1) 町長は、警察等の情報により各種の混乱の生ずるおそれがあると認めたとき、又は混乱が生じたときは、町民がとるべき措置について呼びかけを実施する。
- (2) 生活物資価格の異常な高騰、不当な売り惜しみ、買い占め等が発生した場合は、町警戒本部を通じて生活物資の買い占め、売り惜しみの防止を啓発するとともに、県に対し「静岡県消費生活条例」に基づく措置を要請する。

##### 2 袋井警察署の実施事項

- (1) 警戒区域、避難地等に対しては、警ら活動を強化するとともに、無線自動車の効果的運用を図り、混

乱防止、犯罪の予防取締りを行う。なお、必要により臨時交番を設置して防犯活動を行う。

- (2) 犯罪情報の収集を行う。
- (3) 駅、生活物資集積所等の重要施設に対しては、必要により警備部隊を配備し、関係機関との連携を配慮した警戒活動を行う。
- (4) 集団不法行為、暴利行為の予防、取締りを行う。
- (5) 流言ひ語が横行した場合には、その原因を究明し、適切な情報提供を行う。
- (6) 自主防災組織や民間企業内組織等が効率的に活動できるよう支援を行う。
- (7) 放射性物質、火薬類の運搬の届出があったときは、運搬の中止又は延期をするよう指導する。なお、運搬途上にある危険物については、直ちに運搬を中止し、安全な場所に管理するよう指導する。

## 第9章 交通の確保活動

### 計画作成の主旨

警戒宣言発令時の陸上交通の混乱を防止し、避難の円滑な実施と地震防災応急対策に係る緊急輸送を確保するため、必要な交通規制を実施する。また、東海地震注意情報発表時においては、社会的混乱や大規模な交通渋滞等が発生した場合は、必要に応じて交通規制を実施する。

### 計画の内容

#### 49-1 陸上交通の確保対策

##### 1 運転者のとるべき措置

###### 【東海地震注意情報発表時】

- (1) 走行中の車両は、東海地震注意情報が発表されたことを知ったときは、カーラジオ等により注意情報及び交通情報を聴取し、冷静な行動に努める。
- (2) 東海地震注意情報が発表されたことを知ったときは、不要不急の旅行や出張等を自粛する。

###### 【警戒宣言発令時】

- (1) 走行中の車両の運転者は、次により行動する。
  - ア 警戒宣言が発せられたことを知ったときは、地震の発生に備えて低速走行に移行するとともに、カーラジオ等により継続して、地震予知情報及び交通情報を聴取し、その情報に応じて行動すること。
  - イ 車両を置いて避難するときは、できる限り道路外の場所に移動しておくこと。やむを得ず道路上に置いて避難するときは、道路の左側に寄せて駐車し、エンジンを切り、エンジンキーはつけたままとし、窓を閉めドアはロックしないこと。駐車するときは、避難する人の通行や災害応急対策の実施の妨げになるような場所には駐車しないこと。
- (2) 避難のために車両を使用しないこと。

##### 2 交通規制の方針

###### 【東海地震注意情報発表時】

東海地震注意情報発表時に社会的混乱や大規模な交通渋滞等が発生した場合は、必要に応じて交通規制を実施するとともに、次の措置を講ずる。

- (1) 不要不急の旅行や出張等を自粛するよう呼びかける。
- (2) 警戒宣言が発せられた時の交通規制についての情報提供を行い、混乱防止に努める。
- (3) 警戒宣言発令後及び地震発生後の必要な緊急ルートを選定作業を円滑に進めるために、道路管理者等との調整、工事等による通行規制箇所の把握や開放の判断等の準備を行う。

###### 【警戒宣言発令時】

警戒宣言が発せられた場合は、次の措置を講ずる。

- (1) 強化地域内における一般車両の運行は極力抑制する。また、強化地域内への流入は極力制限し、強化地域外への流出は交通の混乱が生じない限り原則として制限しない。
- (2) 避難路及び緊急交通路については、優先的にその機能の確保を図るため、原則として一般車両の通行を禁止又は制限する。その他防災上重要な道路についても必要な交通規制を行う。
- (3) 広域交通規制  
警察庁が指定する広域交通規制対象道路（新東名高速道路）においては、必要な交通規制又は指導を行うとともに自動車利用の抑制を図る。
- (4) 交通規制に際しては、警察庁、管区警察局、県警察本部、日本道路交通情報センター、交通管制センター及び報道機関等を通じ広報の徹底を図る。

### 3 交通規制計画

県公安委員会は警戒宣言が発せられた場合、大規模地震対策特別措置法第24条の規定に基づき次の交通規制を実施し、避難路及び緊急交通路を確保する。

- (1) 県内への一般車両の流入制限  
隣接県境の主要道路においては県内へ流入する車両（軽車両を除く。）のうち、法第24条に規定する緊急輸送に従事する車両（以下この編において「緊急輸送車両」という。）以外の車両を極力制限する。この場合、県外への流出については交通の混乱が生じない限り原則として制限しない。
- (2) 町内における車両の走行抑制  
町内における一般車両の走行は極力抑制する。
- (3) 緊急交通路等を確保するための措置  
ア 緊急交通路については、各流入部において緊急輸送車両以外（軽車両を除く。）の通行を禁止する。  
イ 町の指定する主要な避難路については極力車両の通行を抑制する。

### 4 緊急輸送車両の確認

- (1) 緊急輸送車両の確認は、大規模地震対策特別措置法第21条に掲げる地震防災応急対策に従事するものと認められる車両について行うものとする。確認手続きの効率化・簡略化を図り、緊急輸送の需要をあらかじめ把握するため、緊急輸送車両については、事前に必要事項の届出をすることができる。これらの届出等及び確認の手続きについては、別に定める。
- (2) 緊急輸送車両の確認申請並びに確認手続き  
ア 申請の方法  
緊急輸送車両の確認を受けようとするときは、袋井警察署交通課に申請するものとする。  
イ 確認の方法  
前記申請に基づき県公安委員会は確認基準にしたがって緊急輸送車両であることを確認し、所定の緊急標章及び緊急輸送車両確認証明書を車両1台につき1通交付する。  
ウ 緊急輸送車両確認証明書の有効期限  
県公安委員会が緊急輸送車両として指定した期間のうち、その車両が緊急輸送車両として使用される期間をいう。  
エ 緊急標章の掲示等  
緊急標章は当該車両の前面の見やすい箇所に掲示するものとし、緊急輸送車両確認証明書は、当該車両に備えつけるものとする。  
オ 緊急標章及び緊急輸送車両確認証明書の返納

有効期間が切れた緊急標章及び緊急輸送車両確認証明書は、袋井警察署交通課へ返納する。

#### カ 事前届出

確認手続きの効率化、簡略化を図り、緊急輸送の需要をあらかじめ把握するため、緊急通行車両については、事前に必要事項の届け出をすることができる。

#### キ 警戒宣言発令時に交付した緊急標章及び緊急輸送車両確認証明書の取扱い

警戒宣言発令時に交付した緊急標章及び緊急輸送車両確認証明書は、地震発生後においては、「災害対策基本法施行令」第33条第2項の規定による緊急標章及び緊急通行車両確認証明書とみなす。

## 第10章 地域への救援活動

### 計画作成の主旨

警戒宣言発令時における飲料水、食料、日用品、医薬品など必要物資及び応急復旧資材の確保並びに医療救護、廃棄物処理・清掃、防疫及びその他の保健に関する活動又はその準備について定める。

なお、東海地震注意情報発表時においては、県、町及び防災関係機関は、警戒宣言発令時における緊急物資の調達及びあっせん等の地震防災応急対策を円滑に実施するために、準備的措置を実施することができるものとする。

### 計画の内容

#### 【東海地震注意情報発表時】

- 1 緊急物資等の供給協定を締結した物資保有者等との連絡体制を確認するとともに、協定に定められた警戒宣言発令時の円滑な措置ができるように準備体制の確保を要請する。
- 2 緊急物資の供給協定を締結した物資保有者の在庫状況を確認する。
- 3 水道施設の安全点検
- 4 医療救護、保健衛生、廃棄物処理に係る準備的措置
- 5 県及び町は、広域搬送拠点の立上げの準備等、広域搬送活動を円滑に実施するための準備的措置を実施する。
- 6 町民は、備蓄食糧・飲料水・生活必需品、非常持出品の点検・確認及び生活用水の貯水に努める。

#### 【警戒宣言発令時】

### 410-1 食料及び日用品の確保

#### 1 調達の方針

- (1) 警戒宣言発令時に必要な緊急物資は、地域住民等が自主防災活動等による自助努力によって確保することを基本とする。
- (2) 町の緊急物資の供給は、前号を補完するものとし、その供給は、原則として有償とする。
- (3) 住民等の生活を維持するため、食料等生活必需品を販売するコンビニエンスストア等小売店舗の営業に必要な緊急輸送のため、車両の確保等必要な対策を実施する。

#### 2 警戒宣言発令時に町及び自主防災組織等がとる措置

##### (1) 森町

ア 山・がけ崩れ等危険予想地域住民で非常持出しができなかった者や旅行者等に対し、緊急物資の供給が必要な事態が生じた時は、備蓄した緊急物資を配分し、又は緊急物資の供給協定を締結した物資保有者から調達して配分する。

イ 県に対する緊急物資の調達あっせんの要請を行う。

ウ 緊急物資の供給協定を締結した物資保有者の在庫量を、必要に応じて確認する。

エ 緊急物資集積所の開設のための準備を行い、必要に応じて開設する。

(2) 自主防災組織及び町民

自主防災組織は、助け合い運動、共同備蓄物資の点検、確認等緊急物資確保のための措置を実施する。  
また、緊急物資、非常持ち出し品の整備、搬出を行う。

3 警戒宣言発令時に調達が必要となる緊急物資

警戒宣言発令時に必要な緊急物資については、町民がそれぞれ確保することを原則としているが、警戒宣言の発令期間が長期化し、緊急物資が不足する場合、町は、緊急物資の調達を要請する。

#### 410-2 飲料水等の確保

町及び町民等は、地震発生後における飲料水を確保するため、次の事項を実施する。

1 森町

- (1) 町民に対して備蓄している飲料水の点検・確認及び生活用水の貯水呼びかける。
- (2) 応急給水計画に基づき、他の地方公共団体からの応援給水を含む応急給水活動の準備を行う。
- (3) 水道施設の安全点検を実施し、二次災害防止措置の準備を行う。
- (4) 応急復旧体制の準備をする。

2 町民

- (1) 備蓄している飲料水を点検・確認し、生活用水を可能な範囲で貯水する。
- (2) 自主防災組織の給水班を中心として、応急給水資機材を点検する。

#### 410-3 医療救護・防疫・保健衛生活動及び廃棄物処理

町及び町民等は医療救護活動の準備並びに防疫・保健衛生及び廃棄物処理のため、次の活動を行う。

1 医療救護活動

町は、東海地震注意情報発表時に引き続き、次の活動を行う。

(1) 森町

- ア 救護所設置のため、医療救護活動の準備を関係機関に要請する。
- イ 救護所の設備及び資器材を点検・配置し、救護所の開設準備を開始する。
- ウ 患者搬送体制を確認し、必要な準備、関係機関との調整を行う。
- エ 住民等に対し、医療救護施設情報を周知する。
- オ 警戒宣言が発せられた場合も、救急医療体制が維持できるよう、関係機関と調整を図る。

2 防疫及び保健衛生活動

(1) 森町

- ア 防疫のための資機材及び仮設便所の資機材を準備する。
- イ 避難所生活等での健康支援活動に対応するための準備をする。

(2) 自主防災組織

自主防災組織の防疫のための班を中心として、防疫用資機材の点検及び仮設便所の設置の準備を行う。

3 廃棄物処理

3-1 し尿処理

- (1) 関係機関との連絡体制等について確認する。
- (2) 医療・救護施設への仮設便所の設置を進めるとともに、設置状況の把握を行う。
- (3) し尿収集業者等へ発災時の協力を要請する。
- (4) し尿処理車の緊急車両手続を準備する。

3-2 廃棄物（生活系）・がれき・残骸物処理

- (1) 関係機関との連絡体制等について確認する。
- (2) 仮集積場の確認を行う。
- (3) ごみ収集業者へ発災時の協力を要請する。
- (4) ごみ収集車の緊急車両手続を準備する。

#### 410-4 応急復旧資材の確保

町は、地震発生後に速やかに応急復旧に要する資機材を供給できるよう、必要に応じて関係団体へ供給可能量の確認を行うとともに、発災時の協力を要請する。

### 第11章 町有防災施設設備の防災措置

#### 計画作成の主旨

防災上重要な施設、設備等について、警戒宣言発令時において町が行う点検、整備等について定め、地震防災応急対策の円滑な実施を確保する。

なお、東海地震注意情報が発表された時は、警戒宣言発令時の地震応急対策の円滑な実施を確保するための準備的措置を講ずるとともに、必要に応じて、町民等の日常の社会生活等に支障をきたさない範囲内で、警戒宣言発令時の地震防災応急対策を段階的又は部分的に実施することができる。

#### 計画の内容

##### 1 無線通信施設等

森町防災行政無線管理運用規程に定めるところにより、警戒宣言発令時に次の措置を迅速・円滑に実施するため、東海地震注意情報発表時から準備を進めるとともに、必要に応じて段階的又は部分的に次の措置を実施する。

- (1) 通信施設（予備電源を含む。）を点検するとともに、動作状態を確認し必要な措置を講ずる。
- (2) 充電式携帯無線機については、完全充電を行い、その他の携帯無線機及び受信機用の乾電池を確保する。
- (3) 保守委託業者に保守体制の確立を要請する。

##### 2 公共施設等

東海地震注意情報発表時及び警戒宣言発令時において、河川、ため池、道路、砂防等工事中の施設等、庁舎については、職員等の安全を配慮し概ね次の措置を講ずるよう努める。

また、東海地震注意情報発表時には町の管理する公共土木施設の地震防災応急対策や災害応急対策・復旧対策実施のため、協定締結業者との連絡体制の確保等の準備的な措置を建設業協会に要請し、警戒宣言発令時には、別に定める協定に基づき、応急復旧出動体制の確立を要請する。

#### 【東海地震注意情報発表時】

##### (1) ため池及び用水路

警戒宣言の発令と同時に、必要に応じた放流、用水路の断水又は減水を実施できるよう、施設点検や操作方法の確認等の準備的措置を講ずる。

##### (2) 道路

道路利用者に対して、パトロールカー等により、東海地震注意情報の発表を周知する。また、道路パトロールにより道路状況を迅速に把握できる体制を整えるとともに、警戒宣言発令後の速やかな交通規制実施の協力などの地震防災応急対策を円滑に実施するための準備的措置を講ずる。

##### (3) 砂防、地すべり、急傾斜地、治山等

土砂災害に関する情報収集・伝達のための配備体制、県・町・住民間の連絡体制の確認等の準備的措

置を講ずる。

(4) 工事中の公共施設、建築物、その他

警戒宣言発令と同時に工事を中止し、保安措置を講ずることができるよう準備的措置を実施する。また、必要に応じて工事を中断するとともに、立入禁止措置、落下・倒壊防止、補強その他の保安措置を講ずる。

(5) 本庁及びその他災害応急対策上重要な庁舎

本庁及びその他災害応急対策上重要な庁舎について、非常用発電装置の確認、落下倒壊防止装置、食料及び燃料の準備、飲料水の緊急貯水等の措置を行う。

(6) 水道用水供給施設及び工業用水道施設

警戒宣言発令に備え、溢水等による災害の予防措置の準備を行いながら送水を継続する。

**【警戒宣言発令時】**

(1) ため池及び用水路

ため池及び農業用水路については、警戒宣言発令と同時に、あらかじめ定めた者に対して所要の措置に関する情報連絡を行い、必要に応じてため池からの放流、用水路の断水又は減水を行う。また、必要に応じ地域住民に対し避難の指示をするものとする。

(2) 道路

ア 車両の走行自粛の呼びかけ及び東海地震予知情報等の広報を道路利用者に対して行う。

イ 緊急交通路及び幹線避難路において県公安委員会が実施する交通規制に協力する。

ウ 災害応急対策を円滑に実施するため、資機材、人員等の配備手配を行う。

エ 地震発生時における道路状況の把握を迅速に行える体制を整える。

(3) 砂防、地すべり、急傾斜地、治山等

土砂災害発生時における迅速な情報収集・伝達のための県・町・住民間の連絡体制を整える。

(4) 工事中の公共施設、建築物、その他

工事を中止し、必要に応じ立入禁止、落下倒壊防止、補強その他の保安措置を講ずる。

(5) 本庁及びその他災害応急対策上重要な庁舎

本庁及びその他災害応急対策上重要な庁舎について、非常用発電装置の確認、落下倒壊防止装置、食料及び燃料の準備、飲料水の緊急貯水等の措置を行う。

(6) 水道用水供給施設及び工業用水道施設

溢水等を配慮した安全水位を確保し送水を継続する。

3 コンピュータ

コンピュータ・システムについては、警戒宣言発令時に概ね次の措置を実施するため、東海地震注意情報発表時から準備を進めるとともに、必要に応じて段階的又は部分的に実施する。

(1) コンピュータ本体及び端末機等の固定を確認する。

(2) 重要なデータから順次安全な場所に保管する。

(3) 警戒宣言発令時以降も運用することになっているコンピュータ・システムを除き、運用を停止する。

## 第12章 防災関係機関等の講じる生活及び安全確保等の措置

### 計画作成の主旨

東海地震注意情報発表時及び警戒宣言発令時において、町民の生活に密接に関係のある防災関係機関が町民の生活を確保し、又は安全等を確保するために講ずる措置を示す。

東海地震注意情報が発表された時は、町民生活の確保のため、平常の業務や営業をできる限り継続することを原則としつつ、町民の生活確保のため、警戒宣言発令時の地震防災応急対策を円滑に実施するための準備的措置を講ずるとともに、必要な地震防災応急対策を段階的又は部分的に実施することができる。

なお、これらの応急対策の実施にあたっては、できる限り、住民等の日常の社会生活や経済活動を継続・維持できるよう、社会、経済的影響等について配慮するものとする。

#### 計画の内容

##### 【東海地震注意情報発表時】

#### 1 上水道

飲料水の供給を継続するとともに、警戒宣言発令に備え、緊急貯水を行うよう広報する。

#### 2 電力（中部電力株式会社掛川営業所、掛川電力所）

電力の供給を継続するとともに、警戒宣言の発令や地震発生に対する備え、需要家の取るべき措置を広報する。

#### 3 一般社団法人静岡県LPガス協会（西部支部袋井地区）

ガスの供給を継続するとともに、警戒宣言の発令や地震発生に対する備え、需要家の取るべき措置を広報する。

#### 4 通信（西日本電信電話株式会社浜松支店、株式会社NTTドコモ東海支社）

平常通り一般通話を確保する。ただし、ふくそう等が生じた場合は、必要に応じて防災関係機関の非常・緊急通信を優先して接続し、一般通話を制限する。また、状況により安否確認等に必要な措置を実施する。

#### 5 放送（日本放送協会、民間放送会社）

東海地震注意情報の正確・迅速な伝達に努めるとともに、社会的混乱を防止するため、地方公共団体の要請に応じて、注意情報発表時の防災関係機関等の応急対策の実施状況、交通状況やライフライン等の住民生活に必要な情報、住民等のとるべき行動等について放送を実施する。また、警戒宣言発令時の臨時ニュース、特別番組の編成等のために必要な準備的措置を実施する。

#### 6 市中金融機関

金融機関、保険会社及び証券会社については、平常どおり営業・業務を継続するとともに、東海地震注意情報の発表を顧客に周知する。また、警戒宣言発令時の営業の停止の周知、稼働する現金自動支払機の準備等の地震防災応急対策の準備的措置を実施する。

#### 7 鉄道

##### ア 列車の運転規制等

(ア) 旅客列車は平常どおり運行を継続する。但し、長距離夜行列車については、強化地域への進入を禁止する。

(イ) 貨物列車については、強化地域への進入を禁止する。

##### イ 旅客等に対する対応

東海地震注意情報が発表されたとき及び政府から準備行動等を行う旨の公表があったときには、旅客に対してその内容を伝達するとともに、列車の運転状況、警戒宣言が発令された場合の列車の運転の計画を案内する。

#### 8 バス

(1) 平常どおり運行を継続し、乗客に対して東海地震注意情報の発表を周知するとともに、不要不急の旅行・出張等の自粛を広報する。また、警戒宣言発令後のバスの運転規制等の地震防災応急対策の内容についても周知する。



- (2) 帰宅困難者の発生に備え、必要に応じ、臨時バスの増発等を検討し輸送力の確保を図る。
- (3) 警戒宣言発令時の地震防災応急対策を円滑に実施するため、滞留旅客の避難方法の確認、必要な資機材の確認などの準備的措置を実施する。

## 9 道路

- (1) 平常どおり円滑な交通を確保し、運転者等に対して東海地震注意情報の発表を周知するとともに、不要不急の旅行・出張等の自粛を広報する。また、警戒宣言発令後の道路交通規制等の地震防災応急対策の内容についても周知する。
- (2) 警戒宣言発令時の交通規制等の地震防災応急対策を円滑に実施するため、関係機関相互の連絡体制を確保するとともに、必要な資機材の確認等の準備的措置を実施する。

## 10 病院・診療所

- (1) 災害発生時の治療体制を確保するため、救急業務を除き、外来患者の受入れは原則として制限する。  
なお、外来患者の受入れを制限する施設にあつては、治療の中断が困難な患者に対する処置・指示等、外来患者の混乱を来さない措置を十分に講ずる。
- (2) 設備、機器等の転倒・落下防止等の患者・職員等の安全確保措置を講ずるとともに、その他災害発生時の重傷患者等の治療体制を確保するための準備的措置を講ずる。
- (3) 建物の耐震性等の安全性が確保されている施設にあつては、災害発生時の重傷患者等の治療体制を確保するため、帰宅可能な入院患者の家族等への引渡しに係る連絡体制や必要な車両の確保などの準備的措置を講ずる。なお、必要に応じて入院患者の引渡しを実施することができる。
- (4) 建物の耐震性等の安全性が確保されていない施設にあつては、入院患者の他の病院等への移送、家族等への引渡しに係る連絡体制や必要な車両の確保などの準備的措置を講ずる。なお、必要に応じて入院患者の移送、引渡しを実施することができる。

## 11 スーパー・小売店舗等

- (1) スーパー・小売店舗等のうち、食料・飲料水、生活必需品や家具転倒防止器具等の防災用品、防災資機材を販売する施設にあつては、日常の住民生活を維持するために、平常どおりの営業の継続に努めるとともに、顧客に対して東海地震注意情報の発表を周知する。また、警戒宣言発令後の公共交通機関の運行停止、道路交通規制等の内容や当該店舗の警戒宣言発令後の地震防災応急対策の内容を周知する。
- (2) 営業の継続にあつては、商品、陳列棚等の転倒・落下防止等の安全措置を講ずるとともに、顧客、従業員等に冷静な行動を呼びかけるなどとともに、混乱防止のための措置を講ずる。

### 【警戒宣言発令時】

#### 1 上水道

- (1) 飲料水の供給を継続する。
- (2) 地震発生に備え、緊急貯水を行うよう広報するとともに応急給水の準備をする。

#### 2 電力（中部電力株式会社掛川営業所、掛川電力所）

- (1) 電力の供給を継続する。
- (2) 地震発生に対する備え、需要家の取るべき具体的措置の広報、電力施設の特別巡視等の災害予防措置、資機材の確保等の措置を行う。

#### 3 社団法人静岡県プロパンガス協会

- (1) ガスの供給は、ガス使用者が支障をきたさない範囲において、ガス圧力を減じ、供給を継続する。
- (2) 重要施設の点検、要員の配備、緊急供給制限の準備等防災措置を講ずる。

#### 4 通信（西日本電信電話株式会社浜松支店、株式会社N T T ドコモ東海支社）

(1) あらかじめ指定された防災関係機関の非常・緊急通信を優先して接続する。このため、必要に応じ一般通話を制限するが、この場合においても、西日本電信電話株式会社の緑色及びグレーの公衆電話からの通話は確保する。

また、災害用伝言ダイヤル171、災害用ポッドキャスト伝言板web171及びiモード災害用伝言板の開設等、安否確認等に必要な措置を実施する。

(2) 地震発生後の通信施設の緊急復旧に備えて資機材、要員を準備する。

## 5 放送（日本放送協会、民間放送会社）

臨時ニュース、特別番組の編成等各メディアを有効に活用し、社会的混乱の防止を目的として、地震予知情報等の正確、迅速な伝達に努める。また、地方公共団体等の要請に応じて、的確な防災対策が講ぜられるよう地震防災活動の実施状況、防災措置の状況等有効適切な放送を行う。

## 6 市中金融機関

### (1) 金融機関の営業

ア 営業時間中に警戒宣言が発せられた場合は次による。

(ア) 正面玄関灯等の主要シャッターを閉鎖し、営業所等の窓口においては、普通預金（総合口座を含む。以下同じ。）の払い戻し業務を除くすべての業務の営業を停止する。

(イ) 営業所等の窓口における普通預金の払い戻し業務の営業については、顧客及び従業員の安全に十分配慮しながら、店頭顧客への処理を終了させるまでの間、営業の継続に努める。

(ウ) 現金自動預払機（以下「ATM」という。）については、顧客及び従業員の安全に十分配慮した上で、あらかじめ定めた店舗において運転の継続に努める。

(エ) 「避難対象地区」内に所在する店舗は、普通預金の払い戻しを含む全ての業務の営業を直ちに停止することとする。また、窓口及びATMでの普通預金の払い戻し業務についても、地震の発生、管理上の見地等営業の継続に支障が生じるおそれがある場合には、その営業を停止することができる。

イ 休日、開店前又は閉店後に警戒宣言が発せられた場合は、次による。

(ア) 営業所等の窓口における営業に開始又は再開は行わない。

(イ) ATMについては、顧客及び従業員の安全に十分配慮した上で、あらかじめ定めた店舗において運転の継続等に努める。

(ウ) ATMの稼働についても、地震の発生、管理上の見地等営業の継続に支障が生じるおそれがある場合には、その営業を停止することができる。

ウ 営業停止等を取引者に周知徹底するため、金融機関において、営業停止等を行う営業店舗名等を、ポスターの店頭掲示等の手段を用いて告示するとともに、その旨を新聞やインターネットのホームページに掲載する。

エ 手形交換所は、警戒宣言が発せられた場合は、手形交換の停止あるいは休止、不渡処分猶予等の措置を適宜講ずる。

オ 警戒宣言が解除された場合は、金融機関が営業することのできる状況が整い次第すみやかに平常の営業を再開するものとする。

### (2) 保険会社及び証券会社の営業

ア 営業時間中に警戒宣言が発せられた場合は、営業所等における業務を停止する。

イ 営業停止等を取引者に周知徹底させる方法は、各会社において、営業停止等を行う営業店舗等を、ポスターの店頭掲示等の手段を用いて告示するとともにその旨を新聞やインターネットのホームページ

ジに掲載する。

ウ 休日、開店前又は閉店後に警戒宣言が発せられた場合は、営業の開始又は再開は行わない。

エ 警戒宣言が解除された場合は、速やかに平常の営業を再開する。

## 7 鉄道

### (1) 列車の運行規制等

強化地域内を運行中の列車は最寄の安全な駅その他の場所まで安全な速度で運転し停車する。

### (2) 旅客等に対する対応

ア 警戒宣言が発せられたときには、その情報を伝達するとともに、あらかじめ定めた方法及び内容により列車の運転状況について案内する。

イ 滞留旅客が発生した場合は、自らの判断において行動する者を除き、関係地方自治体の定める避難地へ避難させる等必要な措置をとる。

## 8 バス

(1) バスには、営業所・出張所等から警戒宣言や地震予知情報が伝達される。また、市町村の同時通報用無線・広報車等によって警戒宣言の発令を覚知する。

(2) 警戒宣言が発せられたときは、会社が定める場所又は安全な場所に停車し、必要により乗客を避難させる。

## 9 道路

(1) 強化地域内への一般車両の流入は、極力抑制する。このため、交通規制を行う。

(2) 強化地域内から強化地域外への一般車両の流出は、交通混雑が生じない限り原則として制限しない。

(3) 強化地域内での一般車両の走行は、極力抑制するよう交通整理・指導を行うほか、緊急輸送路・避難路を確保するため、交通要所において必要により交通規制を行う。

(4) 走行車両は低速走行する。

## 10 病院・診療所

(1) 救急業務を除き、外来診療を原則中止し、設備、器機等の転倒・落下防止等の患者、職員等の安全確保措置を継続するとともに、その他災害発生時の重傷患者等の治療体制を確保するための措置を実施する。

(2) 建物の耐震性等の安全性が確保されている施設にあっては、災害発生時の重傷患者等の治療体制を確保するため、帰宅可能な入院患者の家族等への引渡しを実施する。

(3) 建物の耐震性等の安全性が確保されていない施設にあっては、入院患者の他の病院等への移送、家族等への引渡しを実施する。

## 11 スーパー・小売店舗等

(1) スーパー・小売店舗等のうち、食料・飲料水、生活必需品や家具転倒防止器具等の防災用品、防災資機材を販売する施設にあっては、建物の耐震性等の安全性が確保されている場合は、住民の日常の住民生活を維持するために、各店舗の判断により営業を継続することができる。

(2) 顧客に対して警戒宣言発令、当該店舗の営業の中止又は継続などの地震防災応急対策の内容、公共交通機関の運行停止、道路交通規制等の内容を周知する。

(3) 営業の継続にあたっては、商品等の転倒防止等の安全措置を十分に実施し、顧客や従業員の安全確保を図るとともに、冷静な行動を呼びかけるなどの混乱防止のための措置を講ずる。

## 第13章 地震防災応急計画を作成すべき施設・事業所の対策

### 計画作成の主旨

大規模地震対策特別措置法第7条第1項第1号から第4号までに掲げる施設又は事業で政令で定めるものを管理し、又は運営する者は、当該施設の利用者、顧客、従業員等の安全確保、周辺地域への被害拡大防止等を図るため、東海地震注意情報発表時及び警戒宣言発令時において実施する応急対策を地震防災応急計画において定めるものとし、当該計画策定にあたっては次に掲げる事項に留意する。

### 計画の内容

#### <各施設・事業所に共通の事項>

各施設・事業所に共通する事項として、次の点に留意して地震防災応急計画に定める。

#### 【東海地震注意情報発表時】

東海地震注意情報が発表された場合は、警戒宣言発令時の地震防災応急対策を円滑に実施するための準備的措置を講ずるとともに、建物の耐震性等の安全性に応じ、また、帰宅困難者等の発生を抑制するため、必要に応じて、施設利用者、顧客、従業員等の安全確保に必要な施設の使用制限、営業の中止、帰宅要請、避難誘導措置等の地震防災応急対策を段階的又は部分的に実施することができる。地震防災応急計画に定める必要のある準備的措置及び応急対策の主な内容は次のとおりとする。

- 1 東海地震注意情報発表時の施設の利用・営業等の中止・継続等の基本的な方針に関する事項
- 2 警戒宣言の発令に備えて実施する準備的措置に関する事項
  - ・東海地震注意情報発表時の応急対策の実施に必要な防災要員及び組織体制の確保に関する事項
  - ・情報収集・伝達手段の確保に関する事項
  - ・施設内外の消防設備の確認等の消防及び水防に関する事項
  - ・施設内外の設備・機器等の転倒・落下防止等の安全措置に関する事項
  - ・避難誘導の方法、近隣避難地・避難路等の確認等の避難誘導に関する事項
  - ・警戒宣言発令時の地震防災応急対策の内容、手順等の確認
  - ・その他各施設や地域の実情に応じた必要な応急措置に関する事項
- 3 施設利用者、顧客、従業員等に対して周知すべき事項に関する事項
  - ・東海地震注意情報の内容と意味等
  - ・当該施設における東海地震注意情報発表時の応急対策の内容
  - ・冷静な対応の実施
  - ・公共交通機関の運行状況、道路交通等の情報
  - ・当該施設における警戒宣言発令後の地震防災応急対策の内容
  - ・警戒宣言発令後の公共交通機関の運転中止、道路交通規制等の措置内容
  - ・その他施設利用者、顧客、従業員等の安全確保、混乱防止に必要な情報
- 4 避難対象地区内にある施設の準備的措置

避難対象地区内にある施設においては、警戒宣言発令と同時に迅速・円滑な避難対策を実施できるよう、必要に応じて段階的又は部分的に施設の利用や営業等を制限するなどの準備的措置を講ずることができる。

#### 【警戒宣言発令時】

警戒宣言が発令された場合は、原則として施設の利用、営業等を中止し、地震防災応急計画に定める地震防災応急対策を実施する。ただし、建物の耐震性等の安全性が確保されている施設においては、施設管理者の判断により、当該施設の利用、営業等を継続することができる。地震防災応急計画に定める必要が

ある主な地震防災応急対策の内容は次のとおりとする。

- 1 警戒宣言発令時の施設の利用・営業等の中止・継続等の基本的な方針に関する事項
- 2 地震防災応急対策を実施する組織の確立に関する事項
  - ・地震防災応急対策の実施に必要な防災要員の参集人員及び組織体制
  - ・防災要員の参集連絡方法、参集手段等
- 3 地震発生に備えて実施する地震防災応急対策に関する事項
  - ・利用者、顧客、従業員等の避難誘導措置に関する事項
  - ・情報収集・伝達手段の確保
  - ・救急医薬品の準備、負傷者等の移送方法等の応急救護に関する事項
  - ・施設内の出火防止措置、施設内外の消防設備の確認等の消防及び水防に関する事項
  - ・設備、機器等の点検、転倒・落下防止措置に関する事項
  - ・備蓄物資や非常持出品の確認、緊急貯水の実施、非常用発電装置の確認等の地震発生後に備えた資機材、人員等の配備手配に関する事項
  - ・警戒宣言時の公共交通機関の運行停止や道路交通規制に伴う利用者・顧客・従業員等の帰宅対策に関する事項
  - ・商品・製品等の輸送中や営業中の車両等の措置に関する事項
  - ・その他各施設や地域の実情に応じた必要な地震防災応急対策に関する事項
- 4 施設利用者、顧客、従業員等に対して周知すべき事項に関すること
  - ・警戒宣言発令、地震予知情報の内容と意味等
  - ・当該施設における地震防災応急対策の内容
  - ・公共交通機関の運行状況、道路交通規制等の情報
  - ・その他利用者、従業員等の安全を確保するために必要な情報
- 5 避難対象地区内の施設の避難対策

避難対象地区に所在する施設においては、あらかじめ町と協議して定めた避難地等への避難誘導措置を速やかに実施し、施設の利用、営業等の中止する。

<各施設・事業所の計画において定める個別事項>

各施設の特異性・公益性等に応じて、次の点に留意して地震防災応急計画に定める。

#### 1 病院・診療所

##### 【東海地震注意情報発表時】

第12章「防災関係機関等の講ずる生活及び安全確保等の措置」の【東海地震注意情報発表時】10「病院・診療所」に準ずる。

##### 【警戒宣言発令時】

第12章「防災関係機関等の講ずる生活及び安全確保等の措置」の【警戒宣言発令時】10「病院・診療所」に準ずる。

#### 2 スーパー等

##### 【東海地震注意情報発表時】

(1) 警戒宣言発令後も営業を継続する施設にあつては、商品、陳列棚、設備、機器等の転倒・落下防止等の安全措置を講ずる。

(2) 警戒宣言発令後に営業を中止する施設にあつては、店頭への掲示等によりその旨を周知するなど、混乱を生じさせない措置を講ずる。

- (3) 県や町等との間で緊急物資等の調達に関する協定を締結している店舗にあつては、協定先との連絡体制の確保、協定内容の確認、必要に応じて在庫量の確認等の準備的措置を講ずる。
- (4) 食料・飲料水・生活必需品等の物価高騰、買占め、売り惜しみ等による社会的混乱が生じないように努める。

**【警戒宣言発令時】**

- (1) 建物の耐震性等の安全性が確保されている施設は、食料・飲料水・生活必需品等の供給により町民生活を維持するため、各店舗の判断により営業を継続することができる。また、営業の継続にあつては、商品等の転倒防止等の安全措置を十分に実施し、顧客や従業員の安全確保を図るとともに、冷静な行動を呼びかけるなどの混乱防止のための措置を講ずる。
  - (2) 建物の耐震性等の安全性が確保されていない施設は、営業を中止し、顧客や従業員の避難対策を実施する。
  - (3) 県や町等との間で緊急物資等の調達に関する協定を締結している店舗にあつては、在庫量等を確認し、食料・飲料水・生活必需品等の確保に努める。
  - (4) 食料・飲料水・生活必需品等の物価高騰、買占め、売り惜しみ等による社会的混乱が生じないように努める。
- 3 石油類、火薬類、高圧ガス、毒物・劇物、核燃料物質等の製造、貯蔵、処理又は取扱を行なう施設  
(大規模地震対策特別措置法第7条第1項第2号に掲げる施設又は事業所)

**【東海地震注意情報発表時】**

警戒宣言発令時に実施する応急保安措置を円滑に実施するために必要な準備的措置を講ずる。

なお、応急的保安措置の実施に相当の時間を要する場合には、必要に応じて当該措置を段階的又は部分的に実施する。

**【警戒宣言発令時】**

火災、流出、爆発、漏洩その他周辺地域に対して影響を与える現象の発生を防止するために必要な緊急点検・巡視の実施、充填作業・移し替え作業等の停止、落下・転倒その他施設の損壊防止等のために必要な応急的保安措置を実施する。

4 鉄道事業その他一般旅客運送に関する事業

(大規模地震対策特別措置法第7条第1項第3号に掲げる事業所)

**【東海地震注意情報発表時】**

第12章「防災関係機関等の講ずる生活及び安全確保等の措置」の【東海地震注意情報発表時】7「鉄道」、8「バス」に準ずる。

**【警戒宣言発令時】**

第12章「防災関係機関等の講ずる生活及び安全確保等の措置」の【警戒宣言発令時】7「鉄道」、8「バス」に準ずる。

5 学校・幼稚園・保育所・認定こども園

県教育委員会は、公立の学校等に対し、「静岡県防災教育基本方針」及び「学校の地震防災対策マニュアル」等により、東海地震注意情報発表時の応急対策や警戒宣言発令時の地震防災応急対策に関する指針を示し、対策の円滑な実施を指導する。また、県は保育所、私立の学校等に対して、この指針に準じた対策を実施するよう指導する。

学校等は、地域の特性や学校等の実態を踏まえ、学校等の設置者や保護者と協議、連携して、生徒等の安全確保のために必要な計画を策定し、対策を実施する。この計画策定や対策の実施にあつては、生徒

等の在校時、登下校時、在宅時等の別や、学校等の施設の避難地・避難所指定の有無等を考慮するものとする。

生徒等の安全確保のために必要な対策としては、概ね次の措置を講ずることとするが、生徒等の帰宅や家族等への引渡し等の具体的な措置については、発達段階、家庭環境、通学・通園(所)の方法・時間・距離・経路等を考慮し、家族等と十分に協議して定めるものとする。

#### 【東海地震注意情報発表時】

生徒等が在校・在園(所)中の場合、各学校等は次の措置を講ずる。

- (1) 避難対象地区に指定されている地域にある学校等は、生徒等の避難誘導及び帰宅又は家族等への引渡しを実施する。
- (2) 避難対象地区に指定されていない地域にある学校等においても、遠距離通学・通園(所)者が多いなど、警戒宣言発令後に帰宅等の措置を開始したのでは生徒等の安全確保が困難なことが予想される場合は、帰宅又は保護者への引渡しを実施する。

また、このほかの場合においても、授業や保育等を中止するなど、生徒等の安全確保のために必要な対策の準備を開始する。

- (3) 家族等への引き渡しが困難な場合は学校に待機する。なお、学校に待機させることについては家族等と十分に協議をしておく。

#### 【警戒宣言発令時】

生徒等が在校中の場合、各学校等は、授業や保育等を中止し、原則として安全が確認（警戒宣言の解除等）されるまで学校への待機又は帰宅や家族等への引渡し等の、生徒等の安全確保のために必要な対策を実施する。家族等への引き渡しが困難な場合は学校に待機する。なお、学校に待機させることについては家族等と十分に協議をしておく。

## 6 社会福祉施設

#### 【東海地震注意情報発表時】

- (1) 建物の耐震性等の安全性が確保されている施設にあっては設備等の転倒・落下防止措置等の必要な安全措置を講じた上で、入所者については入所を継続し、通所者については家族等への引渡しのための連絡体制や引渡し方法の確認などの準備的措置を講ずる。
- (2) 建物の耐震性等の安全性が確保されていない施設にあっては、入所者及び通所者に対して次の措置を講ずる。
  - ・ 家族等への引渡しのための連絡体制や引渡し方法の確認などの準備的措置
  - ・ 家族等への引渡しに困難な場合は、安全性が確保されている他の施設等への移送のための連絡体制や移送方法・手段の確認などの準備的措置

#### 【警戒宣言発令時】

- (1) 建物の耐震性等の安全性が確保されている施設にあっては、入所者については入所を継続し、通所者は家族等への引渡しを実施する。
- (2) 建物の耐震性等の安全性が確保されていない施設にあっては、入所者及び通所者に対して次の措置を講ずる。
  - ・ 家族等への引渡し
  - ・ 家族等への引渡しに困難な場合は、安全性が確保されている他の施設等への移送

## 7 放送事業

#### 【東海地震注意情報発表時】

第12章「防災関係機関等の講ずる生活及び安全確保等の措置」の【東海地震注意情報発表時】の5「放送」に準ずる。

**【警戒宣言発令時】**

第12章「防災関係機関等の講ずる生活及び安全確保等の措置」の【警戒宣言発令時】の5「放送」に準ずる。

8 その他の施設又は事業

8-1 道路

**【東海地震注意情報発表時】**

第12章「防災関係機関等の講ずる生活及び安全確保等の措置」の【東海地震注意情報発表時】9「道路」に準ずる。

**【警戒宣言発令時】**

第12章「防災関係機関等の講ずる生活及び安全確保等の措置」の【警戒宣言発令時】9「道路」に準ずる。

8-2 ガス事業

**【東海地震注意情報発表時】**

第12章「防災関係機関等の講ずる生活及び安全確保等の措置」の【東海地震注意情報発表時】3「ガス」に準ずる。

**【警戒宣言発令時】**

第12章「防災関係機関等の講ずる生活及び安全確保等の措置」の【警戒宣言発令時】3「ガス」に準ずる。

8-3 水道事業

**【東海地震注意情報発表時】**

第12章「防災関係機関等の講ずる生活及び安全確保等の措置」の【東海地震注意情報発表時】1「水道」に準ずる。

**【警戒宣言発令時】**

第12章「防災関係機関等の講ずる生活及び安全確保等の措置」の【警戒宣言発令時】1「水道」に準ずる。

8-4 電気事業

**【東海地震注意情報発表時】**

第12章「防災関係機関等の講ずる生活及び安全確保等の措置」の【東海地震注意情報発表時】2「電力」に準ずる。

**【警戒宣言発令時】**

第12章「防災関係機関等の講ずる生活及び安全確保等の措置」の【警戒宣言発令時】2「電力」に準ずる。

8-5 従業員1,000人以上の工場

**【東海地震注意情報発表時】**

警戒宣言発令時の安全保安措置を円滑に実施するために必要な準備的措置を講ずる。

なお、従業員の通勤手段・時間等を勘案し、必要に応じて帰宅等の措置を段階的又は部分的に実施する。

**【警戒宣言発令時】**

防災要員を除く従業員の工場等から退避、帰宅等の安全保安措置を実施する。



## 第14章 町が管理又は運営する施設等の地震防災応急対策

### 計画作成の主旨

町が管理し、又は運営する施設又は事業の東海地震注意情報発表時の応急対策及び警戒宣言発令時の地震防災応急対策の概要を示す。

### 計画の内容

町が管理する施設等の東海地震注意情報発表時の応急対策及び警戒宣言発令時の地震防災応急対策については、それぞれ施設の管理者が定めるものとする。

計画すべき対策の要点は次のとおりである。

#### 【東海地震注意情報発表時】

##### 1 各施設が共通して定める事項

- (1) 東海地震注意情報、応急対策の内容等の施設利用者への伝達
- (2) 東海地震注意情報発表時の応急対策を実施する体制の確立
- (3) 施設利用者等の混乱防止のための広報、必要に応じて避難誘導等の安全確保措置
- (4) 施設及び設備の点検及び安全措置の準備、備蓄物資・資機材等の確認・点検

##### 2 施設の特性に応じた主要な個別事項

病院、学校、社会福祉施設において計画すべき対策の基本的な考え方は、第13章の規定に準ずる。

###### (1) 病院

東海地震注意情報発表時の診療体制

###### (2) 学校

ア 児童・生徒等の安全確保のために必要な具体的措置（家族等への引渡し方法等）

イ 地域住民の避難地又は避難所に指定されている施設における避難者の受入方法等

###### (3) 社会福祉施設

入所者の移送又は家族等への引渡し方法

###### (4) 水道用水供給施設及び工業用水道施設

警戒宣言発令に備えた溢水等による災害予防措置の準備

#### 【警戒宣言発令時】

##### 1 各施設が共通して定める事項

- (1) 地震予知情報等の施設利用者等への伝達
- (2) 地震防災応急対策を実施する組織の確立
- (3) 避難誘導等利用者等の安全確保措置
- (4) 消防、水防等の事前措置
- (5) 応急救護
- (6) 施設及び設備の整備及び点検
- (7) 防災訓練及び教育、広報

##### 2 施設の特性に応じた主要な個別事項

病院、学校、社会福祉施設において計画すべき対策の基本的な考え方は、第13章の規定に準ずる。

###### (1) 病院

警戒宣言発令時の診療体制

###### (2) 学校

- ア 児童・生徒等の安全確保のために必要な具体的措置（家族等への引渡し方法等）
- イ 地域住民の避難地又は避難所に指定されている施設における避難者の受入方法等
- (3) 社会福祉施設
  - 入所者の移送又は家族等への引渡し方法
- (4) 水道用水供給施設及び工業用水道施設
  - 溢水等による災害予防措置

## 第15章 南海トラフ地震臨時情報発表時の町の防災対応について

### 計画の内容

南海トラフ地震臨時情報発表時の町の防災対応の概要について定める。

「南海トラフ地震臨時情報」発表時の町が実施する防災対応等について

区 分	内 容
南海トラフ地震臨時情報（調査中）発表時	<p>事前配備体制又は第1次配備態勢            情報収集及び連絡活動を主とした体制をとる。            ※具体的な行動に関しては第2章 情報活動 42-1 に準ずるものとし、速やかに下段「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）発表時」へ移行できるよう準備・検討等を開始する。</p>
南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）発表時	<p>第1次配備態勢又は第2配備態勢            左記情報が発表された旨を周知し、各所属で情報収集及び連絡活動を行い、必要に応じて、警戒活動等実施する体制をとる。            その他に次の措置を講ずる。            ・情報の伝達            ・下段「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）発表時」に記載しているイ～カの措置については、速やかに対応できるよう準備・検討等を開始する。            ※具体的な行動に関しては第1章 防災関係機関等の活動 41-1 森町の【東海地震注意情報発表時】に準ずるものとし、速やかに下段「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）発表時」へ移行できるよう準備・検討等を開始する。            ※本体制は1週間継続することから、一定規模参集後にローテーションによる体制を構築する。</p>
南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）発表時	<p>第2配備態勢又は第3配備態勢            全庁的な情報共有体制をとるとともに、所要の指示に基づく災害応急対策を実施する体制をとる。            課長会議を開催し、必要な対応について検討を行う。            その他に次の措置を講ずる。            ア 情報の伝達            イ 必要な事業を継続するための措置            ウ 日頃からの地震への備えの再確認等警戒レベルを上げる措置</p>

	エ 施設及び設備等の点検 オ 地震に備えて普段以上に警戒する措置 カ 防災対応実施要員の確保等 キ 職員等の安全確保 ※具体的な行動に関しては第1章 防災関係機関等の活動 41-1 森町の【東海地震警戒宣言発令時】に準ずるものとする。 ※本体制は1週間継続することから、一定規模参集後にローテーションによる体制を構築する。
県内で強い地震動を観測するなど、既に災害対策本部が設置されている場合等	既に設置されている災害対策本部での対応によるものとする。

## 第5編 災害応急対策

地震災害が発生した場合の町、防災関係機関、事業所及び町民等の災害応急対策について定める。

海溝型巨大地震が発生した場合、甚大かつ広域的な被害が予想されると同時に、東日本大震災で見られたような広域的な停電や断水の発生、防災拠点の被災、町等の行政機能の喪失、交通インフラ被災による応急対策活動への支障の発生、ガソリン等の燃料を含む各種物資の著しい不足などを含め、事前の想定を越える事態が発生するおそれがあることに十分に留意しつつ、災害応急対策を行う必要がある。

### 第1章 防災関係機関の活動

計画作成の主旨

地震発生時の町及び防災関係機関の災害応急対策の組織、要員の確保及び活動の概要並びに町警戒本部との関連について定める。

#### 51-1 森町

##### 1 森町災害対策本部の設置

- (1) 町長は、地震災害が発生し、災害応急対策を実施する必要があると認めたときは、森町災害対策本部（以下「町災害対策本部」という。）を設置する。
- (2) 町警戒本部から町災害対策本部への移行にあたっては、事務の継続性の確保に配慮するものとする。

##### 2 町災害対策本部の所掌業務

- (1) 町災害対策本部が所掌する事務の主なものは、次のとおりである。
  - ア 地震情報その他災害応急対策に必要な情報の収集及び伝達
  - イ 災害応急対策の実施又は民心安定上必要な広報
  - ウ 消防、水防その他の応急措置
  - エ 東海地震応急対策活動要領に基づく応援部隊等の受入
  - オ 被災者の救助、救護その他の保護
  - カ 医療救護
  - キ 施設及び設備の応急の復旧
  - ク 防疫その他の保健衛生
  - ケ 避難の勧告、指示又は警戒区域の設定
  - コ 緊急輸送の実施

- サ 被災者等に対する食料、飲料水及び日用品の確保並びに配給
- シ 静岡県災害対策本部（以下「県災害対策本部」という。）への要請、報告等県との災害応急対策の連携及び防災関係機関との連携
- ス 自主防災組織との連携及び指導
- セ ボランティアの受入れ

(2) 消防・水防機関は、特に次の事項を重点的に実施する。

ア 消防署森分署

- (ア) 被害状況等の情報の収集と伝達
- (イ) 消火活動、水防活動及び救助活動
- (ウ) 地域住民等への避難の勧告又は指示の伝達
- (エ) 火災予防の広報

イ 消防（水防）団

- (ア) 被害状況等の情報の収集と伝達
- (イ) 消火活動、水防活動及び救助活動
- (ウ) 任意避難地の安全確保及び避難路の確保
- (エ) 地域住民等の避難地への誘導
- (オ) 危険区域からの避難の確認
- (カ) 自主防災組織との連携、指導及び支援

3 職員動員

- (1) 職員は、町内において震度4以上を観測したことを知ったときは、動員命令を待つことなく、予め指定された場所に集合する。
- (2) 職員は、指定された場所への途上において確認した被害状況等について、到着後直ちに所属長に報告する。
- (3) 本部長は、本部会議を開催し、災害応急対策についての必要な指示を与える。
- (4) 職員は、町災害対策本部が設置されたときは、直ちに所定の場所において、災害応急対策にあたる。
- (5) 所属長は、地震発生後できるだけ速やかに職員の配備状況を把握するものとする。

**51 - 2 静岡県警察**

1 静岡県警察（袋井警察署・森分庁舎、町内各警察官駐在所）

- (1) 情報の収集・提供
- (2) 救出・救護
- (3) 死体の検死及び検分
- (4) 避難勧告の伝達・指示の伝達、退去の確認及び避難地・避難所の安全確保・秩序維持
- (5) 警戒区域の防犯パトロール
- (6) 社会秩序維持のための取り締まり等
- (7) 交通路、避難路、緊急輸送路の確保

**51 - 3 防災関係機関**

防災関係機関が、災害応急対策として講ずる主要な措置事項は次のとおりである。

1 指定地方行政機関

- (1) 総務省東海総合通信局  
電気通信及び放送の確保のための応急対策及び非常通信の監理

- (2) 財務省東海財務局（静岡財務事務所）
  - ア 被害者の資金需要状況等に応じ、適当と認められる機関又は団体との緊密な連絡をとりつつ、民間金融機関、保険会社及び証券会社に対して、災害関係の融資、預貯金の払戻し及び中途解約、手形交換、休日営業等、保険金の支払い及び保険料の支払猶予、営業停止等における対応等の業務に対して適時的確な措置を講ずるよう要請
  - イ 地方公共団体において国有財産（普通財産）を災害応急対策の実施の用に供するときは、当該地方公共団体に対する無償貸付の適切な措置
- (3) 厚生労働省静岡労働局（磐田労働基準監督署）
  - ア 事業所等の被災状況の把握
  - イ 大型二次災害発生のおそれのある事業所に対する災害防止の指導
- (4) 農林水産省関東農政局静岡県拠点  
食料の供給及び緊急引渡しの措置
- (5) 国土交通省中部地方整備局（浜松河川国道事務所、清水港湾事務所）  
管轄する河川、道路、港湾について管理を行うほか次の事項を行うよう努める。
  - ア 施設対策等
    - (ア) 河川管理施設等の対策等
    - (イ) 道路施設対策等
    - (ウ) 港湾施設対策等
    - (エ) 営繕施設対策等
    - (オ) 電気通信施設対策等
  - イ 災害対策用建設機械等の出動及び管理
  - ウ 他機関との協力
  - エ 広報
- (6) 国土地理院中部地方測量部
  - ア 国土地理院が提供及び公開する防災関連情報の活用を図る。
  - イ 地理情報システムの活用を図る。
  - ウ 位置に関わる情報の基盤を形成するため、必要に応じて復旧測量等を実施する。
- (7) 気象庁東京管区气象台（静岡地方气象台）
  - ア 大津波警報、津波警報及び津波注意報の通知、津波情報、地震情報（東海地震に関する情報を含む。）等の発表又は通報並びに解説
  - イ 異常現象（異常水位、潮位、地すべり、土地の隆起等）に関する情報が発見者又は行政機関から通報された時、気象庁への報告及び適切な措置
  - ウ 必要に応じて警報・注意報及び土砂災害警戒情報等の発表基準の引き下げを実施するものとする。
  - エ 災害時の応急活動を支援するため、被災地を対象とした詳細な気象情報等の提供に努める。
- (8) 環境省 関東地方環境事務所
  - ア 有害物質等の発生等による汚染状況の情報収集及び提供
  - イ 廃棄物処理施設等の被害状況、がれき等の廃棄物の発生量の情報収集
  - ウ 行政機関等との連絡調整、被災状況・動物救護活動の状況等に関する情報収集、提供等
  - エ 放射性物質による汚染状況の情報収集及び提供並びに汚染等の除去への支援
- (9) 防衛省 南関東防衛局

- ア 所管財産使用に関する連絡調整
- イ 災害時における防衛省本省及び自衛隊等との連絡調整
- ウ 在日米軍が災害対策措置を行う場合の連絡調整支援

## 2 指定公共機関

### (1) 日本郵便株式会社東海支社（森町郵便局・町内各郵便局）

ア 災害の態様及び公衆の被災状況等被災地の実情に応じ、郵便事業に係る災害特別事務取扱い及び救護対策の実施

- (ア) 被災者に対する郵便はがき等の無償交付
- (イ) 被災者が差し出す郵便物の料金免除
- (ウ) 被災地あて救助用郵便物の料金免除
- (エ) 被災者救助団体に対するお年玉葉書等寄附金の配分

イ 災害の発生時又はそのおそれがある場合においては、可能な限り窓口業務を確保する。そのため、警察、消防、その他の関係行政機関、ライフライン事業者、関連事業者並びに報道機関等と密接に連携し、迅速・適切な対応に努める

### (2) 西日本電信電話株式会社（浜松支店）、株式会社NTTドコモ東海支社

ア 防災関係機関の非常、緊急通信の優先確保

イ 被害施設の早期復旧

ウ 災害用伝言ダイヤル171、災害用伝言板web171及び災害伝言板、災害用音声お届けサービスの提供

### (3) 日本赤十字社静岡県支部

ア 医療、助産及び遺体措置に関すること

イ 血液製剤の確保及び供給のための措置

ウ 被災者に対する救援物資の配布

エ 義援金の募集

オ 災害救助の協力奉仕者の連絡調整

### (4) 日本放送協会（静岡放送局浜松支局）

ア 災害時の混乱防止、民心の安定及び災害の復旧に資するための有効適切な関連番組の編成

イ 被害状況、応急対策の措置状況、復旧の見込み等に関する迅速かつ的確な放送の実施

ウ 地方公共団体及び関係機関からの要請に基づく気象、地象に関する予報、警報、警告等の有効適切な放送

### (5) 中日本高速道路株式会社（東京支社）

ア 交通状況に関する関係機関との情報連絡

イ 緊急輸送路確保のための応急復旧作業の実施

ウ 県公安委員会が行う緊急交通路の確保に関する交通規制への協力

エ 地震発生時に消防機関が行う消火活動、救助活動への協力

### (6) 日本通運株式会社（浜松支店）、福山通運株式会社、佐川急便株式会社、ヤマト運輸株式会社、西濃運輸株式会社

緊急輸送車両の確保及び運行

### (7) 中部電力株式会社（掛川営業所、掛川電力所）

ア 発電所、変電所施設の被害状況の把握と防災関係機関への緊急事態の通報

イ 施設及び設備の被害、復旧の状況、公衆感電防止及び漏電防止に関するラジオ、テレビ等を利用し  
ての広報

(8) KDD I 株式会社（ネットワーク浜松支店）、ソフトバンク株式会社

ア 地震情報（地震予知情報を含む。）の伝達

イ 重要な通信を確保するために必要な措置の実施

(9) 一般社団法人日本建設業連合会中部支部

公共土木施設の被害調査及び復旧に関する協力

(10) 株式会社イトーヨーカ堂、イオン株式会社、ユニー株式会社、株式会社セブン イレブン・ジャパン、  
株式会社ローソン、株式会社ファミリーマート、株式会社セブン&アイ・ホールディングス

町からの要請による災害救助の実施に必要な物資の調達等の実施

### 3 指定地方公共機関

(1) 一般社団法人静岡県医師会、一般社団法人静岡県歯科医師会、公益社団法人静岡県薬剤師会、公益社  
団法人静岡県看護協会、公益社団法人静岡県病院協会

ア 医療救護施設等における医療救護活動の実施

イ 検案（公益社団法人静岡県薬剤師会及び公益社団法人静岡県看護協会を除く。）

(2) 一般社団法人静岡県LPガス協会（西部支部袋井地区）

ア 需要家へのガス栓の閉止等の広報

イ 必要に応じた代替燃料の供給

(3) しずてつジャストライン株式会社、秋葉バスサービス株式会社

災害時発生時の防御及び災害の拡大防止のための緊急措置の実施

(4) 静岡放送株式会社、株式会社テレビ静岡、株式会社静岡朝日テレビ、株式会社静岡第一テレビ、静岡  
エフエム放送株式会社

あらかじめ県と締結した災害時における放送要請に関する協定に基づく放送

(5) 一般社団法人静岡県トラック協会（中遠分室）

協会加盟事業所からの緊急通行車両の確保及び運行

(6) 土地改良区（太田川上流部土地改良区・一宮土地改良区）

ア 用水の緊急遮断

イ 災害応急復旧の実施

ウ 地震発生時に消防機関が行う消火活動への協力

(7) 一般社団法人静岡県建設業協会（袋井建設業協会）、森町建設事業協同組合

公共土木施設の被害調査及び復旧に関する協力

(8) 公益社団法人静岡県栄養士会

ア 要配慮者への食料品の供給に関する協力

イ 避難所における健康相談に関する協力

## 第2章 情報活動

### 計画作成の主旨

情報の収集伝達を迅速かつ的確に実施するため、町、県及び防災関係機関の連携の強化による情報の一元化を図ることを基本として、情報の収集及び伝達体制の整備を推進することを目的とする。

## 計画の内容

### 52-1 基本方針

#### 1 県等との情報活動の緊密化

- (1) 情報の収集及び伝達は、県災害対策本部と県災害対策本部西部方面本部（以下この編で「西部方面本部」という。）、西部方面本部と町災害対策本部相互のルートを基本として、警察署及び防災関係機関と緊密な連携のもとに行う。
- (2) 情報活動の緊密化のため袋井警察署は、町災害対策本部に警察官を派遣するものとし、西部方面本部も町災害対策本部に職員を派遣する。

#### 2 情報活動の迅速的確化

災害応急対策を迅速かつ効果的に実施するため、あらかじめ収集及び伝達すべき情報について、その種類、優先順位、取扱い課を「情報広報実施要領」に定める。

### 52-2 情報の内容等

#### 1 地震情報等の受理、伝達、周知

- (1) 西部方面本部から通知される地震情報等の受理は、町災害対策本部（災害対策本部設置前においては、町警戒本部、若しくは防災課）において受理する。
- (2) 地震情報等は、同時通報用無線、広報車等を活用して、住民等に対して周知徹底を図るものとする。

#### 2 災害応急活動に関する情報の収集及び伝達

- (1) 収集及び伝達すべき情報の主なものは次のとおりであり、種類、優先順位、取扱い課等を県に準じてあらかじめ定めておくものとする。なお、地震発生直後においては、災害の規模の把握のため必要な情報の収集に特に留意する。
- (2) 地域派遣町職員、消防団員、自主防災組織の構成員等のうちから地域における情報の収集・伝達責任者をあらかじめ定め迅速、的確な情報の収集にあたるものとする。

#### 3 情報の内容

- (1) 被害状況
- (2) 避難の勧告・指示又は警戒区域設定状況
- (3) 生活必需物資の在庫及び供給状況
- (4) 物資の価格、役務の対価動向
- (5) 金銭債務処理状況及び金融動向
- (6) 避難所の設営状況
- (7) 避難生活の状況
- (8) 医療救護施設の状況
- (9) 応急給水状況
- (10) 観光客等の状況

### 52-3 情報の収集

#### 1 災害応急活動に必要な初期情報及び被害の状況等の収集は、防災行政無線、消防無線等を活用して行うほか、次の方法又は手段を用いる。

##### (1) 職員派遣による収集

地震発生後、直ちに職員を地域に派遣し、被害状況及び災害応急対策実施状況等の情報を収集する。

##### (2) 自主防災組織等を通じた収集

自主防災組織等を通じ、地域の被害状況及び災害応急対策実施状況等の情報を収集する。



(3) 参集途上の職員による収集

勤務時間外において大規模地震が発生した場合には、参集職員から居住地及び参集途上の各地域における被害概況について、情報収集を行う。

2 防災関係機関

災害応急対策に必要な情報は、防災関係機関がそれぞれの責任において収集する。

52-4 情報伝達の手段

情報の伝達は、次の手段を有効に活用して行う。

1 防災行政無線（移動系）

主として、町災害対策本部と避難所、防災関係機関との情報伝達に用いる。

2 県防災行政無線

主として県との情報伝達に用いる。

3 その他の無線及び有線電話等

同時通報用無線、消防無線、防災関係機関所属の無線を利用した非常通信、非常通話、非常電報等のほか、非常通信及び有線電話・無線電話等のあらゆる通信手段を用いて情報の伝達を行う。

4 報道機関への協力要請による伝達

広範囲の住民に伝達する場合は、情報を報道機関に提供し、ラジオ、テレビを用いて周知を図る。

5 自主防災組織を通じての連絡

主として町が地域内の情報を伝達する場合に活用する。

6 広報車等の活用

車両通行が可能な地域においては、町及び防災関係機関の広報車を利用して情報の伝達を行う。

52-5 報告及び要請事項の処理

1 県災害対策本部に対する報告及び要請

(1) 町災害対策本部は、「情報広報実施要領」に定める情報事項について速やかに西部方面本部を通じ県災害対策本部に対し報告し、又は要請を行うものとする。

ただし、県災害対策本部に報告できない場合は、一時的に消防庁へ報告する。また、町内で震度5強以上を記録した場合（被害の有無を問わない。）には、町から直接消防庁へも報告する。なお、連絡がつき次第、県災害対策本部にも報告する。

情報及び要請すべき事項の主なものは、次のとおりである。

ア 緊急要請事項

イ 被害状況

ウ 町の災害応急対策実施状況

なお、消防機関への通報が殺到した場合及び森町内で震度5強以上を記録した場合は、直ちにその状況を県災害対策本部及び直接消防庁へも原則として、覚知後30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で、報告するものとする。この場合において、消防庁長官から要請があった場合については、町は第一報後の報告についても、引き続き消防庁に対しても行うものとする。

(消防庁応急対策室)

平日 (9:30~18:15)

左記以外

電 話	03-5253-7527
F A X	03-5253-7537

電 話	03-5253-7777
F A X	03-5253-7553

(2) 防災関係機関は、「情報広報実施要領」に定める情報項目について速やかに町災害対策本部に対し報

告を行うものとする。

その主なものは次のとおりである。

ア 緊急要請事項

イ 被害状況

ウ 災害応急対策実施状況

### 第3章 広報活動

#### 計画作成の主旨

町と県及び防災関係機関との協力体制を定め、町民等に正しい情報を正確かつ迅速に提供し、民心の安定を図るとともに、的確な災害応急対策がなされるよう必要な広報について定める。

広報の際には、高齢者、障がいのある人、外国人等要配慮者に配慮するものとする。

#### 計画の内容

##### 53-1 森町

###### 1 広報事項

町災害対策本部が広報すべき事項については、その文案及び優先順位をあらかじめ「情報広報実施要領」に定め、住民生活に密接に関係ある事項を中心に適切かつ迅速な広報を行う。

広報事項の主なものは、次のとおりである。

- (1) 地震発生時の注意事項、特に出火防止及び余震に関する注意の喚起
- (2) 地震情報等
- (3) 電気、ガス、上・下水道、電話、鉄道、道路等の被害状況
- (4) 防災関係機関の対応状況及び復旧見込み
- (5) 自主防災組織に対する活動実施要請
- (6) 民心安定のための住民に対する呼びかけ

###### 2 広報実施方法

- (1) 同時通報用無線、HP、登録制メール、広報車
- (2) 自主防災組織を通じての連絡

###### 3 県に対する広報の要請

県に対して広報の要請を行う場合は、広報文案を添えて行う。

##### 53-2 防災関係機関

###### 1 広報事項

広報事項は、「情報広報実施要領」等の定めるところによるが、その主なものは、次のとおりである。

- (1) 電気、ガス、上・下水道、電話、交通等生活関連施設の被害状況
- (2) 災害応急対策状況及び復旧見込み

###### 2 広報実施方法

広報は、防災関係機関の責任において、報道機関等の協力を得て行う。この場合、町及び県との連携を密にするものとする。

##### 53-3 住民等が災害応急対策上必要な情報を入手する方法

住民等は、各人がそれぞれ情報を正確に把握し、適切な行動及び防災活動を行うよう努めるものとする。情報源とその主な情報内容は、次のとおりである。

- (1) ラジオ、テレビ

地震情報等、交通機関運行状況等

- (2) 同時通報用無線、HP、登録制メール、広報車  
主として町内の情報、指示、指導等
- (3) 自主防災組織を通じての連絡  
主として町災害対策本部からの指示、指導、救助措置等
- (4) サイレン  
火災の発生の通報

## 第4章 緊急輸送活動

### 計画作成の主旨

災害応急対策要員、緊急物資及び応急復旧用資機材等の緊急輸送を円滑に行うため、必要な体制、車両、人員、資機材等の確保、緊急輸送の調整などについて定める。

なお、南海トラフ地震発生時における広域応援の受入に係る緊急輸送活動については、別に定める「南海トラフ地震における静岡県広域受援計画」による。（当該計画は、他の大規模地震発生時においても必要に応じて準用する）。

### 計画の内容

#### 54-1 森町

##### 1 緊急輸送対策の基本方針

- (1) 交通関係諸施設などの被害状況及び復旧状況を把握し、災害応急対策の各段階に応じた的確な対応をとるものとする。
- (2) 緊急輸送は、町民の生命の安全を確保するための輸送を最優先に行うことを原則とする。
- (3) 町内で輸送手段等の調整ができないときは、県又は災害時における応援協定を締結している地方公共団体に協力を要請する。

##### 2 緊急輸送の対象等

###### (1) 緊急輸送の対象とする人員、物資等

- ア 災害応急対策要員として配備される者又は配置替えされる者
- イ 医療、助産その他救護等のため輸送を必要とする者
- ウ 食料、飲料水及び生活必需品等の緊急物資
- エ リ災者を受入れるため必要な資機材
- オ 公共施設、生活関連施設等の災害防止用及び応急復旧用資機材
- カ その他町長が必要と認めるもの

###### (2) 緊急輸送の経過の想定

###### ア 第1段階（被災直後）

自衛隊のヘリコプターによる輸送支援を中心に次の輸送を行う。

- (ア) 災害応急対策要員及び災害応急対策に必要な医療従事者又は医薬品等
- (イ) 緊急処置のために搬送を必要とする重症患者等
- (ウ) 災害の拡大を防止するための人員及び資機材

###### イ 第2段階（概ね被災から1週間後まで）

ヘリコプター、航空機及び輸送可能な道路を利用して次の輸送を行う。なお、地域による被害状況の違い等を勘案して、効果的な輸送を行うよう努める。

- (ア) 第1段階の輸送の続行
- (イ) 食料等生命の維持に必要な緊急物資
- (ウ) 輸送路確保のための必要な人員及び資機材
- (エ) 移動手段のない旅行者等

ウ 第3段階（概ね被災から1週間後以降）

陸上及び海上の輸送を中心に次の輸送を実施する。なお、陸上交通が不可能な地域に対して空中輸送を継続する。

- (ア) 災害復旧に必要な人員、資機材
- (イ) 生活必需品

3 緊急輸送体制の確立

交通施設の被害状況を勘案し、状況に応じた緊急輸送計画を作成する。

なお、緊急輸送計画の作成にあたっては、乗員、機材及び燃料の確保状況、輸送施設の被害状況、復旧状況、輸送必要物資の量を勘案する。

(1) 陸上輸送体制

ア 輸送路の確保

- (ア) 道路管理者は他の道路管理者、警察、自衛隊等の協力を得て通行が可能な道路、道路施設の被害、復旧見込み等緊急輸送計画作成に必要な情報を把握する。
- (イ) 町災害対策本部は、交通可能道路等の情報に基づき、緊急輸送ルート上の被害状況を把握し、通行可否を確認する。
- (ウ) 道路管理者は、選定された緊急輸送ルートの確保に努める。

イ 輸送手段の確保

緊急輸送は、自衛隊、日本通運株式会社等の協力を得て次の車両により行う。町長は、町内において輸送手段の調達ができない場合又は町外から輸送を行う場合が必要があるときは、県又は災害時における応援協定を締結している地方公共団体の長に協力を要請する。

- (ア) 町有車両
- (イ) 民有（運送業者等）車両

ウ 集積所及び要員の確保

- (ア) 物資集積所は別に定める。（資料4-4-12）
- (イ) 物資の集積配分業務を円滑に行うため、物資集積場所に必要に応じ町職員を派遣する。

(2) 航空輸送体制

ア 輸送施設の確保

- (ア) ヘリコプターの離着陸は、あらかじめ定めたヘリポートで行うことを原則とする。（資料3-3-4）
- (イ) 町災害対策本部は、あらかじめ定められたヘリポートの使用可能状況を把握し、西部方面本部へ報告する。
- (ウ) 一時に多量の緊急物資の輸送が必要になった場合は、自衛隊に空中投下による輸送を依頼する。  
なお、投下場所の選定、安全の確保についてはその都度定める。
- (エ) 町は、集積場所を設けるとともに必要に応じ、連絡調整にあたるため町職員を派遣する。

(3) 燃料確保対策

ア 町有車両の燃料

- (ア) 町有車両、その他町の災害応急対策を実施するため必要な燃料については、あらかじめ業者等と

協定を締結し、確保に努める。

(イ) 町は、緊急車両等に対する優先的な給油が実施されるよう調整を行うと共に、燃料の不足が見込まれる場合は、供給を要請する。

(ウ) 給油所等の稼働状況及び燃料保有状況について、関係者間で共有する。

#### (4) 輸送の調整等

ア 町及び防災関係機関の緊急輸送の円滑な実施を確保するため、必要があるときは、町災害対策本部において調整を行う。この場合、次により調整することを原則とする。

(ア) 第1順位 町民の生命の安全を確保するため必要な輸送

(イ) 第2順位 災害の拡大防止のために必要な輸送

(ウ) 第3順位 災害応急対策のために必要な輸送

イ 災害救助法に基づく実施事項

「災害救助法」適用に基づく町の実施事項については、一般対策編による。

### 54-2 防災関係機関の緊急輸送

防災関係機関が災害応急対策を実施するために必要な緊急輸送は、防災関係機関がそれぞれ行うものとするが、特に必要な場合は、町災害対策本部に必要な措置を要請する。

## 第5章 広域応援要請

計画作成の主旨

広域激甚な災害に対応するため、県、他の市町村、自衛隊等の応援活動の概要を示す。

なお南海トラフ地震発生時における広域応援の受入は、別に定める「南海トラフにおける静岡県広域受援計画」による。（当該計画は、他の大規模地震発生時においても必要に応じて準用する）。

計画の内容

### 55-1 行政機関及び民間団体の応援活動

#### 1 町

##### (1) 知事等に対する応援要請等

町長は、町の災害応急対策を実施するため必要があると認めるときは、県に対し次の事項を示して応援を求め、又は災害応急対策の実施を要請する。

ア 応援を必要とする理由

イ 応援を必要とする人員、資機材等

ウ 応援を必要とする場所

エ 応援を必要とする期間

オ その他応援に関し必要な事項

#### 2 他の市町村長に対する応援要請

町長は、町内の地域に係る災害応急対策を実施するため、必要があると認められるときは、あらかじめ災害時の広域応援に関する協定を締結した他の市町村長に対し応援を求めるものとする。

また、「消防組織法」第39条に基づき締結された「静岡県消防相互応援協定」に基づき、協定している他の市町村長に対し応援を求めるものとする。この場合、応援を求められた市町村長は、県が行う市町村間の調整に留意するとともに必要な応援をするものとする。

#### 3 応援要員の受入れ体制

防災関係機関が災害応急対策を実施するに際して、各機関が町外から必要な応援要員を導入した場合、

町長はこれらの要員のための宿泊施設等について、各機関の要請に応じて、可能な限り準備する。

## 55-2 自衛隊の支援

### 1 自衛隊の災害派遣要請の要求

町長は、災害応急対策を円滑に実施するため、必要があるときは知事に対して、次の事項を明示した要請書により、自衛隊の派遣要請を行うよう要求する。ただし、緊急を要するときは、県防災行政無線等又は口頭をもって行い、事後速やかに文書により要求する。

#### (1) 派遣要請の要求事項

- ア 車両、航空機等状況に適した手段による被害状況の把握
- イ 避難者の誘導、輸送等避難のための必要があるときの援助
- ウ 行方不明者、負傷者等が発生した場合の捜索援助
- エ 堤防、護岸等の決壊に対する水防活動
- オ 火災に対し、消防機関に協力しての消火活動
- カ 道路又は水路の確保の措置
- キ 被災者に対する応急医療、救護及び防疫
- ク 救急患者、医師その他救助活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送
- ケ 被災者に対する炊飯及び給水支援
- コ 防災要員等の輸送
- サ 連絡幹部の派遣
- シ その他町長が必要と認める事項

#### (2) 派遣要請要求手続

知事に対する要求は、西部方面本部長を經由し、次の事項について文書をもって行う。

ただし、緊急を要する場合は、県防災行政無線等及び口頭をもって行い、事後速やかに文書により要請する。また、知事への要求ができない場合は、その旨及び当該地域に関わる災害の状況を陸上自衛隊第34普通科連隊長又は最寄りの部隊長に通知し、知事に対してもその旨を速やかに通知する。

- ア 災害の状況及び派遣を要請する理由
- イ 派遣を希望する期間
- ウ 派遣を希望する区域及び活動内容
- エ その他参考となるべき事項

### 2 災害派遣部隊の受入れ体制

- (1) 町は、自衛隊の活動が他の機関の活動と競合重複しないよう効率的な作業分担を定める。
- (2) 町長は、自衛隊の作業の円滑な促進を図るため、可能な限り総合的な調整のとれた作業計画を作成し、資機材の準備及び関係者の協力を求め支援活動に支障のないよう措置を講ずる。
- (3) 町長は、派遣された自衛隊の宿泊施設等必要な設備を可能な限り準備する。

### 3 災害派遣部隊の撤収要請

町長は、西部方面本部及び派遣部隊の長並びに自衛隊連絡班と協議し、派遣の必要がなくなつたと認められる場合は、知事に対して派遣部隊の撤収を要求する。

### 4 経費の負担区分

自衛隊が災害応急対策又は災害復旧作業を実施するために必要な資機材、宿泊施設等の借上料及び光熱水費、通信運搬費、消耗品費等は原則として町が負担するものとする。

## 第6章 災害の拡大防止活動

### 計画作成の主旨

災害の拡大を防止するため消防活動、水防活動、救出活動及び被災建築物等に対する安全対策について、町、自主防災組織並びに町民が実施すべき事項を示す。

### 計画の内容

#### 56-1 消防活動

##### 1 消防活動の基本方針

地震により発生する火災は、各地に同時に多発する可能性が大きい。したがって次の基本方針により消防活動を行う。

- (1) 町民、自主防災組織及び事業所等は、自らの生命及び財産を守るため、出火防止活動及び初期消火活動を実施する。
- (2) 地域の住民は協力して可能な限り消火活動を行い、火災の拡大を防止する。特に危険物等を取り扱う事業所においては、二次災害の防止に努める。
- (3) 消防署及び消防団は、地震時の同時多発火災に対処するための「消防計画」の定めるところにより、多数の人命を守ることを最重点にした消防活動を行う。

##### 2 消防署及び消防団の活動

###### (1) 火災発生状況等の把握

消防長は、消防署及び消防団を指揮し、管内の消防活動に関する次の情報を収集し、町災害対策本部及び袋井警察署と相互に連絡を行う。

ア 延焼火災の状況

イ 自主防災組織の活動状況

ウ 消防ポンプ自動車等の通行可能道路

エ 消防ポンプ自動車その他の車両、消防無線等通信連絡施設及び消防水利等の活用 可能状況

###### (2) 消防活動の留意事項

消防長は、地震により発生した火災の特殊性を考慮し、次の事項に留意して消防活動を指揮する。

ア 延焼火災件数の少ない地区は、集中的な消火活動を実施し、安全地区を確保する。

イ 多数の延焼火災が発生している地区は、住民の避難誘導を直ちに開始し、必要に応じ避難路の確保等住民の安全確保を最優先とする活動を行う。

ウ 危険物の漏洩等により災害が拡大し、又はそのおそれのある地区は、住民等の立入禁止、避難誘導等の安全措置をとる。

エ 救護活動の拠点となる病院、避難地、主要避難路及び防災活動の拠点となる施設等の火災防御を優先して行う。

オ 自主防災組織が実施する消火活動との連携、指導に努める。

##### 3 事業所（この章においては、研究室、実験室を含む。）の活動

###### (1) 火災予防措置

火気の消火及びLPガス、高圧ガス、石油類等の供給の遮断の確認、ガス、石油類、毒物、劇物等の流出等異常発生の有無の点検を行い、必要な防災措置を講ずる。

###### (2) 火災が発生した場合の措置

ア 自衛消防隊（班）等の防災組織による初期消火及び延焼防止活動を行う。

イ 必要に応じて従業員、顧客等の避難誘導を行う。

### (3) 災害拡大防止措置

高圧ガス、火薬類、石油類、毒物、劇物等を取り扱う事業所において、異常が発生し、災害が拡大するおそれがあるときは、次の措置を講ずる。

ア 周辺地域の居住者等に対し避難等の行動をとる上で必要な情報を伝達する。

イ 警察、最寄りの防災機関にかけつける等可能な手段により直ちに通報する。

ウ 立入禁止等の必要な防災措置を講ずる。

## 4 自主防災組織の活動

(1) 各家庭等におけるガス栓の閉止、LPガス容器のバルブの閉止等の相互呼びかけを実施するとともにその点検及び確認を行う。

(2) 火災が発生したときは消火器、可搬ポンプ等を活用して初期の消火活動に努める。

(3) 消防隊（消防署、消防団）が到達したときは消防隊の長の指揮に従う。

## 5 町民の活動

### (1) 火気の遮断

使用中のガス、石油ストーブ、電気ヒーター等の火気を直ちに遮断するとともに、LPガスは容器のバルブ、石油類のタンクはタンクの元バルブをそれぞれ閉止及び電気ブレーカーを遮断する。

### (2) 初期消火活動

火災が発生した場合は、消火器、くみおき水等で消火活動を行う。

## 56-2 水防活動

地震による洪水に対する水防活動の概要を示す。

なお、水防活動のための水防組織並びに水防活動の具体的内容については、太田川原野谷川治水水防組合並びに町の水防計画の定めるところによる。

### 1 水防管理及び水防管理団体の活動

(1) 地震による洪水の襲来が予想され、著しい危険が切迫していると認められるときは、町長の命を受けた職員は、必要とする区域の居住者に対して避難の呼びかけを行う。

なお、呼びかけを行った旨を袋井警察署長に通報する。

(2) 水防管理者、水防団長又は消防機関の長は、水防上危険な個所を発見したときは、直ちに関係機関及び当該施設の管理者に連絡し、必要な措置を要請し、緊急を要する場合は、必要な措置を行い、被害が拡大しないよう努める。

(3) 河川、ため池、水門、樋門等の管理者は被害状況を把握し、直ちに関係機関に通報するとともに、必要な応急措置を講ずるものとする。

### 2 水防活動の応援要請

(1) 水防管理者は、相互に協力するとともに、必要に応じて応援を要請する。

ア 水防管理者は、水防上必要があるときは、あらかじめ相互に協定した隣接水防管理者に対し応援を要請する。

イ 水防管理者は、必要があれば町長に対し応援を求める。

ウ 水防管理者は、水防のため必要があるときは、警察署長に対して、警察官の出動を要請する。

(2) 町長は、必要があるときは、次の事項を示し、西部方面本部を通じ県災害対策本部に対し自衛隊の派遣要請を要求する。

ア 応援を必要とする理由

イ 応援を必要とする人員、資機材等



ウ 応援を必要とする場所

エ 期間その他応援に必要な事項

### 56-3 人命の救出活動

#### 1 人命救出活動の基本方針

- (1) 救出を必要とする負傷者等（以下「負傷者等」という。）に対する救出活動は、町長が行うことを原則とする。
- (2) 県、県警察及び自衛隊は、町長が行う救出活動に協力する。
- (3) 県は、救出活動に関する応援について市町村間の総合調整を行う。
- (4) 町は、町内における関係機関による救出活動について総合調整を行う。
- (5) 自主防災組織、事業所等及び町民は、地域における相互扶助による救出活動を行う。
- (6) 自衛隊の救出活動は、本編第5章「広域応援要請」の定めるところにより行う。

#### 2 森町

- (1) 町長は、職員を動員し、負傷者等を救出する。
- (2) 町長は、自ら負傷者等の救出活動を実施することが困難な場合、次の事項を示して知事に対し救出活動の実施を要請する。また必要に応じ民間団体の協力を求める。

ア 応援を必要とする理由

イ 応援を必要とする人員、資機材等

ウ 応援を必要とする場所

エ 応援を必要とする期間

オ その他周囲の状況等応援に関する必要事項

#### 3 自主防災組織、事業所等

自主防災組織及び事業所等の防災組織は、次により自主的に救出活動を行うものとする。

- (1) 組織内の被害状況を調査し、負傷者等の早期発見に努める。
- (2) 救出活動用資機材を活用し組織的救助活動に努める。
- (3) 自主防災組織と事業所等の防災組織は、相互に連携をとって地域における救出活動を行う。
- (4) 自主救出活動が困難な場合は、消防機関又は警察等に連絡し、早期救出を図る。
- (5) 救出活動を行うときは、可能な限り町、消防機関、警察と連絡をとりその指導を受けるものとする。

### 56-4 学校における災害応急対策

学校における災害応急対策は、発災時が児童生徒の在校時とそれ以外の時間とで大きく異なること、また学校が避難地、避難所となることを考慮し、「学校の地震防災対策マニュアル（県教育委員会編）」に基づき、次の項目について計画し、対策を行う。

- (1) 学校の防災組織と教職員の任務
- (2) 教職員動員計画
- (3) 情報連絡活動
- (4) 避難誘導
- (5) 実験・実習中の対策
- (6) 校外活動中の対策
- (7) 火元の遮断と初期消火活動
- (8) 救護活動
- (9) 児童生徒の帰宅方法及び保護者への引き渡し方法

- (10) 登下校対策
- (11) 発災後の施設点検と二次災害の防止
- (12) 応援活動

以上の項目の他、特別支援学校については、児童生徒の障がいの状態及び特性等に配慮する。

## 56-5 被災建築物等に対する安全対策

### 1 被災建築物及び被災宅地等に対する危険度判定

地震により建築物等及び宅地等が被害を受けたときは、余震等による二次災害を防止するため、次の安全対策を実施する。

#### (1) 森町

##### ア 建築物

町は、地震被災建築物の応急危険度判定を要すると判断したときは、地震被災建築物応急危険度判定実施本部を設置するとともに、その旨を県に連絡する。併せて、被災者等への周知等、判定実施に必要な措置を講ずるとともに、必要に応じて県へ判定支援要請を行い、地震被災建築物応急危険度判定士等により被災建築物等の応急危険度判定を実施する。

##### イ 宅地等

町は、宅地の被害に関する情報に基づき、宅地危険度判定の実施を決定した場合は、危険度判定の対象地域及び宅地を定めるとともに、必要に応じて危険度判定の実施のための支援を県に要請し、被災宅地危険度判定士の協力のもとに危険度判定を実施する。

#### (2) 静岡県

##### ア 建築物

県は、被災状況に応じて地震被災建築物応急危険度判定支援本部及び地震被災建築物応急危険度判定支援支部を設置し、その旨を各市町、国及び建築関係団体へ連絡するとともに、支援要請等必要な調整を行う。

##### イ 宅地等

県は、市町から支援要請を受けたときは、被災宅地危険度判定士に協力を要請する等の支援措置を講ずることとし、また、被災規模により必要があると認めるときは、国又は他の都道 県に対して支援を要請する。

#### (3) 町民

ア 町民は、自らの生命及び財産を守るため、被災建築物及び被災宅地の安全性を確認するとともに、危険度判定の実施が決定されたときは協力するものとする。

イ 町民は、判定の結果に応じて、避難及び当該建築物及び宅地等の応急補強その他必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

## 56-6 災害危険区域の指定

町長又は知事は、地震により著しい危険が生ずるおそれのある区域を、必要に応じて、建築基準法第39条に基づき災害危険区域に指定する。

[指定の目的] 災害から町民の生命を守るために、危険の著しい区域を指定して、住居の用に供する建築物の建築の禁止、その他建築に関する制限を定める。

[指定の方法] 条例により区域を指定し、周知する。

## 第7章 避難活動

## 計画作成の主旨

地震災害が発生したときの避難対策及び避難生活の基本となる事項を示す。

## 計画の内容

### 57-1 避難対策

#### 1 避難対策の基本方針

- (1) 地震災害発生時においては、山・がけ崩れ及び延焼火災の危険予想地域の住民等は、的確に状況を把握し、安全で効率的な避難活動を行う必要がある。また、危険予想地域以外においても、建物倒壊その他の要因により、避難が必要となる場合がある。このため町は、適切な措置を講じ、住民等の生命、身体の安全確保に努める。
- (2) 情報提供、避難誘導及び避難所の運営にあたっては、要配慮者等に配慮するものとする。
- (3) 避難対策の周知にあたっては、住民においては、避難の際は、自らの身の安全を確保しつつ、可能な限り出火防止措置を施すとともに、地域の防災活動に参加することを啓発するものとする。

#### 2 情報・広報活動

- (1) 県、町及び防災関係機関は、地震及び津波に関する情報の収集及び伝達を的確に行い、その内容は「第2章 情報活動」に準ずる。
- (2) 県、町及び防災関係機関は、地震及び津波に関する情報を的確に住民に広報し、その内容は「第3章 広報活動」に準ずる。また、自主防災組織等の協力を得て、要配慮者への的確な情報提供に配慮する。
- (3) 住民は、適切な避難行動のため、同時通報用無線、ラジオ、テレビ等を通じ、可能な限り地震に関する情報を入手するよう努める。

#### 3 避難のための勧告及び指示

##### (1) 勧告・指示の基準

- ア 町長は、災害が発生するおそれがあり、住民等の生命及び身体を保護するため必要があるときは、必要と認める地域の住民等に対して避難の勧告をする。また、危険の切迫度及び避難の状況等により急を要するときは、避難の指示をする。
- イ 警察官は、町長が避難の指示をする事ができないと認めるとき、又は町長から要請のあったときは、住民等に対して避難の指示をする。この場合、警察官は直ちに避難の指示をした旨を町長に通知する。
- ウ 知事は、災害の発生により町長がその事務の全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、町長に代わって避難の勧告又は指示をする。この場合、知事はその旨を公示する。
- エ 災害派遣を命じられた部隊等の自衛官は、災害の状況により特に急を要する場合で、警察官がその場にいない場合に限り、危険が切迫している住民等に対して避難の措置を講ずる。この場合、自衛官は、直ちに避難の措置を講じた旨を防衛大臣の指定する者に報告する。

##### (2) 勧告・指示の内容

避難の勧告・指示を行う際は、次に掲げる事項を伝達し、避難行動の迅速化と安全を図る。

- ア 避難の勧告・指示が出された地域名
- イ 避難路及び避難先
- ウ 避難時の服装、携行品
- エ 避難行動における注意事項

##### (3) 勧告・指示の伝達方法

町長又は知事は、避難の勧告又は指示をしたときは、直ちに勧告又は指示が出された地域の住民等に対して、同時通報用無線、広報車等により放送するほか、警察官、自主防災組織等の協力を得て伝達し、

その旨の周知徹底を図る。

#### 4 警戒区域の設定

##### (1) 設定の基準

ア 町長は、災害が発生し又はまさに発生しようとしている場合において、住民等の生命、身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、警戒区域を設定する。

イ 警察官は、町長（権限の委託を受けた町職員を含む。）が現場にいないとき、又は町長から要請があったときは警戒区域を設定する。この場合、警察官は直ちにその旨を町長に通知する。

ウ 知事は、災害の発生により町長が警戒区域を設定することができなくなったときは、町長に代わって警戒区域を設定する。この場合、知事はその旨を公示する。

エ 災害派遣を命じられた部隊等の自衛官は、町長（権限の委託を受けた町職員を含む。）又は警察官がその場にいない場合に限り、警戒区域を設定する。この場合、自衛官は直ちにその旨を町長に通知する。

##### (2) 規制の内容及び実施方法

ア 町長、警察官、知事又は自衛官は警戒区域を設定したときは、退去若しくは立入禁止の措置を講ずる。

イ 町長及び警察官は協力し、住民等の退去の確認を行うとともに、可能な限り防犯・防火のためのパトロールを実施する。

#### 5 避難地への町職員等の配置

町が設定した避難地には、避難誘導、情報伝達、応急救護等のため町職員（消防職員、団員を含む。）を配置する。また、必要により警察官の配置を要請する。

#### 6 避難の方法

災害の状況により異なるが原則として次により避難する。

##### (1) 要避難地区で避難を要する場合

ア 火災が発生し、広範囲に延焼するおそれがある地域

(ア) 火災が延焼拡大し、近隣住民等による消火が不可能になった場合、住民等は協力してあらかじめ定めた集合場所へ集合する。

(イ) 自主防災組織及び事業所等の防災組織（以下「自主防災組織等」という。）は、集合所を中心に組織をあげて消火・救出・救護・情報活動を行う。

(ウ) 住民等は、集合所の周辺地区の災害が拡大し、危険が予想されるときは、可能な限り集団避難方法により、避難地へ避難する。

(エ) 一時避難場所へ避難した住民等は、当該一時避難場所に危険が迫ったときは、自主防災組織等の単位ごとに、町職員等、警察官又は自衛官の誘導のもとに、主要避難路等を経て主要避難地へ避難する。

イ 山・がけ崩れ等の危険が生じた地域の住民

山・がけ崩れ等の危険が生じた地域の住民は、出火防止措置を講じた後、直ちに自主的に安全な場所へ避難する。

##### (2) その他の避難地区で避難を要する場合

住民等は、災害が拡大し、危険が予想されるときは、出火防止措置を講じた後、直ちに自主的に安全な場所等へ避難する。

#### 7 主要避難路の確保

町(消防署、消防団を含む。)は、職員の派遣及び警察官・自主防災組織等の協力により主要避難路上にある障害物の排除に努め、避難の円滑化を図るものとする。

## 8 避難地における業務

(1) 避難地に配置された町職員等又は警察官は、自主防災組織等の協力を得て次の事項を実施する。

- ア 火災、山・がけ崩れ等の危険の状況に関する情報収集
- イ 地震に関する情報の伝達
- ウ 避難者の把握(避難者数、避難者氏名、性別、年齢、連絡先等)
- エ 必要な応急救護
- オ 状況に応じ、避難者への帰宅の指示、保護者への引き渡し又は避難所への移動

(2) 町が設定した避難地を所有又は管理する者は、避難地の開設及び避難した者に対する応急の救護に協力するものとする。

## 9 避難状況の報告

「第4編 地震防災応急対策第7章 避難活動47-1 避難対策」の項の「6 避難状況の報告」に準ずる。

## 57-2 避難所の設置及び避難生活

### 1 基本方針

町は避難を必要とする被災者の救助のために避難所を設置するとともに、避難所ごとにあらかじめ定められた運営体制等に沿って円滑な避難生活が行われるように、自主防災組織及び避難所の学校等施設の管理者の協力を得て必要最低限の避難生活を確保するために必要な措置を講ずる。避難所の運営に当たっては、県が作成した「避難生活の手引き」「避難所運営マニュアル」等を参考とし、要配慮者等に配慮するものとする。

### 2 避難所の設置及び避難生活

#### (1) 避難生活者

避難所で避難生活をする者は、災害によって現に被害を受け、又は受けるおそれのある者で居住する場所を確保できない者とする。

#### (2) 設置場所

- ア 山・がけ崩れの危険のない地域に設置する。
- イ 避難所の設置にあたっては、避難所の被害状況及び安全性を確認のうえ、避難生活者の人数に応じて次の順位により設置する。
  - (ア) 学校、体育館、公民館等の公共建築物
  - (イ) あらかじめ協定した民間の建築物
  - (ウ) 主要避難地、任意避難地等に設置する小屋又はテント等(自主防災組織等が設置するものを含む。)

#### (3) 福祉避難所

- ア 町は、一般の避難所では生活することが困難な要配慮者を受け入れるため、社会福祉施設等を福祉避難所として指定し、公示するものとする。
- イ 町は、要配慮者の要配慮特性に応じ、すべての要配慮者を受け入れることができるよう、福祉避難所を確保するものとする。
- ウ 町は、福祉避難所の円滑な運営を行うため、「市町福祉避難所設置・運営マニュアル(県モデル)」に基づいた「町福祉避難所設置・運営マニュアル」を整備するとともに、定期的に要配慮者の避難支援対策に関する訓練を実施するものとする。

エ 町は、災害発生時において円滑に福祉避難所が設置・運営できるよう、自主防災組織、地域住民、関係団体、要配慮者及びその家族に対して、要配慮者の避難支援対策、福祉避難所の目的やルール等を周知するものとする。

オ 町は、災害発生時に福祉避難所の設置・運営に必要な物資・器材や運営人材の確保がなされるよう、指定先の社会福祉施設や関係団体・事業者等との間で事前に調整し、覚書等を交わすものとする。

#### (4) 2次避難所

ア 2次的避難所は、市町の用意した避難所に避難した者のうち、避難生活の長期化により健康に支障を来すと判断される者を原則として7日以内の期間受け入れ、健康を回復させることを目的とするものである。

イ 市町及び県は、大規模な災害により多数の県民が長期間にわたる避難を余儀なくされた場合、避難者等を受け入れるため、宿泊施設等を避難所として確保するよう努める。

ウ 市町及び県は、大規模な災害により、事前に協定を結んだ宿泊施設だけでは2次的避難所が不足する場合、速やかにその確保に努める。

#### (5) 設置期間

町長は、地震情報、降雨等による災害発生の危険、住宅の応急修理の状況及び応急仮設住宅の建築状況等を勘案し、県と協議して設置期間を定める。

#### (6) 避難所の運営

ア 町は、自主防災組織及び避難所の学校等施設の管理者の協力を得て避難所を運営する。

イ 避難所には避難所等の運営を行うために必要な町職員を配置する。また避難所の安全の確保と秩序の維持のため、必要により警察官の配置を要請する。

ウ 避難生活の運営に当たっては、男女双方の運営責任者の選任に努めるとともに、要配慮者、男女のニーズの違い等男女双方の視点、女性や子ども等の安全確保、プライバシーの確保等に配慮するものとする。

エ 自主防災組織は、避難所の運営に関して町に協力するとともに、役割分担を確立し、相互扶助の精神により自主的に秩序ある避難生活を送るよう努める。

オ 運営が軌道に乗り次第、町、自主防災組織及び避難所の施設管理者中心の運営から、避難所利用者中心の体制に切り替える。町、自主防災組織及び避難所の施設管理者は運営をサポートする。

カ 町は、援助が必要な者の保健福祉に対する要望を把握し、保健福祉サービスの提供に努めるとともに、この内、避難生活が困難な者の社会福祉施設等への移送に努める。

キ 生活環境の激変に伴い被災者が心身双方の健康に不調を来す可能性が高いため、常に良好な衛生状態を保つよう努めるとともに、健康状態を十分把握し、必要に応じ救護所等の設置や心のケアを含めた対策を行うものとする。

ク 食事のみを受け取りに来ている被災者等に係る情報の把握に努め、県等へ報告を行うものとする。

#### (7) その他

ア 災害救助法に基づく町の実施事項は、一般対策編による。

イ 町管理施設の避難所としての利用は、一般対策編による。

## 第8章 社会秩序を維持する活動

### 計画作成の主旨

社会混乱を鎮め、民心を安定し、社会秩序を維持するための活動について、町及び県の実施する対策の概要

を示す。

計画の内容

### 58-1 町

#### 1 住民に対する呼びかけ

町長は、町の地域に流言ひ語を始め各種の混乱が発生し又は混乱が発生するおそれがあるときは、速やかに地域住民のとりべき措置等について、呼びかけを実施するよう努める。

#### 2 生活物資の価格、需給動向、買い占め、売り惜しみ等の調査及び対策

(1) 生活物資の価格及び需給動向の把握に努める。

(2) 特定物資の報告徴収、立入検査等

ア 状況により特定物資を適正な価格で売り渡すよう指導し、必要に応じ勧告又は公示を行う。

イ 特定生活物資を取り扱う事業所、工場、店舗又は倉庫の立入り調査を実施する。

#### 3 県に対する要請

町長は、町内の社会秩序を維持するため、必要と認めたときは、県に対して応急措置又は広報の実施を要請する。

#### 4 警察に対する要請

町長は、町の区域内の平穏を害する不法行為を未然に防止するため必要と認めるときは、袋井警察署に対し、次の事項についての措置を講ずるよう要請する。

(1) 不法事態に対する措置

(2) 地域安全情報の伝達

(3) 鉄砲刀剣類に対する措置

(4) その他第4編第8章「社会秩序を維持する活動」に準じた行動

## 第9章 交通の確保対策

計画作成の主旨

災害応急対策及び災害応復旧対策を円滑に行うため、陸上及び交通機能の早期回復、混乱の防止等交通確保対策の概要を示す。（東海地震以外の地震の場合は、状況に応じ対応するものとする。）

計画の内容

### 59-1 陸上交通の確保

#### 1 緊急地震速報を聞いたときの自動車運転者の取るべき措置

(1) ハザードランプを点灯し、まわりの車に注意を促すこと。

(2) 急ブレーキをかけずに、緩やかに速度を落とすこと。

(3) 大きな揺れを感じたら、急ブレーキ、急ハンドルを避け、できるだけ安全な方法により道路状況を確認して道路の左側に停止すること。

#### 2 地震が発生したときの自動車運転者の取るべき措置

(1) 走行中の自動車運転者は、次の要領により行動すること。

ア できる限り安全な方法により、車両を道路の左側に停止させること。

イ 停止後は、カーラジオ等により災害情報及び交通情報を聴取し、その情報及び周囲の状況に応じて行動すること。

ウ 車両を置いて避難するときは、できるだけ道路外の場所に移動しておくこと。

やむを得ず道路上に置いて避難するときは、できる限り道路の左側に寄せて駐車し、エンジンを切り、

エンジンキーは付けたままとし、窓を閉め、ドアロックはしないこと。駐車するときは、避難する人の通行や災害応急対策の実施の妨げとなるような場所には駐車しないこと。

- (2) 避難等のために車両を使用しないこと。
- (3) 災害対策基本法に基づく交通規制が行われたときには、通行禁止区域等（交通規制が行われている区域又は道路の区間をいう。以下同じ。）における一般車両の通行は禁止又は制限されることから、同区域内に在る運転者は次の措置をとること。なお、災害対策基本法に基づき、道路管理者がその管理する道路について、緊急通行車両の通行を確保するため指定した区間（以下「指定道路区間」という）においても、同様とする。

ア 速やかに、車両を次の場所に移動させること。

(ア) 道路の区間を指定して交通の規制が行われたときは、規制が行われている道路の区間以外の場所

(イ) 区域の指定をして交通の規制が行われたときは、道路外の場所

イ 速やかな移動が困難なときは、車両をできる限り道路の左側に沿って駐車するなど、緊急通行車両の通行の妨害とならない方法により駐車すること。

ウ 通行禁止区域内又は指定道路区間において、警察官又は道路管理者の指示を受けたときは、その指示に従って車両を移動又は駐車すること。その際、警察官又は道路管理者の指示に従わなかったり、運転者が現場にいないために措置をとることができないときは、警察官又は道路管理者が自らその措置をとることがあり、この場合、やむを得ない限度において、車両等を破損することがあること。

### 3 情報の収集

町は、県、国土交通省、中日本高速道路株式会社、自衛隊、鉄道事業者等の協力を求め、主要道路及び鉄道の被害状況について情報の収集を行う。

### 4 陸上交通確保の基本方針

- (1) 県公安委員会（県警察）は、緊急交通路について優先的にその機能を確保するため一般車両の通行を禁止又は制限をする。
- (2) 県公安委員会（県警察）は、区域又は道路の区間を指定し、被災地域での一般車両の走行及び被災地への流入を原則として禁止する。
- (3) 道路管理者は、道路の破損、決壊、その他の事由により交通が危険であると認められる場合は区間を定めて道路の通行を禁止又は制限する。この場合、通行の禁止又は制限の対象区間、期間及び理由を明瞭に記載した道路標識を設ける。
- (4) 県公安委員会（県警察）及び道路関係者は、相互に連絡を保ち交通規制の適切な運用を図る。
- (5) 道路関係者は、緊急交通路に選定された道路、その他の道路の利用が早急かつ円滑にできるよう必要な措置を行う。

### 5 交通規制の実施

#### (1) 初動の措置

ア 警察官は、道路における危険を防止するため緊急の必要があると認めるときは、必要な限度において交通規制を行う。

イ 県公安委員会（県警察）は、緊急交通路を確保するため災害対策基本法の規定による交通規制を実施し、緊急交通路の各流入部において、緊急通行車両以外の車両の通行を禁止する。

#### (2) 緊急輸送路等の確保

知事は、道路被害状況の調査結果に基づいて、第1次、第2次、第3次緊急輸送路を中心に県警察及び道路管理者と協議し、緊急輸送にあてる道路を選定する。



(3) 交通規制実施後の広報

県公安委員会（県警察）は、交通規制を実施した場合、警察庁、管区警察局、日本道路交通情報センター、交通管制センター、報道機関等を通じて交通規制の内容等を広く周知徹底させ、秩序ある交通を確保する。

6 道路交通確保の措置

(1) 道路交通確保の実施体制

道路管理者、県公安委員会は他の防災関係機関及び地域住民の協力を得て道路交通の確保を行う。

(2) 道路施設の復旧

道路管理者は、建設事業協同組合等の協力を求め、道路施設の被害状況に応じた効果的な復旧を行う。

(3) 交通安全施設の復旧

県公安委員会（県警察）は緊急輸送路の信号機等、輸送に必要な施設を最優先して交通安全施設の応急復旧を行う。

(4) 警察官の措置命令等

ア 警察官は、災害対策基本法に基づき県公安委員会が指定した通行禁止区域等において、車両その他の物件が緊急通行車両の通行の妨害となることにより災害応急対策の実施に著しい支障が生じるおそれがあると認めるときは、当該車両その他の物件の占有者、所有者又は管理者に対し、当該車両その他の物件の移動等の措置をとることを命じることができる。

イ アによる措置をとることを命ぜられた者が当該措置をとらないとき、又はその命令の相手方が現場にいないために当該措置をとることを命じることができないときは、警察官は、自ら当該措置をとることができる。また、この場合において、警察官は、当該措置をとるためやむを得ない限度において、車両その他の物件を破損することができる。

ウ ア及びイを、警察官がその場にはいない場合に限り、自衛隊法第83条第2項の規定により派遣を命ぜられた当該自衛官は、通行禁止区域等において、自衛隊用緊急通行車両の円滑な通行を確保するため、ア及びイに定める必要な措置をとることを命じ、又は自ら当該措置をとることができる。

エ ア及びイを、警察官がその場にはいない場合に限り、消防吏員は、通行禁止区域等において、消防用緊急通行車両の円滑な通行を確保するため、ア及びイに定める必要な措置をとることを命じ、又は自ら当該措置をとることができる。

オ 道路管理者は、災害対策基本法に基づきその管理する道路について指定した区間において、緊急通行車両の通行を確保するためア及びイに定める必要な措置をとることを命じ、又は自ら当該措置をとることができる。

(5) 除去障害物の処分

除去した障害物は、あらかじめ処分地として定めた空地、民間の土地所有者に対する協力依頼等によって確保した空地及び駐車場等に処分する。また、適当な処分場所がない場合は、避難路及び緊急輸送路以外の道路の路端等に処分する。

7 県知事又は県公安委員会による緊急通行車両の確認等

(1) 緊急通行車両の確認は、「災害対策基本法」第50条第1項に掲げる災害応急対策に従事する車両について行う。

(2) 緊急通行車両の確認事務手続き（県及び公安委員会の実施事項）

ア 確認事務処理、受付、手続き等は別に定める。

イ 確認の手続きの効率化・簡略化を図り、かつ、緊急輸送の需要をあらかじめ把握するため、緊急通

行車両については、事前に必要事項の届出をすることができる。事前届出及び確認の手続きについては、別に定める。

ウ 警戒宣言発令時に交付した緊急標章及び緊急輸送車両確認証明書は、地震発生後においては、「災害対策基本法施行令」第33条第2項の規定による緊急標章及び緊急通行車両確認証明書とみなす。

## 8 鉄道確保の措置

崩土、線路の流失陥没、路盤の破壊等、応急復旧を要する被害が発生した場合は、防災関係機関等の協力を得て、輸送の緊急度に応じ崩土除去、路盤の復旧並びに仮線路、仮橋の架設等応急工事を行う。

## 第10章 地域への救援活動

### 計画作成の主旨

日常生活に支障をきたした、り災者等に対して行う食料、飲料水及び生活必需品等の緊急物資及び燃料の確保、医療救護活動、保健、衛生等の確保活動、遺体搜索、応急住宅の確保並びにボランティア活動への支援等について実施する対策を示す。

なお、南海トラフ地震発生時における広域応援の受入に係る地域への救援活動については、「南海トラフにおける静岡県広域受援計画」による。

### 計画の内容

#### 510-1 食料及び生活必需品等の緊急物資の確保

##### 1 緊急物資の確保計画量

町は、別に定める各品目ごとの推定必要量を確保するよう努めるものとする。

##### 2 森町

- (1) 非常持出しができない被災住民や旅行者等に対して緊急物資を配分する。
- (2) 緊急物資の調達先は、原則としてあらかじめ供給協定を締結した物資保有者とする。これによって調達できないときは、他の物資保有者から調達する。町長は、必要に応じ次の事項を示して県に調達、又はあつせんを要請する。
  - ア 調達又はあつせんを必要とする理由
  - イ 必要な緊急物資の品目及び数量
  - ウ 引き渡しを受ける場所及び引受責任者
  - エ 連絡課及び連絡責任者
  - オ 荷役作業員の派遣の必要の有無
  - カ 経費負担区分
  - キ その他参考となる事項
- (3) 緊急物資の配分にあたっては、事前に地域住民に対して広報を行うとともに、自主防災組織の協力を求め公平の維持に努める。
- (4) 避難所、その他の要所に自主防災組織等の協力を得て、炊き出しの施設を設け、又は食品提供事業者の協力を求めて食事の提供を行う。

##### 3 自主防災組織及び町民

- (1) 緊急物資は、自主防災組織及び家庭の備蓄並びに住民相互の助け合いによって可能な限り賄うものとし、これによって不足する場合は町に供給を要請する。
- (2) 自主防災組織は町が行う緊急物資の配分に協力する。
- (3) 自主防災組織は必要により炊き出しを行う。

## 510-2 給水活動

### 1 森町

- (1) 飲料水の確保が困難な地域に対して給水拠点を定め、給水車等により応急給水を行う。
- (2) 町長は、管内で飲料水の供給を実施することができないときは、次の事項を示し、県に調達のあっせんを要請する。
  - ア 給水を必要とする人員
  - イ 給水を必要とする期間及び給水量
  - ウ 給水する場所
  - エ 必要な給水器具、薬品、水道用資機材等の品目別数量
  - オ 給水車両のみ借上げの場合はその必要台数
- (3) 自己努力によって飲料水を確保する住民に対し、衛生上の注意を広報する。
- (4) 地震発生後約8日を目途に仮設給水栓等を設置し、生活に必要な最低限の水を供給するよう努める。その場合の供給水量は1人1日20リットルを目標とし、飲料水の供給期間については上水道施設の応急復旧ができるまでの期間とする。

### 2 自主防災組織及び町民

- (1) 地震発生後7日間は貯えた水等をもって、それぞれ飲料水を確保する。
- (2) 地震発生後4日目から7日目位までは、自主防災組織による給水及び町の応急給水により飲料水を確保する。
- (3) 地域内の飲用に適する井戸、湧水等を活用し、飲料水の確保に努める。この場合は特に衛生上の注意を払う。
- (4) 町の実施する応急給水に協力し、飲料水の運搬配分を行う。

## 510-3 燃料の確保

### 1 森町

- (1) 町は、炊き出し等に必要なLPガス及び燃焼器具等の支給又はあっせんを行う。
- (2) 町長は、炊出しに必要なLPガス及び器具等の調達ができないときは、次の事項を示して県に調達のあっせんを要請する。
  - ア 必要なLPガスの量
  - イ 必要な器具の種類及び個数

### 2 自主防災組織及び町民

地域内のLPガス販売業者等の協力を得て、使用可能なLPガス及び器具等を確保するものとする。

## 510-4 医療救護活動

### 1 医療救護活動の基本方針

- (1) 町は、医療救護活動を円滑に行うため、医療救護計画に基づき救護所、救護病院（公立森町病院）を設置する。なお、有床病棟等、入院医療が継続的に提供できる施設を、当該管理者と協議のうえ、救護病院に準ずる医療救護施設として指定することができる。
- (2) 医療救護活動の実施に当たっては、必要に応じ重症患者、中等症患者及び軽症患者の振り分け（以下「トリアージ」という。）を行い、効率的な活動に努めるものとする。
- (3) 県及び町は、災害時の医療救護施設の医療救護活動状況等の情報を広域災害救急医療情報システム（EMIS）等により迅速に把握し、救護班の派遣等を行うものとする。

### 2 救護所及び救護病院の活動等

### (1) 救護所

#### ア 設置

町は、あらかじめ指定した設置場所に救護所を設置する。

#### イ 活動

救護所は次の活動を行う。

- (ア) 医療救護対象者の重症度・緊急度の判定・選別（トリアージ）
- (イ) 軽症患者に対する処置。必要に応じ中等症患者及び重症患者の処置
- (ウ) 中等症患者及び重症患者を救護病院（公立森町病院）及び災害拠点病院への搬送の手配
- (エ) 死体の検案処理及び遺体搬送の手配
- (オ) 医療救護活動の記録及び町災害対策本部への報告
- (カ) その他必要な事項

### (2) 救護病院

#### ア 設置

町は、大規模災害時に、あらかじめ町長が指定した救護病院（公立森町病院）で医療救護活動を行う。

#### イ 活動

- (ア) 医療救護対象者の重症度・緊急度の判定・選別（トリアージ）
- (イ) 重症患者及び中等症患者の処置及び受け入れ
- (ウ) 重症患者の災害拠点病院、航空搬送拠点へ搬送手配
- (エ) 死体の確認及び遺体搬送の手配
- (オ) 医療救護活動の記録及び町災害対策本部への受入状況等の報告
- (カ) その他必要な事項

## 3 森町

あらかじめ定める医療救護計画に基づき次の措置を講ずる。

- (1) 救護所開設予定施設及び救護病院の被災状況を調査し、医療救護体制を定める。
- (2) 傷病者のトリアージを行い、判定により患者を救護施設へ搬送する。
- (3) 傷病者の応急処置を行う。
- (4) 傷病者の受入れにあたり、救護病院が効果的に機能するよう受入状況の把握に努め、必要な調整を行う。
- (5) 救護所、救護病院の受入状況等の把握のため職員を配置する。
- (6) 医療救護施設から、輸血用血液の調達・あっせんの要請を受けたときは、直ちに西部方面本部に調達・あっせんに要請する。
- (7) 町長は、救護病院において医療救護活動に従事する医師等が不足したときは、次の事項を示して県に派遣を要請する。

ア 必要な救護班数

イ 救護班の派遣場所

ウ その他必要事項

- (8) 被害の状況に応じて、重症患者の広域医療搬送を県へ要請するとともに、ヘリポートの開設及びヘリポートへの患者搬送を行う。

## 4 自主防災組織及び町民

- (1) 傷病者については、家庭又は自主防災組織であらかじめ準備した医療救護資機材を用い処置する。
- (2) 傷病者で救護を要する者を、最寄りの救護所又は救護病院に搬送する。

#### 510-5 し尿処理

##### 1 基本方針

し尿処理は、震災時における衛生的な生活環境の維持に不可欠であることから、円滑な処理の実施を図るため、「森町災害廃棄物処理計画」に従って迅速・適正に処理する。

##### 2 森町

- (1) 被災状況を把握できるまでは、住民に水洗便所を使用せず、仮設便所等で処理するよう広報を行う。
- (2) 仮設便所等のし尿の収集、処理体制を速やかに整備するとともに、必要な資機材及び人員が不足する場合は、県に応援を要請する。
- (3) 速やかに、し尿処理施設等の応急復旧に努めるものとする。

##### 3 自主防災組織及び町民

- (1) 施設等の被災に伴い水洗便所が使用できない場合は、仮設便所等を使用して処理することとする。
- (2) 自主防災組織が中心となり、仮設便所の設置、消毒及び管理を行う。

#### 510-6 廃棄物（生活系）処理

##### 1 基本方針

生活系ゴミの処理は、震災時における衛生的な生活環境の維持に不可欠であることから、円滑な処理の実施を図るため、「森町災害廃棄物処理計画」に従って迅速・適正に処理する。

##### 2 森町

- (1) 被災状況から判断し、可能な収集・処理体制を確保するとともに、収集体制を住民に広報する。
- (2) 収集・処理に必要な資機材及び人員が不足する場合は、県に応援を要請する。

##### 3 自主防災組織

- (1) 地域ごとに住民が搬出するごみの仮置場を設置し、住民に周知する。
- (2) 仮置場のごみの分別、整理、流出の防止等の管理を行う。

##### 4 町民

- (1) ごみの分別・搬出については、町の指導に従う。
- (2) 河川、道路及び谷間等に投棄しない。

#### 510-7 がれき・残骸物処理

##### 1 基本方針

応急対策や復旧・復興の円滑な実施を図るため、震災による建物の焼失、倒壊及び解体によって発生するがれき・残骸物等をマニュアルに従って迅速・適正に処理する。

##### 2 森町

###### (1) がれき・残骸物処理対策組織の設置

町内に、がれき・残骸物処理対策組織を設置するとともに、県が設置する広域の組織に参加する。

###### (2) 情報の収集

町内の情報を収集・把握し、以下の内容を整理し県に報告する。

- ア 家屋の倒壊に伴う解体件数
- イ ごみ処理施設等の被災状況
- ウ 産業廃棄物処理施設等の被災状況
- エ がれき・残骸物処理能力の不足量の推計

#### オ 仮置場、仮設処理場の確保状況

##### (3) 発生量の推計

収集した情報を基に、がれき・残骸物の発生量を推計する。

##### (4) 仮置場、仮設処理場の確保

推計した発生量を処理するのに必要となる仮置場及び仮設処理場を確保する。

##### (5) 処理施設の確保

中間処理施設、最終処分場等のがれき・残骸物の処理施設を確保する。

##### (6) 関係団体への協力の要請

収集した情報や仮置場、仮設処理場及び処理施設の確保状況等を基に、関係機関への協力を要請する。

##### (7) がれき・残骸物の処理の実施

県が示す処理方針に基づき、また事前に策定した町がれき・残骸物処理計画に則し被災状況を勘案した上で、がれき・残骸物の処理を実施する。

##### (8) 解体家屋の撤去

解体家屋の撤去の優先順位付けを行い、解体家屋の撤去事務手続きを実施する。

#### 3 企業

自社のがれき・残骸物は、自己処理責任の原則に基づき、環境保全に配慮した適正な処理を行う。また、町からがれき・残骸物の処理について、協力要請があった場合は、積極的に協力を行う。

#### 4 自主防災組織及び町民

(1) がれき・残骸物の処理は、可燃物・不燃物等の分別を行い、町の指示する方法にて搬出等を行う。

(2) 河川、道路及び谷間等に投棄しない。

### 510-8 防疫活動

#### 1 森町

(1) 知事の指示により必要な防疫活動を行う。

(2) 「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」(平成10年法律第115号)第31条に基づき、知事が町に対して生活用水の供給を制限又は禁止すべきことをその管理者に命じた場合、町民に対し生活用水の供給を行う。

(3) 防疫用薬品が不足したときは、卸売業者等から調達するほか、県に対して調達を要請する。

(4) 厚生労働大臣が定める疾病のまん延予防上、緊急の必要があると認められた場合、知事の指示に基づき臨時の予防接種を行う。

#### 2 自主防災組織及び町民

飲食物の衛生に注意して感染症及び食中毒の発生を防止する。

#### 3 関係団体

飲食物に起因する感染症及び食中毒の発生防止について、町及び県から要請があった場合は、積極的に協力する。

### 510-9 遺体の捜索及び措置

#### 1 基本方針

(1) 町は、県が作成した遺体処理計画策定の手引に基づいて遺体処理計画を策定し、あらかじめ遺体収容施設を定めておくとともに、その周知に努める。

(2) 遺体収容施設は、交通の便、水道、電気、地震災害、耐震性、避難拠点との競合等を考慮して定める。

(3) 県は、町の遺体処理計画の策定状況を把握するとともに、策定及びその内容について町に助言をする。

- (4) 当該地域内の遺体の捜索及び措置は、町が行うことを原則とし、警察等は遺体の捜索及び措置に協力する。
- (5) 町は、あらかじめ遺体収容施設を定めることが困難な場合には、県と協議し、遺体収容施設をあらかじめ定めるよう努める。
- (6) 町は、遺体の措置を行う必要が生じた場合は、遺体収容施設を設置する。
- (7) 県は、町が遺体措置を行う必要が生じた場合において、町から要請があったときは、必要に応じて大規模な遺体収容施設を設置する。

## 2 遺体の捜索及び措置の活動等

### (1) 遺体の捜索

町職員、消防吏員が遺体の発見者であった場合は、発見場所等必要な情報を正確に記録する。

### (2) 遺体収容施設

#### ア 設置

町は、地震災害が発生し、遺体措置の必要が生じた場合は、あらかじめ定めた遺体収容施設を設置する。

#### イ 活動

町は、遺体収容施設において次の活動を行う。

- (ア) 警察の協力を得て遺体措置を行う。
- (イ) 遺体の検案及び検視並びに身元確認に必要な医師及び歯科医師の確保に努める。
- (ウ) 被災現場、救護所及び救護病院からの遺体搬送を行う。
- (エ) 関係機関への連絡、遺族からの照会等に対応するため必要な職員を配置する。
- (オ) 遺体の搬送及び処理に必要な車両、棺桶等の器材、資材を調達する。

### (3) 遺体処置

町は、袋井警察署、磐周医師会・森町医会、磐周歯科医師会森町歯科医師会、自主防災組織、自治会及び公立森町病院等の協力を得て遺体の身元を確認し、検視及び検案を行い、遺体の洗浄、縫合、消毒、歯牙鑑定等を行い、一時保存を行った後、親族等に引き渡す。相当の期間、引き取り人が判明しないときは、所持品等を保管のうえで火葬する。

### (4) 広域火葬

大規模な地震の発生により交通規制が行われるなど、死者の遺族が自ら又は他人に依頼して遺体を火葬場に搬送することが不可能となる場合には、火葬が円滑に行われるように遺族による火葬場への火葬の依頼、遺体の搬送等の調整を行うとともに、静岡県広域火葬計画に基づき火葬を行う。

### (5) 県への要請

町長は、遺体の捜索、措置、火葬について、町で対応できないときは、次の事項を明らかにして県へ要請する。

ア 捜索、措置、火葬に必要な職員数

イ 捜索が必要な地域

ウ 火葬施設の規格（釜の大きさ、燃料等）及び使用可否

エ 必要な輸送車両の数

オ 遺体措置に必要な器材、資材の規格及び品目別数量

カ 広域火葬の応援が必要な遺体数

## 3 自主防災組織及び町民

行方不明者についての情報を、町に提供するよう努める。

## 510-10 応急住宅の確保

### ■応急住宅■—◆ 1 応急仮設住宅◆—(1)応急建設住宅

#### —(2)応急借上げ住宅

### —◆ 2 公営住宅◆

#### 1 基本方針

避難所生活を早期に解消するために、森町応急仮設住宅整備計画（資料7-4）やマニュアル（災害時の応急住宅対策マニュアル）等に基づき被災者の住宅を応急的に確保する。

#### 2 森町

##### (1) 被害状況の把握

「災害救助法」の適用のための調査結果等を活用し、被災状況や全壊戸数、避難所生活世帯数等を把握する。

##### (2) 体制の整備

応急住宅対策に関する体制を整備する。

##### (3) 応急建設住宅の建設及び管理運営

ア 建設を県から委託された場合は、社団法人プレハブ建築協会等の協力を得て建設する。

イ 建設用地は、あらかじめ定めた建設予定地の内から災害の状況に応じて選定する。

ウ 応急仮設住宅の適正な管理運営を行うものとする。

##### (4) 応急借上げ住宅の借り上げ

借上げを県から委任された場合は、不動産関係団体の協力を得て借上げる。

##### (5) 応急住宅の入居者の認定

ア 避難所生活世帯に対する入居意向調査等を実施する。

イ 入居者の認定を町が行うこととされた場合は、一人暮らしの高齢者や障がいのある人、乳幼児、妊産婦等、被災者の特性や実態に応じた配慮をしながら、自らの資力では住宅を確保できない者のうちから認定し、入居させる。

##### (6) 町営住宅等の一時入居

町営住宅等の空家へ必要に応じ、被災者を一時的に入居させる。

##### (7) 応急仮設住宅の管理

ア 住宅使用契約書と住宅台帳を作成し、応急住宅の入退去手続き・維持管理を行う。応急住宅ごとに入居者名簿を作成する。

イ 入居者調査、巡回相談等を実施し、応急住宅での生活に問題が生じないように努める。

ウ 応急仮設住宅における安心・安全の確保、心のケア、コミュニティの形成・運営、生活者の意見の反映などにも配慮する。

##### (8) 住宅の応急修理

建築業関係団体等の協力を得て、住宅が半壊又は半焼した者のうち、自らの資力をもっては住宅の応急修理を実施できない者又は大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者に対し、居室、炊事場及び便所等最小限度の日常生活を維持するために欠くことのできない部分について応急修理を行う。

##### (9) 建築資機材及び建築業者等の調達、あっせん要請

ア 町長は、応急仮設住宅の建設及び住宅の応急修理に必要な建築業者が不足し、又は建築資機材を調



達できない場合は、次の事項を示し、県にあっせん又は調達を要請する。

(ア) 応急仮設住宅の場合

- a 被害世帯数（全焼、全壊、流出）
- b 設置を必要とする住宅の戸数
- c 調達を必要とする資機材の品名及び数量
- d 派遣を必要とする建築業者数
- e 連絡責任者
- f その他参考となる事項

(イ) 住宅応急修理の場合

- a 被害世帯数（半焼、半壊）
- b 修理を必要とする住宅の戸数
- c 修理に必要な資機材の品目及び数量
- d 派遣を必要とする建築業者数
- e 連絡責任者
- f その他参考となる事項

イ 町は、住民が自力で実施する住宅の応急復旧を促進するため、町内において建築業者又は建築資機材の供給が不足する場合についても、県にあっせん又は調達を要請する。

(10) 住宅等に流入した土石等障害物の除去

住宅等に流入した土石等障害物のため日常生活に著しい支障のある者に対し必要な救援活動を行う。

なお、町長は、町のみによっては対応できないときは、次の事項を示し、県に応援を要請する。

- ア 除去を必要とする住家戸数（半壊、床上浸水別）
- イ 除去に必要な人員
- ウ 除去に必要な期間
- エ 除去に必要な機械器具の品目別数量
- オ 除去した障害物の集積場所の有無

## 510-11 ボランティア活動への支援

### 1 基本方針

応急対策に関する様々な局面において、ボランティアの能力が最大限に発揮されるよう、ボランティアや町民活動団体の自主性・主体性を尊重しつつ、マニュアル（災害時のボランティア受入れ手引き）を踏まえ、ボランティア活動への支援体制を速やかに整える。

### 2 町

#### (1) 町災害ボランティア本部の設置、運用

ア 町は、災害対策本部を設置した場合、保健福祉センター内に森町社会福祉協議会等と連携し、ボランティアの受付、活動場所のあっせん、配置調整等を行う町災害ボランティア本部を設置する。

イ 町災害ボランティア本部は、町社会福祉協議会ボランティアセンターの職員、災害ボランティア・コーディネーター等で構成する。

ウ 町は、随時、情報交換、協議等を行うため、職員を連絡調整要員として町災害ボランティア本部に配置し、その活動を支援する。

#### (2) ボランティア活動拠点の設置

町は、必要により、あらかじめ定めた施設又は被害の大きい区域の適当な施設に、災害ボランティア

団体のコーディネーター等と連携し、ボランティアに対する需要の把握、ボランティアへの活動内容の指示等を行う第一線のボランティア活動拠点を設置する。

町は、ボランティアの宿営地に適当な場所、施設の候補をあらかじめ定めるよう努める。

(3) ボランティア団体等に対する情報の提供

町は、ライフライン・公共交通機関の復旧、交通規制の状況、行政施策の動向など、ボランティア活動に必要な情報をボランティア団体等に的確に提供する。

(4) ボランティア活動資機材の提供

町は、町災害ボランティア本部及びボランティア活動拠点におけるボランティア活動に必要な各種資機材の提供に努める。

## 第11章 学校における災害応急対策及び応急教育

### 計画作成の主旨

小・中・高等学校、幼稚園及び保育所（以下この章において「学校」という。）の園児、児童、生徒、教職員等及び施設、設備が災害を受け、正常な教育活動を行うことが困難となった場合に、可能な限り早期に応急教育を実施するための対策の概要を示す。

#### 511-1 基本方針

町教育委員会は、公立学校に対し、「静岡県防災教育基本方針」及び「学校の地震防災対策マニュアル」等により、災害応急対策及び応急教育に係る指針を示し、対策等の円滑な実施を指導する。

また、応急教育のための施設又は教職員の確保等について、県に要請するなど必要な措置を講ずる。なお、「災害救助法」に基づく教科書、学用品等の給与に関する措置は、一般対策編による。

学校は、地域の特性や学校の実態及び大規模な地震が発生した場合に予想される被害状況等を踏まえ、設置者や保護者等と協議・連携して災害応急対策及び応急教育に係る計画を策定するとともに、対策を実施する。

中学生及び高校生等は、教職員の指導監督のもと、学校の施設及び設備等の応急復旧整備作業や地域における応急復旧又は救援活動等に可能な範囲で協力する。

#### 511-2 計画の作成

##### 1 災害応急対策

計画の作成及び実施に当たっては、生徒等の在校時、登下校時、在宅時等の別や、学校の施設の避難地・避難所指定の有無等を考慮する。

計画に定める項目は、次のとおりとする。

- (1) 学校の防災組織と教職員の任務
- (2) 教職員動員計画
- (3) 情報連絡活動
- (4) 生徒等の安全確保のための措置
- (5) その他、「学校の地震防災対策マニュアル」等に基づき、各学校が実態に即して実施する対策

##### 2 応急教育

計画の作成及び実施に当たっては、次の事項に留意する。

- (1) 被害状況の把握  
生徒等、教職員及び学校の施設、設備の被害状況を把握する。
- (2) 施設・設備の確保

学校の施設、設備の応急復旧整備を行い、授業再開に努める。被害の状況により、必要に応じて町又

は地域住民等の協力を求める。

(3) 教育再開の決定・連絡

生徒等、教職員及び学校の施設、設備等の状況を総合的に判断して教育再開の時期を決定し、学校の設置者、生徒等及び保護者に連絡する。

教育活動の再開に当たっては、生徒等の登下校時の安全確保に努める。

(4) 教育環境の整備

不足教科書の確保、学校以外の施設を利用した応急教育活動の実施、生徒等の転出入の手続き等、必要に応じた教育環境の整備に努める。

(5) 給食業務の再開

施設・設備の安全性等を確認するとともに、食材の確保、物資や給食の配送方法等について協議する。

(6) 学校が地域の避難所となる場合の対応

各学校は、避難所に供する施設、設備の安全を確認するとともに、町、関係する自主防災組織と協議・連携して、施設内に設置される避難所運営組織が円滑に機能するように、避難所運営の支援に努める。

避難所生活が長期化する場合は、応急教育活動と避難所運営との調整について、町等と必要な協議を行う。

(7) 生徒等の心のケア

生徒等が災害により様々な心の傷を受け、PTSD等の症状が現れてくることが懸念されるため、学校は、生徒の実態を踏まえ、学校の設置者、保護者、校医、スクールカウンセラー、関係医療機関等と協議・連携して、生徒等の心の健康保持あるいは回復を図るための対策等に係る計画を定めておくことが必要である。

## 第12章 被災者の生活再建等への支援

### 計画作成の主旨

り災者のうち援助を必要とする住民に対して生活保護の適用、福祉資金その他の資金の貸付等の援助を迅速に行い、要援護者の保護を図る。

### 計画の内容

#### 512-1 基本方針

- 1 町及びその他の援護の実施機関は、社会福祉上の対策を緊急に実施するため、速やかに必要な体制を整備する。
- 2 各実施機関の体制をもってしては、援護措置の実施が困難な場合、町長は、応援要員の派遣を知事に要請する。
- 3 町は、速やかに各分野の職員をもって生活相談所を開設し、町民等の生活相談に応ずる。県西部健康福祉センターはこれに協力する。
- 4 生活相談の結果、援護措置を実施する緊急度の高い対象者から順次、実効のある当面の措置を講ずる。

#### 512-2 実施事項

- 1 町又は県が実施する事項
  - (1) り災した社会福祉施設入所者を他の施設等へ一時収容保護する場合のあっせん
  - (2) 生活困窮者に対する生活保護の緊急適用
- 2 町又は県が民間の協力を得て実施する事項
  - (1) り災者に対する生活相談

- ア 実施機関・・・町（被害が大きい場合は県と共催）
- イ 相談種目・・・生活、資金、法律、健康、身上等の相談
- ウ 協力機関・・・県、社会福祉協議会（県、町）、日本司法支援センター静岡地方事務所（法テラス静岡）、日本赤十字社静岡県支部、民生委員・児童委員、その他関係機関

(2) り災母子寡婦世帯に対する母子寡婦福祉資金の貸付け

- ア 実施機関・・・県（健康福祉センター）
- イ 協力機関・・・町、民生委員・児童委員、母子福祉協力員
- ウ 貸付額・・・「母子及び寡婦福祉法施行令」第7条に規定する額

(3) り災身体障がい児者に対する補装具の交付等

- ア 実施機関
  - (ア) 児童・・・県（健康福祉センター）・町
  - (イ) 18歳以上・・・町
- イ 協力機関
  - (ア) 児童・・・民生委員・児童委員、身体障がい者相談員
  - (イ) 18歳以上・・・民生委員・児童委員、身体障がい者相談員、身体障害者更生相談所
- ウ 対象 り災身体障がい児者
- エ 交付等の内容
  - (ア) 災害により、補装具を亡失又はき損した身体障がい児者に対する修理又は交付
  - (イ) 災害により、負傷又は疾病にかかった身体障がい児者の更生（育成）医療の給付
  - (ウ) り災身体障がい児者の更生相談

(4) 義援金の募集及び配分

- ア 実施機関・・・県、町
- イ 協力機関・・・教育委員会（県、町）、日本赤十字社静岡県支部、県共同募金会、社会福祉協議会（県、町）、報道機関、その他関係機関
- ウ 募集方法・・・災害の程度を考慮して、その都度関係機関で募集委員会を設け協議決定する。
- エ 配分方法・・・関係機関により構成する配分委員会を設け、協議決定する。

(5) 義援品の受入れ

- ア 実施機関・・・県、町
- イ 協力機関 報道機関、その他関係機関
- ウ 受入方法 被災者が必要とする物資の内容を把握し、報道機関等を通じて迅速に公表すること等により受入れの調整に努める。

3 民間団体等が他の協力を得て実施する事項

(1) り災低所得者に対する生活福祉資金の貸付け

- ア 実施機関・・・社会福祉協議会（県、町）
- イ 協力機関・・・県、町、民生委員・児童委員
- ウ 貸付額・・・「生活福祉資金貸付制度要綱」第5に規定する額

### 第13章 町有施設及び設備等の対策

#### 計画作成の主旨

災害応急対策及び災害応急復旧対策の遂行上重要な町有施設、設備等の速やかな機能回復を図るための措置

を示す。

## 計画の内容

### 513-1 防災行政無線

#### 1 町及び他機関端末局

- (1) 県防災行政無線【静岡県デジタル防災通信システム（ホットライン）】端末局に障害がある場合は、県が基盤交換による応急措置を行い、通信の確保を図る。
- (2) 県防災行政無線に障害が発生したときは町の移動系防災行政無線（全国共通・応援通信）及び消防無線等を使用して応急回路の設定により、町と西部方面本部、西部方面本部と県庁の間の通信を確保する。
- (3) 町防災行政無線（移動系）の基地局や統制台等に障害が発生したときは、移動局同士の直接通信機能により通信を確保する。

### 513-2 公共施設等

#### 1 道路

- (1) 被害状況の収集、施設の点検、情報連絡  
道路管理者相互に連携し、パトロール等により被害情報の収集、橋梁等施設の機能の点検を行うとともに、関係機関に情報を連絡する。
- (2) 応急措置の実施、2次災害の防止  
県公安委員会及び道路管理者相互に連携し、必要な交通規制措置を講ずるとともに、緊急輸送路を最重要とし、迂回路の設定、障害物の除去等の応急措置を講ずる。
- (3) 緊急輸送路の確保、資機材の確保、応急復旧工事の実施  
緊急輸送路の早期確保を最優先し、必要に応じ「災害時における応急対策業務に関する協定」に基づき、建設業組合等に協力を求め、資機材の確保、仮工事等の応急復旧工事を実施する。

#### 2 河川施設

- (1) 被害情報の収集、施設の点検、情報連絡  
パトロール等により被害情報の収集を行うとともに関係機関に情報を連絡する。
- (2) 応急措置の実施、2次災害の防止  
従前の防災機能が損なわれ2次災害のおそれのある施設について、水防活動等必要な応急措置を講ずる。
- (3) 資機材の確保、応急復旧工事の実施  
施設の重要度を勘案の上、必要に応じ「災害時における応急対策業務に関する協定」に基づき、建設事業協同組合等に協力を求め、資機材を確保し、仮工事等の応急復旧工事を実施する。
- (4) 住民への連絡  
避難等が必要な場合は、すみやかに当該地域の住民へ状況の連絡に努める。

#### 3 砂防、地すべり及び急傾斜地等

- (1) 被害情報の収集、施設の点検、情報連絡  
パトロールや地域住民からの情報連絡等により、指定地等の被害情報の収集、施設の点検を行うとともに、関係機関に情報を連絡する。
- (2) 応急措置の実施、2次災害の防止  
2次災害のおそれがある場合、危険箇所への立ち入り禁止措置等、必要な応急措置を講ずる。
- (3) 資機材の確保、応急復旧工事の実施  
2次災害の発生等、危険性を勘案の上、必要に応じ「災害時における応急対策業務に関する協定」に

基づき、建設事業協同組合等に協力を求め、資機材を確保し、必要な応急復旧工事を実施する。

(4) 住民への連絡

避難等が必要な場合は、すみやかに当該地域の住民へ状況の連絡に努める。

4 ため池及び用水路

(1) 被害状況の把握

ため池及び用水路の被害状況を調査する。

(2) 応急措置の実施及び下流域の市町又は警察署長への必要な措置の要請

町長は、施設等に破損又は決壊の危険が生じた旨、知事より連絡を受けた場合は、速やかに被害の及ぶおそれのある流域の町民に対し、避難指示等必要な措置をとる。

5 本庁及びその他災害応急対策上重要な庁舎等

庁舎管理者は、本庁及びその他災害応急対策上重要な庁舎等の施設及び設備を点検し、被害状況を確認する。

6 危険物保有施設

発火危険物、有毒薬品、有毒ガスに起因する爆発、中毒等の事故防止のため必要な応急措置を講ずる。

7 上水道施設

(1) 災害の発生状況に応じて、取水、送水を停止し、施設の被害状況を調査し必要な措置を講ずる。

(2) 被害の拡大防止と応急復旧を行い、用水の確保に努める。

8 下水道施設

施設の被害状況を調査し、必要な応急措置を講ずる。

### 513-3 コンピュータ

(1) コンピュータ・システムの障害点検を行い、被害状況を把握する。

(2) コンピュータ・システムに障害が生じた場合には、速やかに復旧対策を講じ運用の再開を図る。

## 第14章 防災関係機関等の講ずる災害応急対策

### 計画作成の主旨

町民に密接な関係のある防災関係機関等が実施する災害応急対策の概要を示す。

### 計画の内容

#### 514-1 上水道

1 災害の発生状況に応じて送水を停止する等、必要な措置を講ずる。

2 応急復旧に必要な資機材及び車両を確保し、応急復旧工事を行う。

3 配管の仮設等による応急給水に努める。

4 医療機関、避難所等への優先的な応急給水に努める。

#### 514-2 下水道

1 施設の災害に応じて必要な応急措置を講ずる。

2 応急復旧に必要な資機材及び車両を確保し、応急復旧工事を行う。

3 管の仮設等により下水道機能の確保に努める。

#### 514-3 電力（中部電力株式会社掛川営業所、掛川電力所）

1 電力供給設備に支障のない限り供給を継続するが、状況によって危険防止のため送電を停止する。

2 電力が不足する場合は、電力広域的運営推進機構と強調して、電力供給の確保に努めると共に、必要に応じて他電力会社へ資機材や要員派遣等の依頼を行う。

- 3 応急復旧に必要な資機材及び車両の確保を行う。
- 4 電力の供給再開までに長期間を要する場合は、緊急に電力を供給すべきところから必要な措置を講じ応急復旧工事を行う。

#### 514-4 ガス（一般社団法人静岡県LPガス協会西部支部）

- 1 LPガスは、安全が確認されるまで使用しないよう広報する。
- 2 LPガスの施設の安全点検を実施する。
- 3 避難所等に臨時に必要な燃料供給を行う。
- 4 応急復旧に必要な資機材及び車両を確保し、応急復旧工事を行う。

#### 514-5 通信

- 1 西日本電信電話株式会社
  - (1) 通信のふくそう緩和及び重要通信を確保するため次により必要な措置をとる。
    - ア 臨時回線の設定、中継順路の変更等疎通確保の措置をとるほか、必要に応じ災害応急復旧用無線電話機等を運用し、臨時公衆電話を設置する。
    - イ 通信の疎通が著しく困難となり、重要通信を確保するため必要があるときは、一般利用の制限等の措置をとるほか、災害用伝言ダイヤルサービス171、災害用伝言板web171を提供する。
    - ウ 防災関係機関が設置する通信網と連携協力する。
  - (2) 応急復旧に必要な資機材及び車両の確保を行う。
  - (3) 通信の早期疎通を図るため、工事業者に出動を求める等必要な措置を講じ、応急復旧工事を行う。
- 2 株式会社NTTドコモ東海支社
  - (1) 通信のふくそう緩和及び重要通信を確保するため、次により必要な措置をとる。
    - ア 臨時回線の設定をとるほか、必要に応じ携帯電話の貸出しに努める。
    - イ 通信の疎通が著しく困難となり、重要通信を確保するため必要があるときは一般利用の制限等の措置をとるほか、災害用伝言板、災害用音声お届けサービスを提供する。
  - (2) 応急復旧に必要な資機材及び車両の確保を行う。
  - (3) 通信の早期疎通を図るため、工事業者に出動を求める等必要な措置を講じ、応急復旧工事を行う。

#### 514-6 放送（日本放送協会静岡放送局、静岡放送株式会社、株式会社テレビ静岡、株式会社静岡朝日テレビ、株式会社静岡第一テレビ、静岡エフエム放送株式会社）

- 1 放送機器の障害及び中継回線の途絶等により放送が不可能となった場合は、常置以外の必要機器を仮設し、無線その他の中継回線を利用し、放送の継続確保を図る。
- 2 応急復旧に必要な資機材の確保及び機器、設備等の機能回復の措置を講ずる。
- 3 臨時ニュース、特別番組の編成等、各メディアを有効に活用し、地震情報等、被害状況、復旧状況、生活関連情報等の正確、迅速な放送に努め、社会的混乱の防止を図る。

#### 514-7 市中金融機関

- 1 被災金融機関は営業の早期再開のために必要な措置を講ずる。
- 2 災害復旧に必要な資金の融通のための迅速適切な措置を講ずる。
- 3 財務省東海財務局静岡財務事務所は、日本銀行静岡支店と協議のうえ相互の申合わせを行い、次の措置を講ずる。
  - (1) 必要に応じての営業時間延長、休日臨時営業等
  - (2) 預貯金の便宜払戻し、預貯金担保貸出の実行等についての特別取扱い
  - (3) 被災関係手形の支払呈示期間経過後交換持出し、不渡処分猶予等

#### 514-8 鉄道（東海旅客鉄道株式会社、日本貨物鉄道株式会社、天竜浜名湖鉄道株式会社）

- 1 不通区間が生じた場合は迂回線区に対する輸送力の増強及び自動車等による代替輸送の確保に努めるとともに、併行社線との振替輸送等の措置を講ずる。
- 2 応急復旧に必要な資機材及び車両の確保を図る。
- 3 早期運転再開を期するため、工事業者に出動を求める等必要な措置を講じ応急復旧工事を行う。

#### 514-9 道路（国、県、町）

- 1 道路管理者は、他の道路管理者その他の関係機関と相互に連携し道路施設の点検巡視を行い被害箇所を迅速に把握する。
- 2 道路管理者は、他の道路管理者その他の関係機関と相互に協力し緊急輸送路の早期確保に努める。
- 3 道路管理者は、道路の応急復旧のため建設事業協同組合等の協力を求め必要な措置を講ずる。
- 4 道路管理者は、交通信号が倒壊、断線等により機能を失った場合は県公安委員会に対し応急復旧工事の実施を要請する。

### 第15章 地震防災応急計画を作成すべき施設・事業所の災害応急対策

#### 計画作成の主旨

地震防災応急計画を作成すべき者が講ずる災害応急対策の概要を示す。

#### 計画の内容

計画に定める必要のある災害応急対策の主な内容は、前2章に定めるものの他、次のとおりとするが、平常時対策、注意情報発表時の応急対策及び警戒宣言発令時の地震防災応急対策との整合性の確保に留意する。

- 1 各施設・事業所に共通の事項  
各施設・事業所に共通する事項として、次の点に留意する。
  - (1) 災害応急対策を実施する組織の確立に関する事項  
ア 災害応急対策の実施に必要な防災要員及び組織体制  
イ 防災要員の参集連絡方法、参集手段等
  - (2) 出火防止措置、消防用施設等の点検
  - (3) その他必要な災害応急対策に関する事項
- 2 各施設・事業所の計画において定める個別の事項  
各施設又は事業所の特殊性、公益性、地理的特性等を考慮の上、次の点に留意して計画に定める。
  - (1) 病院、診療所、百貨店、スーパー等  
ア 患者、利用者、顧客等への情報伝達手段を確保する。  
イ 地震に関する情報並びに避難地、避難路等に関する情報を的確に伝達し、適切な避難誘導を実施する。  
ウ 病院、診療所においては、移動が不可能又は困難な患者の安全確保に必要な措置等に配慮する。
  - (2) 石油類、高圧ガス、毒物・劇物等の製造、貯蔵、処理又は取扱いを行う施設  
火災、流出、爆発、漏洩その他周辺地域に対して影響を与える現象の発生を防止するために必要な緊急点検・巡視の実施、充填作業・移し替え作業等の停止、落下・転倒その他施設の損壊防止等のために必要な応急的保安措置を実施する。
  - (3) 鉄道事業その他一般旅客運送に関する事業  
ア 利用者、顧客等への情報伝達手段を確保する。
  - (4) 学校・幼稚園・保育所、社会福祉施設



避難地、避難路、避難誘導方法等を定める。保護を必要とする生徒等の保護、移動が不可能又は困難な要配慮者の安全確保に必要な措置等に配慮する。

(5) 水道、電気及びガス事業

ア 上水道（町）

水道管の破損等による二次災害を防止、軽減するための措置を講ずる。

イ 下水道

下水道施設の被害により下水道を使用できない利用者への必要な対応等に配慮する。

ウ 電気

火災等の二次災害を防止、軽減するため、ブレーカースイッチの操作等についての利用者への広報に配慮する。

エ ガス

火災等の二次災害を防止、軽減するため、ガス栓の閉止等の措置についての利用者への広報に配慮する。

## 第6編 復旧・復興対策

大規模地震災害発生後の緊急に実施すべき災害応急対策に一定の目途が立った後、引き続き推進する被災者の生活再建及び施設の復旧整備等を通じ、災害に対して強い地域づくりや振興のための基礎的な条件づくりを目指す復旧・復興対策について定める。

### 第1章 防災関係機関の活動

#### 計画作成の主旨

町の復旧・復興対策の組織の設置、職員の確保並びに活動及び防災関係機関の活動については、町災害対策本部と調整を図りながら迅速に実施する。

#### 計画の内容

##### 61-1 町

###### 1 震災復興本部の設置

町長は、地震災害が発生し、災害応急対策に一定の目途が立った後、復旧・復興対策を実施する必要があると認めたときは、震災復興本部（以下「復興本部」という。）を設置する。

###### 2 復興本部と町災害対策本部との併設

復興本部は町災害対策本部と併設できる。復興本部の運営にあたっては、町災害対策本部が実施する事務との整合性の確保に配慮するものとする。

###### 3 復興本部の所掌事務

(1) 復興本部が所掌する事務の主なものは、次のとおりとする。

ア 震災復興計画の策定

イ 震災復興状況その他復旧・復興対策に必要な情報の収集及び伝達

ウ 県その他の防災関係機関に関する震災復興対策の実施又は支援の要請

エ 県震災復興基金への協力

オ 相談窓口等の運営

カ 民心安定上必要な広報

キ その他の震災復興対策

#### 4 町災害対策本部との調整

災害応急対策との調整を図りながら、円滑な震災復興対策を推進するため、必要に応じ、町災害対策本部との連絡調整会議を開催する。

#### 5 防災会議の開催等

(1) 復興本部が設置された場合、必要に応じ、防災会議を開催し、情報の収集伝達及び復旧・復興対策に係る連絡調整等を行う。

(2) 招集される防災会議の委員は、復旧・復興対策の内容に応じて防災会議の会長が必要と判断した範囲の者とする。

(3) 防災会議は、復興本部との調整を図るものとする。

### 61-2 静岡県警察（袋井警察署・森分庁舎、町内各警察官駐在所）

#### 1 社会秩序を維持する活動

第4編第8章及び、第5編第8章に規定する「社会秩序を維持する活動」に準じた活動を行う。

#### 2 交通の確保対策

第5編第9章「交通の確保対策」に準じた活動を行う。

### 61-3 防災関係機関

防災関係機関が、復旧・復興対策として講ずる主要な措置事項は次のとおりである。

#### 1 指定地方行政機関

##### (1) 総務省東海総合通信局

ア 災害時における電気通信及び放送の確保のための応急対策及び非常通信の監理

イ 災害地域における電気通信施設、放送設備等の被害状況の調査

ウ 通信インフラに支障が発生した被災地の地方公共団体への衛星携帯電話等の災害対策用移動通信機器及び災害対策用移動電源車の貸与

##### (2) 財務省東海財務局（静岡財務事務所）

ア 被災者の資金の需要状況等に応じ、適当と認められる機関又は団体と緊密な連絡を取りつつ、民間金融機関、保険会社及び証券会社に対して、災害関係の融資、預貯金の払戻し、保険金の支払い、預り金の払戻し等の業務に関し適切な措置を講ずるよう要請

イ 地方公共団体において国有財産（普通財産）を復旧・復興対策の実施の用に供するときは、当該地方公共団体に対する無償貸付の適切な措置

##### (3) 厚生労働省静岡労働局（磐田労働基準監督署）

ア 復旧・復興事業等における労働災害防止対策の強化

イ 労災保険給付等に関する措置、雇用保険の失業等給付に関する措置

ウ 離職者の早期再就職等の促進（職業相談、雇用維持の要請等）

##### (4) 農林水産省関東農政局静岡県拠点

安定した食糧の供給措置

##### (5) 国土交通省関東地方整備局（浜松河川国道事務所）

ア 管轄する基盤施設（河川・道路など）が被災した場合には、被害状況と既存計画を踏まえた上で、原状復旧か新たな機能の向上を含めた復興を行うかを迅速に判断し、復旧・復興事業を実施する。

イ 復旧・復興事業の実施に当たっては、関係機関と調整を図り実施する。

ウ 復旧・復興事業に関する広報を実施する。

(6) 国土交通省中部運輸局（静岡運輸支局）

ア 緊急輸送の必要性があると認められる場合は、自動車輸送事業者に対する輸送力の確保に関する措置

イ 県からの要請に対する車両等の調達があっせん

(7) 国土地理院中部地方測量部

ア 災害応急対策の際、災害に関する情報の収集及び伝達における地理空間情報の活用を図る。

イ 災害予防、災害応急対策及び災害復旧・復興の際、国土地理院が提供及び公開する防災関連情報の利活用を図る。

ウ 災害予防、災害応急対策及び災害復旧・復興の際、地理情報システムの活用を図る。

エ 災害復旧・復興にあたっては、位置に関わる情報の基盤を形成するため、必要に応じて復旧測量等を実施する。

(8) 気象庁東京管区气象台（静岡地方气象台）

大津波警報、津波警報及び津波注意報の通知、地震情報（東海地震に関する情報を含む。）等の発表又は通報並びに解説

(9) 経済産業省中部経済産業局

電気、ガスの供給確保指導

(10) 環境省 関東地方環境事務所

ア 有害物質等の発生等による汚染状況の情報収集及び提供

イ 廃棄物処理施設等の被害状況、がれき等の廃棄物の発生量の情報収集

ウ 行政機関等との連絡調整、被災状況・動物救護活動の状況等に関する情報収集、提供等

エ 放射性物質による汚染状況の情報収集及び提供並びに汚染等の除去への支援

(11) 防衛省 南関東防衛局

ア 所管財産使用に関する連絡調整

イ 災害時における防衛省本省及び自衛隊等との連絡調整

ウ 在日米軍が災害対策措置を行う場合の連絡調整支援

2 指定公共機関

(1) 日本郵便株式会社東海支社（森町郵便局・町内各郵便局）

ア 被災地あて救助用郵便物の料金免除

イ 被災者救助団体に対するお年玉葉書寄付金の配分

ウ 被災者に対する郵便はがき等の無償交付

エ 被災者が差し出す郵便物の料金免除

オ 災害の発生時又はそのおそれがある場合においては、可能な限り窓口業務を確保する。そのため、警察、消防、その他の関係行政機関、ライフライン事業者、関連事業者並びに報道機関等と密接に連携し、迅速・適切な対応に努める。また、平常時においても関係機関等と連携し、災害予防に努める。

(2) 日本郵便株式会社（森町郵便局）

可能な限り窓口業務を確保する。そのため、警察、消防、その他の関係行政機関、ライフライン事業者、関連事業者並びに報道機関等と密接に連携し、迅速・適切な対応に努める。

(3) 東海旅客鉄道株式会社、日本貨物鉄道株式会社

災害の復旧について、応急復旧工事の終了後速やかに本復旧計画をたて、これを実施することとする。本復旧計画の実施にあたっては、被害原因の調査分析の結果に基づく必要な改良事項を考慮して、その

適正を期することとする。

- (4) 西日本電信電話株式会社（浜松支店）、株式会社NTTドコモ東海支社
  - ア 施設が被災した場合には、被害状況と既存計画を踏まえた上で、原状復旧か新たな機能の向上を含めた復興を図っていくのかということ迅速に判断し、復旧・復興事業を実施する。
  - イ 復旧・復興事業の実施に当たっては、県及び関係市町村との調整を図るとともに、必要に応じ他の基盤施設の管理者等とも調整を行う。
  - ウ 復旧・復興事業の進捗等に関する広報を実施する。
- (5) 日本赤十字社静岡県支部
  - ア 義援金の募集・義援金募集配分委員会への参加
  - イ 協力奉仕者及び関係団体との連絡調整
- (6) 日本放送協会（静岡放送局浜松支局）
  - ア 復旧・復興時の時節に応じた混乱防止、民心の安定及び復旧・復興対策に資するための有効適切な関連番組の編成
  - イ 復旧・復興状況に関する迅速かつ的確な放送の実施
  - ウ 生活再建支援策等を広報・PRする番組の的確な放送の実施
  - エ 県外疎開者を対象とした震災関連情報番組の放送の実施
- (7) 中日本高速道路株式会社（東京支社）
  - ア 管轄する基盤施設が被災した場合には、被害状況と既存計画を踏まえた上で、原状復旧か新たな機能の向上を含めた復興を図っていくのかということ迅速に判断し、復旧・復興事業を実施する。
  - イ 復旧・復興事業の実施に当たっては、県及び関係市町村との調整を図るとともに、必要に応じ他の基盤施設の管理者等とも調整を行う。
  - ウ 復旧・復興事業の進捗等に関する広報を実施する。
- (8) 日本通運株式会社（浜松支店）、福山通運株式会社、佐川急便株式会社、ヤマト運輸株式会社、西濃運輸株式会社  
復旧・復興事業に関連する車両の確保及び運行
- (9) 中部電力株式会社（掛川営業所、掛川電力所）
  - ア 変電所や配電施設等の施設が被災した場合には、被害状況と既存計画を踏まえた上で、原状復旧か新たな機能の向上を含めた復興を図っていくのかということ迅速に判断し、復旧・復興事業を実施する。
  - イ 復旧・復興事業の実施に当たっては、県及び関係市町村との調整を図るとともに、必要に応じ他の基盤施設の管理者等とも調整を行う。
  - ウ 復旧・復興事業の進捗状況や公衆感電防止及び漏電防止に関する広報を実施する。
- (10) 一般社団法人日本建設業連合会中部支部  
公共土木施設の被害調査及び復旧に関する協力
- (11) 株式会社イトーヨーカ堂、イオン株式会社、ユニー株式会社、株式会社セブン イレブン・ジャパン、株式会社ローソン、株式会社ファミリーマート、株式会社セブン&アイ・ホールディングス  
被災地の復旧・復興を支援するため事業活動を早期に再開する。

### 3 指定地方公共機関

- (1) 一般社団法人静岡県LPガス協会（西部支部袋井地区）

必要に応じ代替燃料の供給に協力する。

(2) 静岡県道路公社

ア 管轄する基盤施設が被災した場合には、被害状況と既存計画を踏まえた上で原状復旧か新たな機能の向上を含めた復興を図っていくのかということを迅速に判断し、復旧・復興事業を実施する。

イ 復旧・復興事業の実施に当たっては、県及び関係市町村と調整を図るとともに、必要に応じ他の基盤施設の管理者等とも調整を行う。

ウ 復旧・復興事業の進捗等に関する広報を実施する。

(3) 天竜浜名湖鉄道株式会社

ア 鉄道施設が被災した場合には、被害状況と既存計画を踏まえた上で原状復旧か新たな機能の向上を含めた復興を図っていくのかということを迅速に判断し、復旧・復興事業を実施する。

イ 復旧・復興事業の実施に当たっては、県及び関係市町村と調整を図るとともに、必要に応じ他の基盤施設の管理者等とも調整を行う。

ウ 復旧・復興事業の進捗等に関する広報を実施する。

(4) 静岡放送株式会社、株式会社テレビ静岡、株式会社静岡朝日テレビ、株式会社静岡第一テレビ、静岡エフエム放送株式会社

ア 復旧・復興時の時節に応じた混乱防止、民心の安定及び復旧・復興対策に資するための有効適切な関連番組の編成

イ 復旧・復興状況に関する迅速かつ的確な放送の実施

ウ 生活再建支援策等を広報・PRする番組の的確な放送の実施

エ 県外疎開者を対象とした震災関連情報番組の放送の実施

(5) 一般社団法人静岡県トラック協会（中遠分室）

復旧・復興事業に係わる車両の確保及び運行

(6) 土地改良区（太田川上流部土地改良区・一宮土地改良区）

ア 管轄する施設（用水路、取水門、頭首工等）が被災した場合には、被害状況と既存計画を踏まえた上で、原状復旧か新たな機能の向上を含めた復興を図っていくのかということを迅速に判断し、復旧・復興事業を実施する。

イ 復旧・復興事業の実施に当たっては、国・県及び町との調整を図るとともに、必要に応じ他の基盤施設の管理者とも調整する。

ウ 復旧・復興事業の進捗等に関する広報を実施する。

(7) 公益社団法人静岡県栄養士会

ア 要配慮者等への食料品の供給に関する協力

イ 避難所における健康相談に関する協力

(8) 一般社団法人静岡県建設業協会（袋井建設業協会）、森町建設事業協同組合

公共土木施設の被害調査及び復旧に関する協力

## 第2章 激甚災害の指定

### 計画作成の主旨

大規模地震災害発生後に、迅速かつ的確な被害調査を行い、当該被害が「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」（以下「激甚災害法」という。）に基づく、激甚災害の指定を受けるための手続きを行う。

計画の内容

### 62-1 基本方針

町は、被害調査に基づき、当該災害が激甚災害法及び同法に基づく激甚災害の指定基準に該当し、特別な地方財政援助又は被災者に対する特別な助成が必要と認められる場合は、政令指定を得るため適切な措置を講ずるものとする。

### 62-2 町の実施事項

- 1 町長は、激甚災害指定基準又は局地激甚災害指定基準を十分に考慮して被害状況を調査し、県知事に報告する。
- 2 町長は、激甚災害の指定を受けたときは、速やかに関係調書等を作成し、県関係各部署に提出しなければならない。

## 第3章 震災復興計画の策定

計画作成の主旨

被災地の復興に当たっては、単に震災前の姿に戻すことにとどまることなく、総合的かつ長期的な視野に立ち、より安全で快適な空間創造を目指し、発災後、町民各層の意見を踏まえた震災復興計画を策定する。

また、その際は、女性や要配慮者などの多様な主体の参画が図られるよう努めるものとする。

計画の内容

### 63-1 町

- 1 計画策定の体制  
町長は、必要があると認めたときは、計画策定本部を設置し、震災復興計画を策定する。
- 2 計画の構成  
計画は、基本方針（ビジョン）と、道路、河川、農業施設、公共施設、住宅復興、産業復興などからなる分野別復興計画により構成する。
- 3 計画の基本方針  
計画の策定に当たっては、町の総合計画との調整を図るものとする。
- 4 計画の公表  
計画策定後は、新聞、テレビ、ラジオ等の報道機関を通じ速やかに公表するとともに、臨時刊行物等を配布し、住民に周知し、被災地の復興を促進するものとする。
- 5 国・県との調整  
計画策定に当たっては、国や県等と調整を行う。

## 第4章 復興財源の確保

計画作成の主旨

復旧・復興対策が円滑に実施できるように被災後できるだけ早い時期に財政需要見込額を把握し、復興財源の確保を図る。

計画の内容

### 64-1 予算の編成

- 1 復旧・復興事業を迅速に実施できるように被災後できるだけ早い時期に財政需要見込額を把握し、復興財源の確保を図る。
- 2 財政需要見込額の算定

災害状況調査を基に、次の財政需要見込額を算定する。

- (1) 復旧・復興事業
- (2) 震災復興基金への出捐金及び貸付金
- (3) その他

### 3 発災年度の予算の執行方針の策定

緊急度が高い復旧・復興事業を滞りなく実施するため、優先的に取り組むべき対策と執行を当面凍結すべき事業を抽出し、予算執行方針を策定する。

### 4 予算の編成方針の策定

復旧・復興対策を迅速かつ的確に実施するため、当初予算、補正予算を通じた編成方針を策定する。

## 64-2 復興財源の確保

### 1 基本方針

災害後の復旧・復興対策実施のための事業費は莫大になることが予想され、災害の影響による税収の落ち込み、財政状況の悪化が懸念される。復旧・復興対策を迅速かつ的確に実施していくため、財源確保に関する適切な措置を講ずる。

### 2 地方債の発行

復旧・復興対策に係る莫大な財政重要と大幅な税収減に対応するため、県と調整を図りながら、次の措置を講じ、財源を確保する。

- (1) 災害復旧事業債
- (2) 歳入欠かん等債
- (3) その他

### 3 その他の財源確保策

復興を目的とした公営競技等の開催による復興財源の確保を検討する。

## 第5章 震災復興基金の設立

### 計画作成の主旨

被災者を一日も早く救済し、円滑な自立を支援するとともに、総合的な復旧・復興対策を長期的かつ安定的に進め、被災地域全体の復興を図るため、発災後、必要に応じ震災復興基金を設立する。

### 計画の内容

#### 65-1 震災復興基金の設立

- 1 町長は、復旧・復興対策を円滑に実施するため、県の震災復興基金の設立に協力する。
- 2 町長は、基金の運用に関して、県と所要の調整を図る。

## 第6章 復旧事業の推進

### 計画作成の主旨

基盤施設（道路・河川・農業用施設など公共施設等）の管理者は、必要に応じ再度災害防止の観点も踏まえた、速やかな復旧事業の推進を図る。

### 計画の内容

#### 66-1 復旧計画の策定

##### 1 基本方針

被災者の一日も早い復興のためには、これらの活動を支える基盤施設の迅速な復旧が必要不可欠である。

そのためには、関連する他の基盤施設の被災状況・応急復旧状況及び既存の計画、町復興計画の動向等を踏まえ、関連する部署や他機関との調整を図ったうえで、迅速かつ計画的な復旧計画を策定する。

## 2 被害調査の報告

各基盤施設の管理者は管理施設の被害について調査し、円滑な復旧のための措置を講ずる。

## 3 復旧計画の策定

各基盤施設の管理者は被害の状況、地区の特性等を勘案しながら、県の復旧計画と整合を図り、必要に応じ再度災害防止の観点をも踏まえた復旧計画を作成する。

### 66-2 基盤施設の復旧

#### 1 基本方針

基盤施設の管理者は、災害による地域の社会経済活動の低下を最小限にとどめるため、可能な限り迅速かつ円滑な復旧を図るものとする。

#### 2 復旧事業の実施

復旧計画に基づき、県及び防災関係機関と調整のうえ、迅速かつ円滑な復旧を図る。

#### 3 復旧完了予定時期の明示

基盤施設の管理者は、復旧完了予定時期の明示に努める。

#### 4 地籍調査の実施

平常時より地籍調査を実施し、被災後の円滑な復旧・復興事業の基礎資料を整備する。

## 第7章 町の復興

### 計画作成の主旨

被災した地域の復興を迅速かつ円滑に進め、災害に強く快適で利便性の高い地域の構造的基盤の形成を図るとともに、環境に配慮し、高齢者、障がいのある人にきめ細かく配慮した安全で魅力あるまちづくりを行う。

### 計画の内容

#### 67-1 町復興計画の策定

##### 1 基本方針

被災者の生活確保及び生活再建のために、これらの活動を支える基盤施設の迅速な復興が必要不可欠である。このため、地域としての面的な被災状況や関連する他の基盤施設の被災状況・応急復旧状況・既存の計画・復旧計画を踏まえ、必要に応じ新設を含む既存基盤施設の見直しを行い、町復興計画を策定する。

##### 2 町復興計画の策定

町の復興方針を定めた復興計画を策定する。

#### 67-2 都市の復興

##### 1 基本方針

都市計画区域内の市街地が被災した場合、災害に強く都市機能の向上が必要と判断した区域については、合理的かつ健全な市街地の形成を図るため、「震災復興都市計画行動計画」に基づき復興計画を作成し、その計画に基づき市街地を復興する。

##### 2 被害状況の把握

町は各機関と協力し被害状況調査を行い、県に報告する。

##### 3 被災市街地復興推進地域の都市計画案作成

緊急復興地区を対象に被災市街地復興推進地域の都市計画案を作成し、都市計画決定を行う。

##### 4 都市復興基本計画の策定



県の都市復興基本計画を踏まえ、また県と連絡調整を図り、復興の目標、土地利用方針、都市施設の整備方針及び市街地復興基本方針等を示した都市復興基本計画を策定する。

#### 5 復興都市計画案等の作業及び事業実施

- (1) 緊急復興地区を含む被災地域全域について、実施する事業制度、活用する補助事業等を検討する。
- (2) 都市計画事業を実施する場合には、都市計画案の作成・決定を行い事業を実施する。

#### 6 復興まちづくり支援事業の実施

住民主体の復興まちづくりを行うために、応急危険度判定士の中から建築復興アドバイザーを養成し、住民組織やまちづくり活動への支援・助成等を行う。

### 67-3 農山村の復興（主に都市計画区域外）

#### 1 基本方針

都市計画区域内外の農山村が被災した場合、災害に強く居住環境の向上等を図る必要がある区域については、合理的かつ健全な居住環境等の形成を図るため、単なる原状復旧ではなく復興を計画的に実施する。

#### 2 被害状況の把握

各機関と協力被害状況調査を行い、県に報告する。

#### 3 集落復興基本計画の作成

県の復興基本方針を踏まえ、また、県と連絡調整を図り、復興の目標、土地利用方針等を定めた集落復興基本計画を作成する。

#### 4 被災市街地復興推進地域の都市計画案作成

都市計画区域に編入した地区について、被害が甚大で緊急に面的整備が必要と判断される区域を対象に被災市街地復興推進地域の都市計画の作成・決定を行う。

#### 5 復興都市計画案等の作成及び実施

都市計画区域に編入した地区について、実施する事業制度等を検討する。都市計画事業等を実施する場合には、都市計画の作成・決定を行い事業を実施する。

#### 6 集落復興計画案の作成および実施

土木・農業・林業・漁業関係等の基盤整備事業を活用し復興を行うとした地区については、活用する事業制度等を検討し集落復興計画を作成し実施する。

#### 7 集落復興支援事業の実施

住民主体の集落復興を行うために、応急危険度判定士の中から建築復興アドバイザーを養成し、住民組織やまちづくり活動への支援・助成等を行う。

## 第8章 被災者の生活再建支援

### 計画作成の主旨

被災者が新たな生活への意欲を持つことに重点を置き、町民生活の安定を図るための施策を講ずるとともに、自力による生活再建を支援する。

### 計画の内容

#### 68-1 恒久住宅対策

##### 1 基本方針

被災者の生活再建を支援するため、生活基盤である住宅については、被災者による自力再建を基本とした住宅再建支援を行うとともに、公的住宅の供給を行う。

##### 2 住宅復興計画の策定

県の住宅復興計画を踏まえ、また、県と連絡調整を図り、住宅復興方針等を定めた町住宅復興計画を策定する。

### 3 県との協議

公的住宅に関する事項等について、県との協議を行う。

### 4 災害公営住宅等の供給

(1) 他の用途と調整を行い、公有地等のオープンスペースを建設用地として確保し、災害公営住宅等を供給する。

(2) 買取り・借上げ方式による災害公営住宅等の供給を推進する。

(3) 特定優良賃貸住宅のストックの活用を図る。

### 5 住宅に関する情報提供

相談窓口等において、自力再建支援及び公的住宅の入居等に関する情報等を提供する。

### 6 保険の活用

地震保険の普及推進

地震保険は、地震等による被災者の生活安定に寄与することを目的とした公的保険制度であり、被災者の住宅再建にとって有効な手段の一つであることから、その制度の普及促進にも努めるものとする。

## 68-2 災害弔慰金等の支給

### 1 基本方針

震災により死亡した者の遺族に対し災害弔慰金を、精神又は身体に著しい障がいを受けた者に対し、災害障害見舞金を支給する。

### 2 支給対象者の把握

「災害救助法」の適用のための調査結果等を活用し、災害弔慰金と災害障害見舞金の支給対象者を把握する。

### 3 支給方法の決定及び支給

災害弔慰金と災害障害見舞金の支給方法を定め、「災害弔慰金の支給等に関する法律」に基づき支給する。

## 68-3 被災者の経済的再建支援

### 1 基本方針

被災者が、震災による痛手から速やかに再起し、生活の安定を回復するため、被災者に対して金銭の支給及び資金の融資等の経済支援を行う。

### 2 被災状況の把握

「災害救助法」の適用のための調査結果を活用し、次の事項を把握し県に報告する。また、情報が不足している地域には補足調査を行う。

(1) 死亡者数

(2) 負傷者数

(3) 全壊・半壊住宅数等

### 3 り災証明の発行

(1) り災証明発行窓口を設置し、被災状況調査を基に希望者にり災証明を発行する。

(2) り災証明調査窓口を設置し、再調査の希望に対応する。

### 4 災害援護資金の貸付

「災害弔慰金の支給等に関する法律」に基づき、被災世帯を対象に災害援護資金の貸付を行う。

#### 5 被災者生活再建支援基金の申請受付等

被災者に対する制度の説明、必要書類の発行、被災者からの申請書類の確認など必要な業務を行うとともに、被災者生活再建支援法人により委託された事務を迅速に実施する。

#### 6 義援金の募集等

- (1) 町への義援金を受け付けるために、役場等に受付窓口を設置するとともに、銀行口座を開設する。
- (2) 県が設置する義援金募集・配分委員会（仮称）に参加する。

#### 7 町税の減免等

地方税法及び条例に基づき、町税の減免及び徴収猶予、申告等の期限の延長等の適切な措置を行う。

### 68-4 雇用対策

#### 1 基本方針

静岡労働局、公共職業安定所等と連携して、雇用状況を把握し、被災者の経済的な生活基盤を確保するため、雇用維持対策を実施するとともに、震災により離職を余儀なくされた被災者の生活再建を図るため、再就職支援策を実施する。

#### 2 相談業務の実施

雇用に関する相談があった場合には、公共職業安定所に伝達する。

### 68-5 要配慮者の支援

#### 1 基本方針

高齢者や障がいのある人等のいわゆる要配慮者は、震災による生活環境の変化等に対応することが一般の被災者よりも困難であることから、速やかに安定した生活を回復できるよう積極的な支援を行う。

#### 2 被災状況の把握

「災害救助法」の適用のための調査結果等を活用し、次の事項を把握し、県に報告する。また、情報が不足している地域には補足調査を行う。

- (1) 要配慮者の被災状況及び生活実態
- (2) 被災地内外の社会福祉施設の被災状況及び再開状況

#### 3 一時入所の実態

震災により新たに社会福祉施設への入所が必要となった要配慮者に対し、町施設への一時入所を実施する。

#### 4 福祉サービスの拡充

- (1) 定員以上の入所者及び通所者を受け入れている施設を対象に、人員確保や必要となる設備の導入を行うとともに、民間の施設を対象に支援を行う。
- (2) 緊急通報システムの整備、巡回の実施といった在宅福祉サービスの充実を図る。
- (3) 被災児童等については、学校巡回相談等を実施するとともに、児童・学童相談所等の専門相談所を設置する。

#### 5 健康管理の実施

応急住宅に居住する被災住民に対する健康管理体制を確立するとともに、保健管理・栄養指導等を実施する。

### 68-6 生活再建支援策等の広報・PR

#### 1 基本方針

被災直後の応急復旧期から復興期にかけて継続的に生じる生活再建関連施策に関する情報提供のニーズに対応し、被災者の一日も早い生活再建を促進するため、生活再建に関する支援施策等の情報提供を積

極的に行う。

- 2 生活再建支援施策等の広報・PR  
町広報等を活用し、震災関連情報の広報・啓発を行う。

#### 68-7 相談窓口等の設置

- 1 基本方針  
被災者が速やかに安全で安心できる生活を送れるよう、様々な問題解決への助言や情報提供等の各種生活相談を実施する総合的な相談窓口を設置する。
- 2 相談窓口等の開設
  - (1) 発災後の相談ニーズに応じ、相談窓口等を設置するとともに、相談担当職員等を動員する。
  - (2) 相談員等の設置に当たり、必要に応じ、県に対して相談員の派遣を要請する。
- 3 相談窓口等の業務の遂行
  - (1) 電話や面接等により、必要とされる情報を的確に提供し、様々な生活相談に対応する。
  - (2) 県と十分な連携を図り、相談体制の一層の充実を図る。
- 4 相談窓口等の閉鎖等  
相談状況に応じ、相談窓口等の役割が終了したと判断される場合には、これを閉鎖する。

### 第9章 地域経済復興支援

#### 計画作成の主旨

被災地域の活性化を図り、町内に活力ある経済社会を実現するため、総合的できめ細かな経済支援策を実施する。

#### 計画の内容

#### 69-1 産業復興計画の策定

- 1 基本方針  
経済復興を迅速に行うため、町と民間が緊密に連携し、各々の役割分担を着実に実施するため、産業復興方針等を定めた産業復興計画を策定する。
- 2 産業復興計画の策定  
産業復興方針等を定めた産業復興計画を策定する。

#### 69-2 中小企業を対象とした支援

- 1 基本方針  
被災した中小企業の自立再建を図るため、中小企業を対象とした事業の場の確保及び資金の調達に関する支援等を実施する。
- 2 中小企業の被災状況の把握  
県が行う中小企業の被災状況調査に協力する。
- 3 事業の場の確保  
事業の場の確保に関する支援策を必要に応じ実施する。
- 4 支援制度・施策の周知  
中小企業を対象とした支援制度・施策を、県と連携し周知する。

#### 69-3 農林業者を対象とした支援

- 1 基本方針  
被災した農林業関連施設の迅速な災害復旧を図り、経営・生活の維持・安定を図るため、農林業者を対象とした支援を実施する。

2 農林業者の被災状況の把握

農林業者の被災状況調査を県と連携し実施する。

3 支援制度・施策の周知

農林業者を対象とした支援制度・施策を、県と連携し周知する。

**69-4 地域全体に影響を及ぼす支援**

1 基本方針

地域経済の復興を迅速に軌道に乗せ、地域をより発展させるため、地域全体に影響を及ぼす支援策を実施する。

2 イベント・商談会の実施

県と連携し、必要に応じ、町独自のイベント・商談会等を実施する。

3 誘客対策の実施

県や関係団体等と連携し必要に応じ、誘客対策を実施する。